



第2次東根市都市計画マスタープラン

# 第2次 東根市都市計画 マスタープラン



山形県 東根市



令和3年3月  
東根市

東根市

## 『「ひがしねらしさ」が輝き、 変化する未来に挑むまち』を目指して



本市では、平成13年に策定した「東根市都市計画マスタープラン」に基づき、一本木地区や神町北部地区の土地区画整理事業による市街地の開発、道路網の整備、公共下水道の拡大、さくらんぼタントクルセンターやまなびあテラスなどの新たな公共施設の充実など、さまざまな都市基盤整備を積極的に推進してきました。これらの都市機能の向上は、新たな商業施設の立地や民間による宅地開発など、多くのにぎわいを生み、県内で最も勢いのある市と評されるまで躍進し、着実に本市発展の成果として現れています。

現在、全国的に人口減少・超高齢社会を迎えている中、これまで人口増加を続けてきた本市においても、同様の情勢が見込まれていますが、今後はこれらを見据えた持続可能なまちづくりの必要性を重要な課題として捉えています。

また、近年日本各地で地震や豪雨などの自然災害が多発しています。令和2年7月豪雨では、本市においても大きな被害が発生し、安全・安心なまちづくりに対する市民ニーズも高まっています。公共施設・道路・公園・上下水道などの社会インフラは、老朽化が進行し、これらに対応した公共施設のライフサイクルコストの低減に向けた長寿命化の推進が必要となります。

このような考えのもと、「第2次東根市都市計画マスタープラン」では、将来都市像を『「ひがしねらしさ」が輝き、変化する未来に挑むまち』と定め、これまでの成長社会から現在の成熟した社会に変遷した動向を踏まえながら、土地利用の方針や都市施設の整備方針、都市環境の形成など、まちづくりの方針を体系化して示しています。本計画をもとに、将来都市像の実現と持続可能で魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

本計画の実現には、市民、事業者、行政の協働による取り組みが重要です。本計画で定めたそれぞれの行動計画を踏まえ、みんなが誇りと愛着を持てるまちづくりを進めて参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民懇話会や地域別懇談会の委員をはじめとした市民の皆さま、関係機関の方々に心から御礼申し上げます。

令和3年4月

東根市長 土 田 正 剛



# 目次

<b>序章 都市計画マスタープランについて</b> .....	<b>1</b>
第1節 都市計画マスタープランとは .....	1
第2節 計画の背景・目的.....	1
第3節 計画の位置づけ.....	1
第4節 計画期間 .....	2
第5節 計画の構成 .....	2
第6節 計画の対象 .....	2
<b>第1章 東根市の現況及びまちづくりの課題</b> .....	<b>3</b>
第1節 社会情勢の把握.....	3
第2節 上位計画・関連計画.....	7
第3節 東根市の現況整理.....	10
第4節 第1次計画の検証.....	28
第5節 今後のまちづくりの視点 .....	39
<b>第2章 基本構想</b> .....	<b>42</b>
第1節 まちづくりの基本理念 .....	42
第2節 将来都市像 .....	43
第3節 想定フレーム .....	43
第4節 まちづくりの目標.....	44
第5節 将来都市構造図.....	45
<b>第3章 全体構想（まちづくりの方針）</b> .....	<b>46</b>
第1節 土地利用の明確化 ～土地利用の方針～ .....	47
第2節 都市構造の明確化 ～軸と拠点づくり～ .....	60
第3節 都市環境の形成 ～安全・快適空間の向上～ .....	69
第4節 地域資源・自然が生きる環境形成 ～やすらぎの向上～ .....	77
第5節 活力と交流の産業形成 ～産業の拠点づくりの方針～ .....	82
第6節 人と人との関係づくり ～コミュニティづくり～.....	85
<b>第4章 重点方針</b> .....	<b>87</b>
<b>第5章 地域別構想</b> .....	<b>93</b>
第1節 中部地域 .....	95
第2節 北部地域 .....	102
第3節 南部地域 .....	109
第4節 東部地域 .....	115
第5節 西部地域 .....	121
<b>第6章 まちづくりの実現化方策</b> .....	<b>127</b>
第1節 実現化に向けた考え方 .....	127
第2節 まちづくりの行動計画.....	127
第3節 まちづくりの推進体制 .....	129
<b>巻末資料</b>	
1. 本計画策定のプロセス.....	資 1
2. 本計画策定にかかる各種委員名簿 .....	資 2
3. 市民アンケート調査の概要.....	資 3

# 序章 都市計画マスタープランについて

## 第1節 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを言います。

具体的な都市計画の指針として、まちづくりの将来ビジョンを確立し、地域別の将来あるべき姿をより具体的に明示します。地域におけるまちづくりの課題と、これに対応した整備等の方針を定め、今後の本市の都市計画を進める際の指針となるものです。策定にあたっては、市町村がそれぞれに創意工夫を発揮し、住民の意見を十分に反映することが求められており、まちの個性や地域性を活かすことができる計画となっています。

## 第2節 計画の背景・目的

本市で平成12年度に策定した「第1次東根市都市計画マスタープラン（以下、「第1次計画」）」は、令和2年度に目標年次を迎えました。

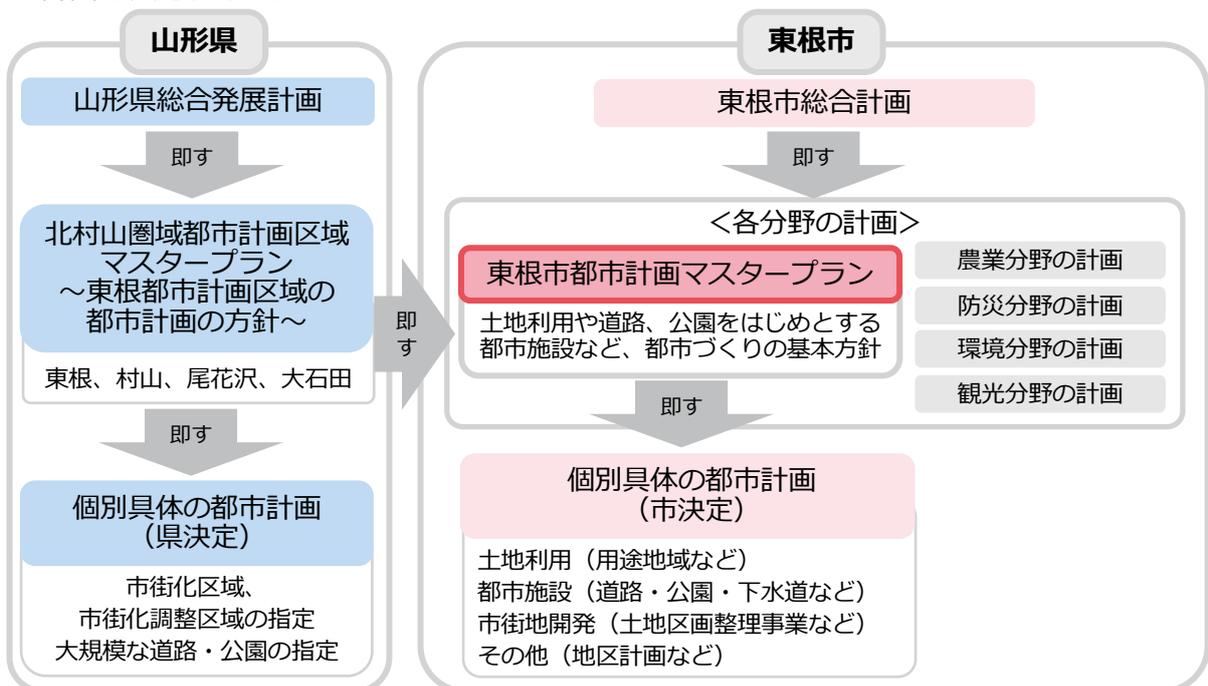
この間、市街地の開発や中心市街地形成による魅力ある都心づくりのほか、子育て支援施策の先駆的な取り組みなどにより着実な発展を遂げてきましたが、少子高齢化の進行や耕作放棄による農地の減少など、本市を取り巻く情勢は大きく変化しています。

このような状況のなか、事業の進展と計画の実効性を踏まえ、市民とともに都市の将来を築き上げていくため、「第2次東根市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」）」を策定しました。

## 第3節 計画の位置づけ

本計画は、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や本市の最上位計画である「総合計画」に即し、まちの将来の姿や具体的な整備方針を定めるものです。

本計画に基づき、土地利用の規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設などの個別計画を決定していきます。



## 第4節 計画期間

本計画は、令和2年度を基準年度とし令和3年度から令和22年度までの20年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化に対応して、随時見直しを行っていくものとします。

## 第5節 計画の構成

本計画は、大きく「基本構想」、「全体構想」、「重点方針」、「地域別構想」、「まちづくりの表現化方策」、の5つで構成しています。

基本構想では本市のまちづくりの理念(考え方)、将来像、目標について基本的な方針を定めています。

全体構想では分野別(土地利用、都市構造、都市環境など)に東根市全体のまちづくりの方針について定めています。

地域別構想では都市計画区域を5つの地域(中部、北部、南部、東部、西部)に分け、都市計画マスタープランが市民にとってより身近に感じられるように、より具体的な地域のまちづくりの方針について定めています。

## 第6節 計画の対象

本計画の対象地域は、原則「東根都市計画区域」となっています。

ただし、都市計画区域の指定がない地域でも防災等を踏まえた都市整備の方向性を示す必要があるため、区域外も考慮して計画策定を行っています。



図. 計画の対象

# 第1章 東根市の現況及びまちづくりの課題

## 第1節 社会情勢の把握

### (1) 少子高齢化と人口減少社会

我が国では、少子高齢化が急速に進行した結果、平成9年には65歳以上の老年人口が14歳未満の年少人口の割合を上回るようになり、15歳から64歳までの生産年齢人口も減少しています。この傾向は、山形県だけではなく、人口が増加し続けてきた本市においても見られ、平成27年の国勢調査において、老年人口が年少人口の割合を上回っています。生産年齢人口については、増減をしながら横ばいとなっていますが、今後は減少が見込まれています。

今後のまちづくりは、こうした少子高齢化、生産年齢人口の減少等による地域経済の縮小や労働者の不足等の影響を最小限に抑えていくことが求められます。

国及び山形県の人口が減少するなか、本市は、人口と世帯数が増加し続けてきましたが、近い将来、人口減少が見込まれます。地域別に見ると、中心市街地がある中部地域、良好な住環境として整備が進む南部地域においては当面人口の維持が見込まれるものの、西部地域や東部地域等、それ以外の地域においては、人口減少や少子高齢化が見込まれます。その結果、既成市街地においては、空き家・空き店舗<sup>1</sup>・空き地の増加に伴い、都市の密度が低下する都市のスポンジ化<sup>2</sup>が進行し、環境の悪化が懸念されます。核家族化や後継者不足が進む近年、集落地区においては、空き家等の増加だけではなく、集落の維持が困難になることが危惧されています。

そのため、地域によって異なる人口動向や公共施設のストック状況を踏まえ、産業や文化、歴史等の地域特性を活かした土地利用や都市基盤の整備が必要です。

### (2) 環境問題の深刻化と持続可能なまちづくり

世界的な規模で、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁、資源の枯渇など多くの環境問題が発生しており、生態系への影響など環境への負荷が深刻化しています。特に地球温暖化は、世界共通の喫緊の課題であり、国内でも異常気象による生態系、農業、社会基盤などへの影響が懸念されています。

このように地球規模で深刻化する環境問題の解決を図るためには、国際社会全体での取り組みが必要であり、本市においても環境先進都市として、令和2年に「ゼロカーボンシティ」を表明しており、環境に配慮したまちづくりを進めていくことが必要です。



- 1 空き店舗：元の店舗が閉鎖あるいは既存のテナントが退店して、その後入居営業するテナントが決まっていない状態の店舗。また、所有者が営業を続けるつもりがなく閉鎖したままの店舗も空き店舗とする。店舗数の減少は、街の魅力や集客力、収益の減少につながる。
- 2 都市のスポンジ化：都市の内部で空き地や空き家等がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

まちづくりにおける環境への負荷については、都市活動による二酸化炭素の排出をはじめ、自動車交通量の増加や交通渋滞による沿道環境の悪化、大量生産・大量消費による廃棄物の発生、都市開発に伴う動植物の生態系の変化などが挙げられます。これらの環境に係る諸問題へ対処するため、人口が集積する中心拠点や生活拠点を利便性の高い公共交通で結び、自家用車による二酸化炭素排出を抑制する等、効率的で持続可能なまちを目指すコンパクト・プラス・ネットワーク<sup>3</sup>により、環境負荷の小さな都市構造へ転換していくことが必要です。

### (3) 共生社会と国際化への対応

日常生活のデジタル化やグローバル化の進展等により、ライフスタイルや価値観の多様化が近年さらに進んでおり、個性など心の豊かさを重視する社会へと変化してきています。さらに、年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関係なく、一人一人が積極的に社会に参加・貢献していくことができる共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

本市においても、障がいに対する偏見などの心の壁(バリア)や、社会参加を妨げている社会的障壁を取り除くため、令和元年に「東根市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の制定を行っています。

また、公共施設等の段差をなくす等のバリアフリー<sup>4</sup>化や、あらゆる人が使いやすいユニバーサルデザイン<sup>5</sup>の施設整備などの環境づくりに取り組んできています。今後の都市空間づくりにおいても、暮らしの質を高める多様なテーマへの取り組みや、障がいの有無にかかわらず、誰もが安全で快適に暮らすことのできるノーマライゼーション社会の推進が必要です。

政治・経済、文化など様々な側面において、国家や地域の垣根を越えるグローバル化が進展し、人・物・情報の流れは、世界情勢の変化に大きく影響される時代となっています。また、人口減少社会を背景とした、国内における労働力を確保するための外国人労働者の受け入れ拡大や、地域経済の活性化に取り組むためのインバウンド対策の推進が活発になっています。

本市においても、在住、来訪する外国人が増加しており、様々な分野においてグローバル化が進んでいます。また、平成29年には「国際交流元年」と位置づけ、ドイツのインゲルハイム アム ライン市との交流を開始するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンとして、国際交流や共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。今後も、在住外国人への対応やインバウンド対策について、まちづくりの視点からの取り組みが必要です。



- 3 コンパクト・プラス・ネットワーク：生活サービス機能と居住を集約・誘導し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築により、持続可能なまちを形成する考え方。
- 4 バリアフリー：日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや、情報に関わる障壁などをなくすこと。
- 5 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

## (4) 災害や犯罪等に強い安全なまちづくり

近年、気候変動等が要因とされる集中豪雨や台風等の被害が全国各地で発生していることに加え、地震に対する備えなど自然災害に対する対策は重要となっています。

本市の新たな洪水ハザードマップでは、想定し得る最大規模の降雨により、河川の氾濫が広範囲に及ぶことが示されており、防災・減災に向けた取り組みがさらに必要となっています。本市においても、記録的豪雨が毎年のように発生し、市内各地で冠水被害が発生するようになりました。令和2年7月豪雨では、白水川堤防が決壊し、長瀬地区に甚大な被害をもたらしました。

本市では、令和2年3月に「東根市国土強靱化地域計画」を策定し、想定される大規模自然災害から市民の生命と財産を守る「強靱な東根市」のまちづくりを行うこととしており、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、関係団体が連携した施策を実施していく必要があります。また、本市及び防災関係機関が防災対策上取るべき総合的・基本的事項を定めた「東根市地域防災計画」を踏まえ、今後の土地利用等について検討していく必要があります。

自然災害以外にも、新型コロナウイルスなどの新たな感染症、テロや武力攻撃の脅威等、時代の進展とともに対応すべき課題は多岐にわたっています。また、身近な暮らしにおいても、犯罪や生命を脅かす事件も多発しており、安全・安心に対する市民の関心は高くなっています。

本市のまちづくりにおいても、防火、防犯、交通安全、健康等、あらゆる分野で安全・安心に向けた取り組みが必要です。

## (5) 超スマート社会 (Society5.0) の実現

IoT<sup>6</sup>、AI<sup>7</sup>、RPA<sup>8</sup>などのICT<sup>9</sup>がこれまでにないスピードで進展するとともに、「超スマート社会 (Society5.0<sup>10</sup>)」の実現に向けた動きが加速しています。このように急速に進む技術革新は、ビジネスやライフスタイル等の様々な面で影響を与えています。

今後は、第5世代移動通信システム (5G) の普及とともに、さらなる技術革新・導入が進み、社会経済に大きな変革をもたらす、市民生活に浸透していくことが見込まれます。

本市においても、今後変化していく市民のライフスタイルや生産基盤、都市基盤へのニーズ等に柔軟に対応していく必要があります。

## (6) 持続可能な開発目標 (SDGs) の実現

持続可能な開発目標 (SDGs<sup>11</sup>) では、「誰一人として取り残さない」社会を実現し、豊かで活力ある未来をつくるため、令和12年 (2030年) までに達成すべき、貧困や格差の解消、

---

6 IoT (Internet of Things) : 自動車、家電などあらゆるものがインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となるモノのインターネット。

7 AI (Artificial Intelligence) : 人工知能。

8 RPA (Robotic Process Automation) : ロボットによる業務自動化。

9 ICT (Information and Communications Technology) : 情報通信技術。

10 Society5.0 : サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会。

11 SDGs (Sustainable Development Goals) : 「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。平成27年9月に国連サミットにおいて採択された。

教育など基本ニーズの充足、産業と技術革新、地球環境の保全などに関わる 17 の目標（ゴール）が挙げられています。

わが国においても、平成 28 年 5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が内閣に設置され、同年 12 月には「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定される等、様々な取り組みが進められています。

SDGs の達成は、各国政府による取り組みだけでは困難です。企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして一人一人に至るまで、全ての人の行動が求められています。

本市のまちづくりにおいても、防災、産業、環境、教育等、あらゆる分野で SDGs の実現に向けた取り組みが必要です。

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

図. 17 の目標

## 第2節 上位計画・関連計画

### (1) 第5次東根市総合計画

<b>計画期間</b>	基本構想：令和3年度～令和12年度（10年間） 基本計画：令和3年度～令和7年度（5年間）
<b>めざす将来像</b>	めざす都市像 「豊かな環境 みんなが選ぶ 住みよいまち」 めざす市民像 「創造し 支え合う 心豊かな市民」 めざす行政像 「大げやき行政」
<b>まちづくりの目標</b>	(1) みんな元気にいきいき暮らす 健やかで住みよいまち (2) 自然と環境を未来につなぐ 安全・安心で快適なまち (3) 力強く魅力いっぱいの 産業と交流のまち (4) 心豊かな人を育てる 教育と文化のまち (5) 市民みんなの力でつくる 笑顔輝く協働のまち
<b>まちづくりの共通理念</b>	①協働、 ②安全・安心、 ③交流、 ④共生、 ⑤調和
<b>主要プロジェクト</b>	1 災害に強いまち推進プロジェクト 2 ゼロカーボンシティ推進プロジェクト 3 交通ネットワーク促進プロジェクト 4 交流のまち推進プロジェクト 5 教育環境向上プロジェクト 6 子育て環境向上プロジェクト 7 ひがしねブランド発信プロジェクト 8 デジタル戦略推進プロジェクト
<b>基本計画</b>	第1章 みんな元気にいきいき暮らす健やかで住みよいまち 第1節 子育て環境の充実 第2節 高齢者福祉の充実 第3節 障がい福祉の充実 第4節 地域福祉の推進 第5節 健康づくりの充実 第6節 適正な社会保障の実施 第2章 自然と環境を未来につなぐ安全・安心で快適なまち 第1節 防災機能の強化と強靱なまちづくりの推進 第2節 消防機能の強化 第3節 生活安全の確保 第4節 環境保全の推進 第5節 都市景観の形成 第6節 都市基盤の整備 第7節 公共交通の充実 第8節 上下水道の整備 第3章 力強く魅力いっぱいの産業と交流のまち 第1節 交流の促進 第2節 農林業の振興 第3節 商工業の振興 第4節 雇用・労働環境の充実 第5節 観光の振興 第6節 ひがしねブランドの発信

	<p>第4章 心豊かな人を育てる教育と文化のまち</p> <p>第1節 幼児教育・学校教育の充実</p> <p>第2節 生涯学習の充実</p> <p>第3節 芸術・文化の振興</p> <p>第4節 スポーツの振興</p> <p>第5節 文化財・伝統芸能・伝承文化の保護継承</p> <p>第5章 市民みんなの力でつくる笑顔輝く協働のまち</p> <p>第1節 協働のまちづくり</p> <p>第2節 地域力の向上</p> <p>第3節 移住・定住の促進</p> <p>第4節 人権の尊重と男女共同参画の推進</p> <p>第6章 計画推進のために</p> <p>第1節 大げやき行政の推進</p> <p>第2節 広域行政・国県との連携</p>
--	---

## （2）北村山圏域都市計画マスタープラン（山形県 平成29年3月策定） ～東根都市計画区域の都市計画の方針～

<b>目標年次</b>	<p>目標年次：令和12年 基準年次：平成22年</p>
<b>基本理念</b>	<p>美しくも厳しい自然と共存し、現代の街道とまちづくりが 観光と産業をけん引する「おいしい」空港都市圏</p>
<b>基本方針</b>	<p>「多様な交流」 ～広域交通ネットワークを活用した都市づくり～ 「広域連携」 ～持続可能な都市づくり～ 「まちなか賑わい」 ～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～ 「安全・安心」 ～いのちを守る都市づくり～</p>
<b>主要な都市計画の決定の方針</b>	<p>●土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約型都市構造の形成のため、中央・一本木地区、本町、神町及び温泉地区に業務地や商業地を配置する。</li> <li>・市街地周辺の工業団地として東根大森、大森西、山形臨空及び縄目工業団地を位置付け、インターチェンジ周辺等、交通利便性を活かした新たな物流拠点等の土地利用転換の検討を進める。</li> <li>・大規模集客施設が立地する場合は立地適正化計画等で位置づけた区域への誘導を図る。</li> <li>・用途白地地域のインターチェンジ周辺において、その地域の振興が必要とされる場合等に当たっては、用途地域指定や地区計画等の活用を図り、周辺の土地利用や農林業との調整及び自然環境との調和に配慮しながら、計画的に産業系土地利用を促進する。</li> <li>・新たな住居系用途地域の指定に際して、災害リスクの高い地域への誘導は行わないことを基本とする。</li> <li>・中心市街地の中央・一本木地区については、都市機能を集積するため周辺地域との調和を図りながら土地の高度利用を図る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域交通体系を担う(都)村山尾花沢線と(都)東根村山線（東北中央道）や国道48号など仙塩広域都市圏との広域道路の機能強化を促進するとともに、都市内の骨格となる幹線道路の整備を促進する。</li> <li>・公共交通は、市営バス（一律料金）や買物弱者対策としておでかけさぼーとタクシー事業（満70歳以上の料金一部助成）及び運転リリーフ事業（自主返納65歳以上のタクシー利用券）等、交通の確保や利便性の向上を図る。また、観光交流の促進拠点としてJRさくらんぼ東根駅の活用を図る。</li> </ul> </li> <li>●市街地開発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町地区等の既成市街地において、空き家等の状況を勘案し、防災に配慮した居住環境の整備を図る。</li> <li>・市街地内の未利用地について、地域環境と調和を保ちながら用途地域に応じた適切な土地利用を促進し、土地の有効利用を図る。</li> </ul> </li> <li>●自然的環境の整備・保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の憩いの場や子育て支援、生きがいに寄与するレクリエーション拠点として大森山公園の活用を促進する。</li> </ul> </li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>東根らしい 都市計画の方針</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物処理施設や医療施設の建設・管理運営を共同で行うなど、持続可能な都市経営に向けた取り組みを推進する【連携】</li> <li>○子育て・文化施設やレクリエーション施設、産直などの都市内観光スポット等の周遊性を高め、観光振興によるさらなる交流人口の増加を図る取り組みを促進する【交流】</li> <li>○インターチェンジ周辺等における計画的な産業系の土地利用の拡大や仙塩広域都市圏との産業振興により地域活性化及び雇用創出を促進する【交流】</li> <li>○市街地の空き家や空き地をゆとりある広さの住宅地に転換していくことや、地区住民が交流する場にリノベーションする取り組みを促進する【まちなか賑わい】</li> <li>○新たな住居系用途地域の設定等に際して、災害リスクの高い地域への誘導は行わない【安全・安心】</li> </ul>

## 第3節 東根市の現況整理

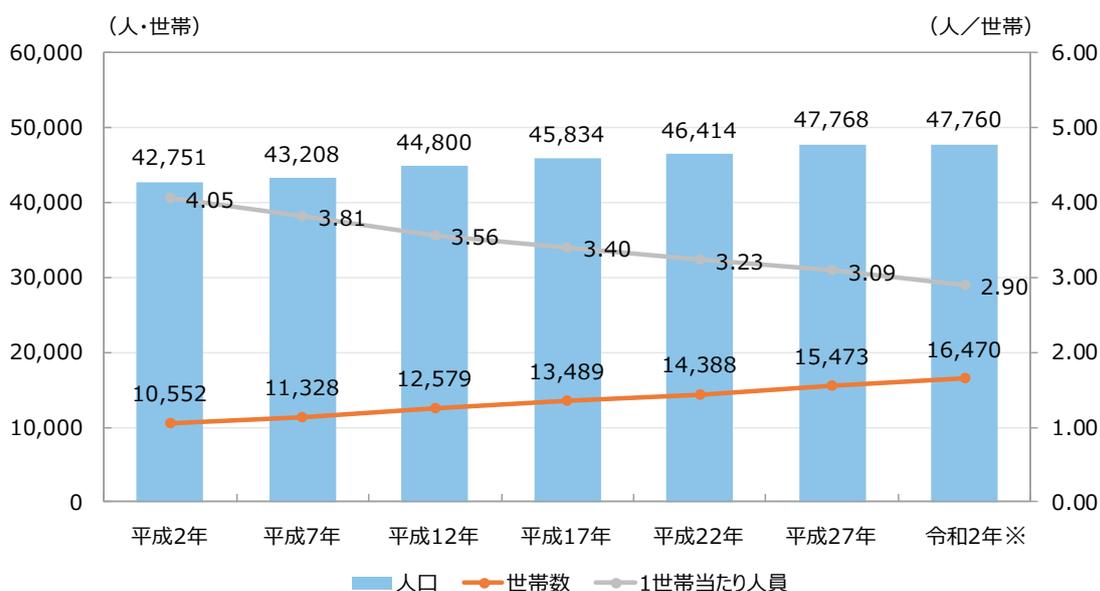
### (1) 人口・世帯数

#### ①人口・世帯数の推移

本市の人口は、令和2年10月1日現在で47,760人となっています。平成2年からの約30年間で約5,000人が増加していますが、近年はほぼ横ばいに推移しています。

世帯数は、平成27年10月1日時点で15,473世帯となっており、平成2年からの約25年間で約4,900世帯が増加しています。

1世帯当たり人員は、平成27年10月1日時点3.09人/世帯で、減少傾向となっています。



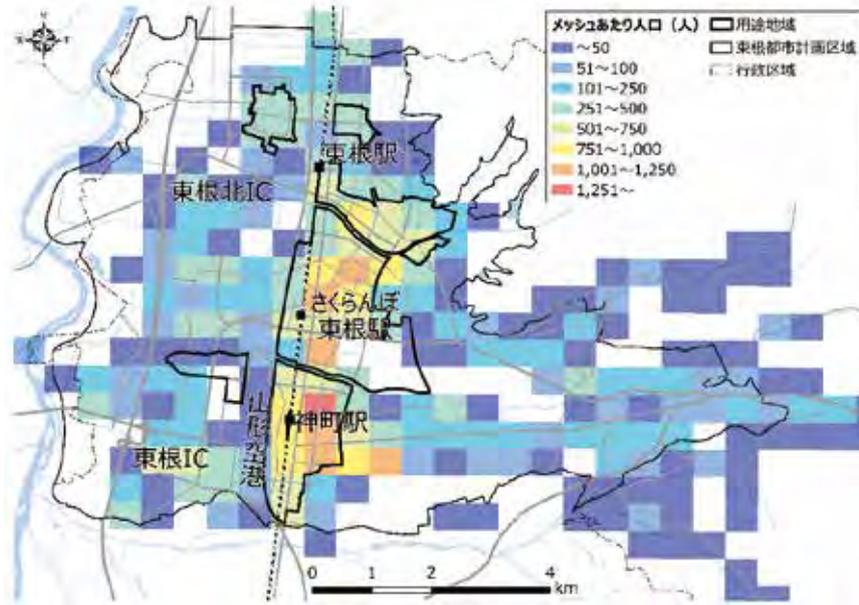
〔出典：H12～H27年…国勢調査各年10月1日時点、  
※R2年…人口 住民基本台帳10月1日時点、世帯数 本市推計値〕

図. 総人口の推移<sup>1 2</sup>

1 2 国勢調査人口と住民基本台帳人口は調査対象が異なるが、本計画策定時点では令和2年の国勢調査人口が公表されていないことから、令和2年には住民基本台帳人口を用いた。

## ②人口密度

本市の人口は、中心市街地である中央・一本木地区と用途地域内の神町地区に集中しており、それ以外の既成市街地や用途地域外の集落地区は、人口密度が中心市街地と比較して低い状況となっています。

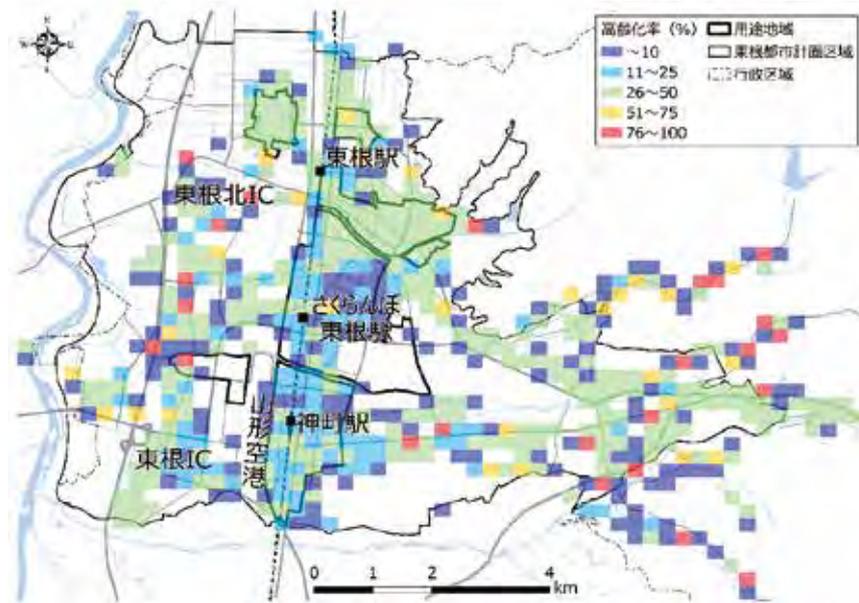


〔出典：国勢調査 500m メッシュ (平成 27 年)〕

図. 人口分布メッシュ

## ③高齢化率

用途地域内においては、中心市街地である中央・一本木地区と用途地域内の神町地区に、青系の着色が多く、高齢化率が低くなっています。一方、それ以外の既成市街地は、緑、黄の着色が多く、高齢化率が高くなっています。用途地域外の集落地区は、緑、黄、赤の着色が多く、高齢化率が高くなっています。



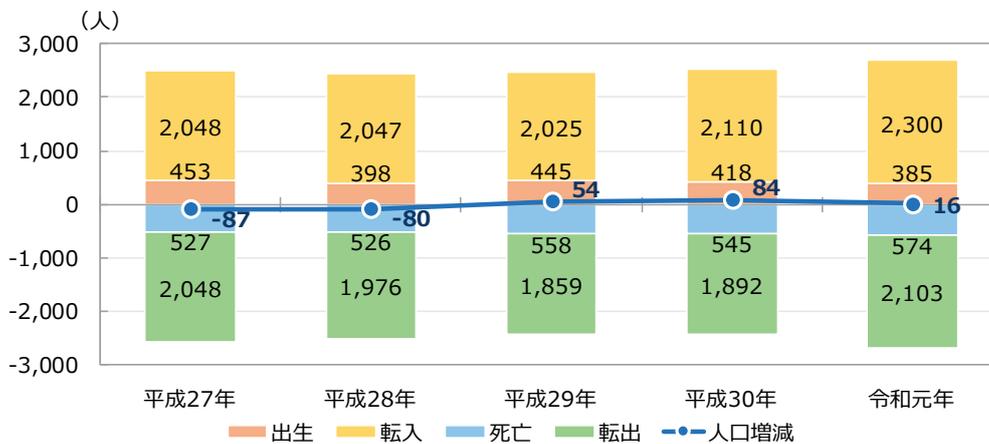
〔出典：国勢調査 250m メッシュ (平成 27 年)〕

図. 高齢化率メッシュ

#### ④自然動態・社会動態

平成 27 年から 5 年間の自然動態の推移を見ると、出生者数は 400 人前後、死亡者数は 500 人以上となっており、死亡者数が出生者数を上回る傾向が続いています。一方、社会動態は、令和元年の転出入者数がともに大きく増加し、過去 5 年間の推移では、転入者数は 2,100 人前後、転出者数は 2,000 人前後となっており、転入超過で推移しています。

人口増減は、平成 27 年以降、増減しながら横ばいに推移しています。



〔出典：令和 2 年度版数字でみる東根市の概要〕

図. 人口動態の推移

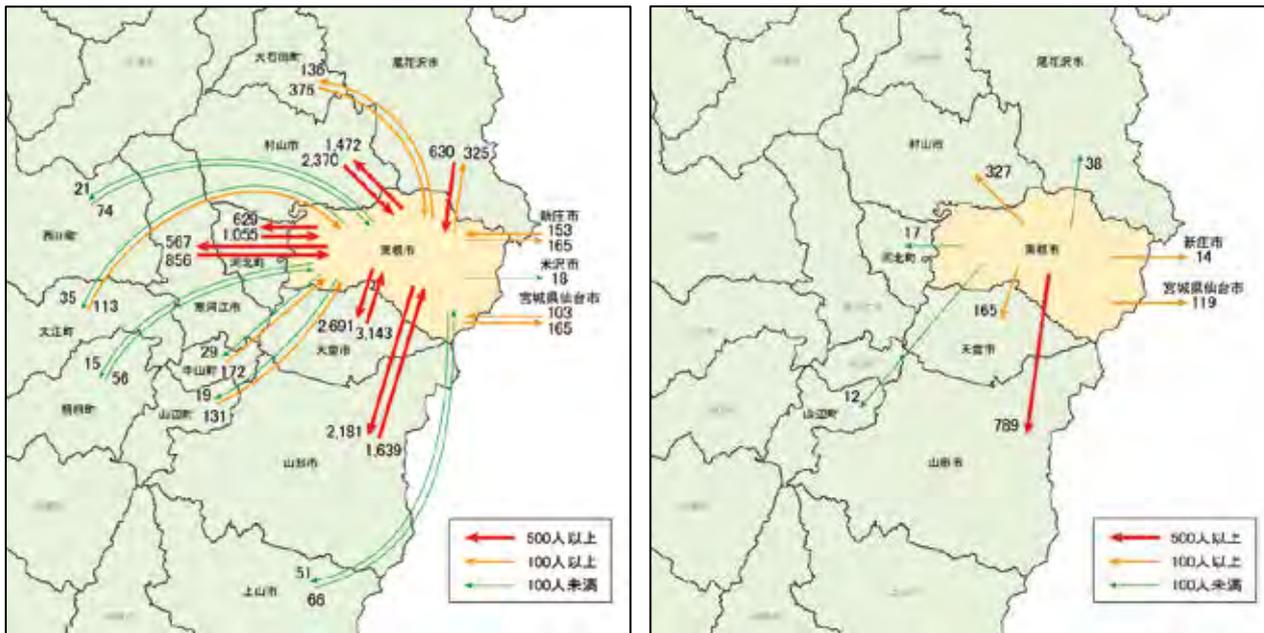
#### ⑤通勤・通学

就業者の流出入の状況は、本市に隣接する山形市、村山市、天童市、尾花沢市、河北町に加え、寒河江市との間で大きな流動が見られます。山形市以外は、流出より流入する就業者が上回っています。

通学者の状況は、平成 27 年時点では周辺市町への流出のみで、特に山形市へ通う通学者が多く見られますが、平成 28 年の山形県立東桜学館中学校・高等学校の開校以降は、他市町村からの流入がある状況です。

【通勤】

【通学】



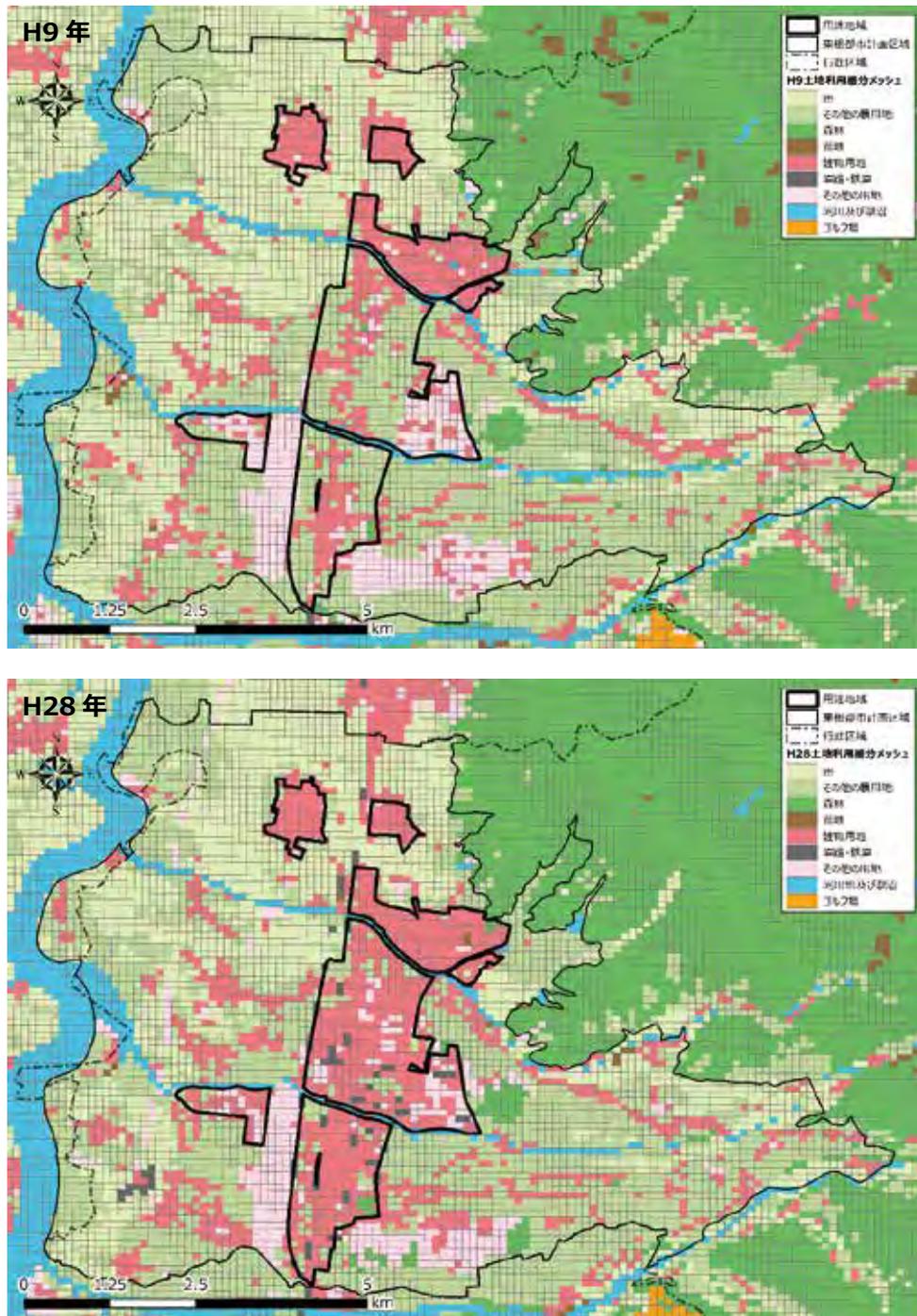
〔出典：国勢調査（平成 27 年）〕通勤、通学とも 10 人未満の記載を省略

図. 通勤・通学の推移

## (2) 土地利用

### ① 土地利用の変化

平成 9 年から平成 28 年の土地利用の変化を見ると、用途地域内を中心に「その他の農用地」が「建物用地」に変化しています。蟹沢地区や羽入地区などの用途地域外においても、「田」や「その他の農用地」が「建物用地」に変化しています。

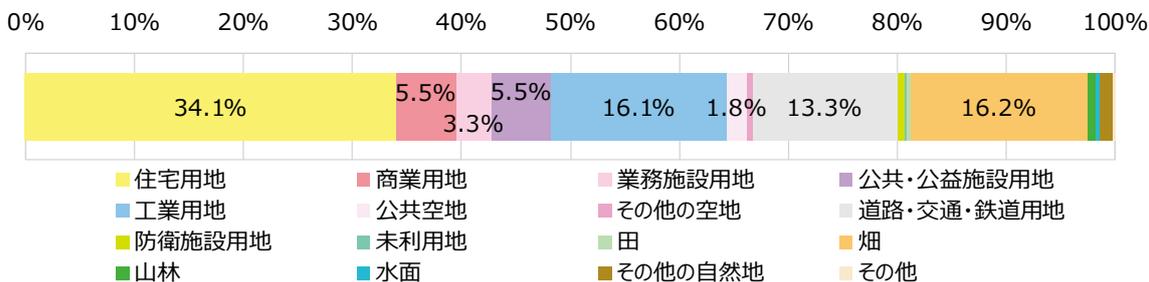


〔出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ（各年）」〕

図. 土地利用の変化

## ②用途地域内の土地利用の状況

用途地域内における土地利用の割合を見ると、「住宅用地」が最も多く 34.1%、次いで「畑」が 16.2%、「工業用地」が 16.1%、「道路・交通・鉄道用地」が 13.3%となっています。



〔出典：都市計画区域内土地利用等調査（H31年3月）〕GISソフトを用いた計測値

図. 用途地域内における土地利用の割合

## ③都市計画区域・用途地域の指定状況

本市の都市計画区域は、1つの都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する区域区分（線引き）を定めていない「非線引き都市計画区域」です。都市計画区域には 6,233ha を指定しており、そのうち、1,027ha（16.5%）を用途地域に指定しています。

用途地域は、住居系・商業系・工業系の大きく3つに分かれており、住居系地域は 62.8%、商業系地域は 7.1%、工業系地域は 30.1%となっています。本市では下記の 10 種類の用途地域を指定しています。

表. 都市計画区域・用途地域の指定状況

	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (以下)	建ぺい率 (以下)	
都市計画区域	6,233	100.0%			
用途地域	1,027	16.5%	100.0%	100.0%	
第一種低層住居専用地域	48	62.8%	4.7%	5/10	
	13		1.3%		6/10
	35		3.4%		8/10
第一種中高層住居専用地域	122		11.9%	20/10	6/10
第一種住居地域	356		34.7%	20/10	6/10
第二種住居地域	101		9.8%	20/10	6/10
準住居地域	18	1.8%	20/10	6/10	
近隣商業地域	28	7.1%	2.7%	8/10	
	16		1.6%		30/10
	12		1.2%		20/10
商業地域	45	4.4%	40/10	8/10	
準工業地域	103	10.0%	20/10	6/10	
工業地域	14	1.4%	20/10	6/10	
工業専用地域	192	18.7%	20/10	6/10	
用途地域外	5,206	83.5%			

〔出典：令和2年度都市計画の概要〕

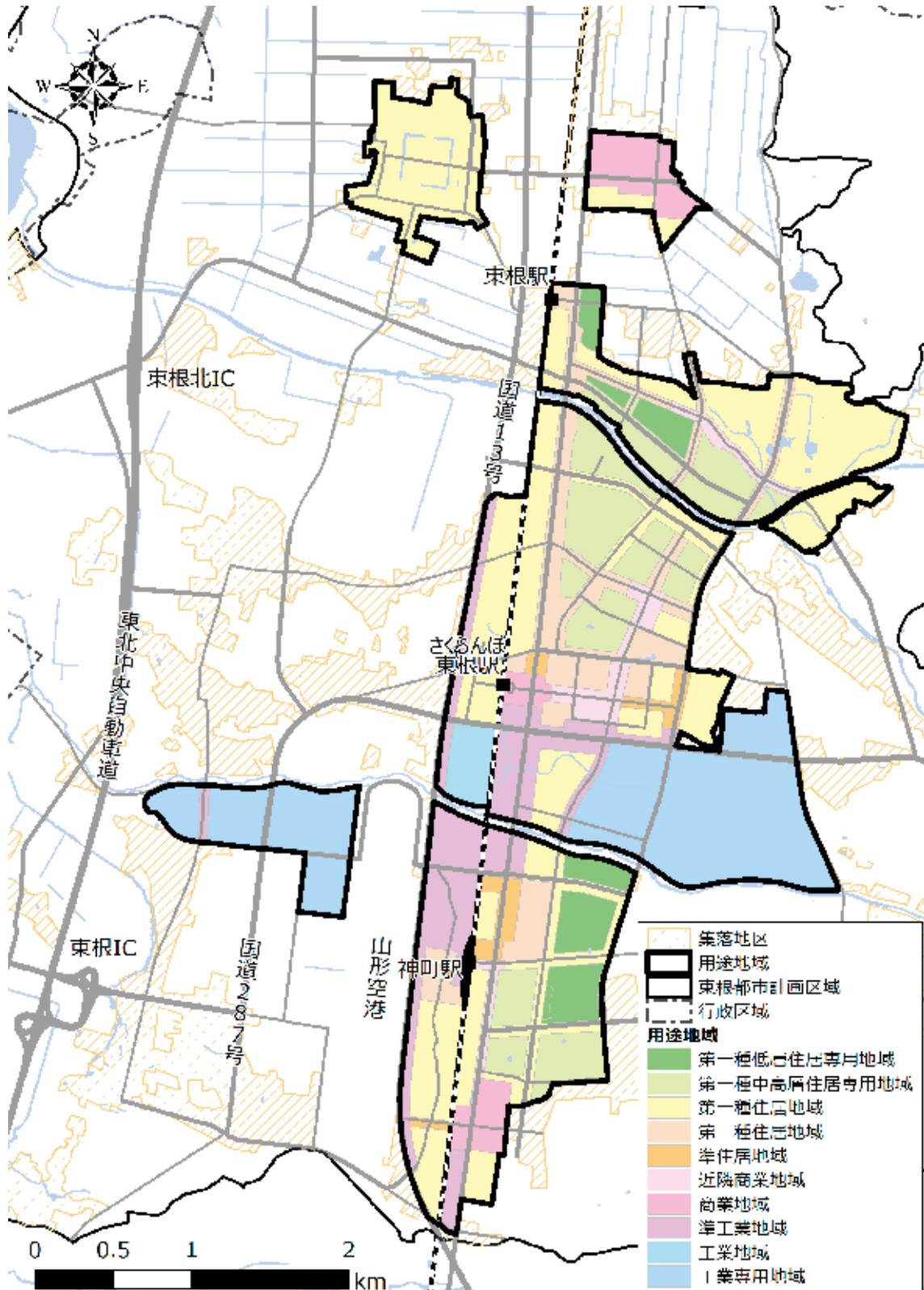


図. 用途地域の指定状況

### ③空き家の状況

空き家には、一時的に居住者がいない「二次的住宅」や「賃貸用の住宅」、「売却用の住宅」と、それ以外の長期的に居住者のいない「その他の住宅」があります。倒壊の危険や衛生上の問題等が懸念されるのは、「その他の住宅」に該当する空き家です。

本市の「その他の住宅」の割合は、平成20年から平成25年にかけて増加に転じ、その後も増加傾向にあり、平成30年では住宅総数の3.7%となっています。

表. 空き家の推移

単位：戸

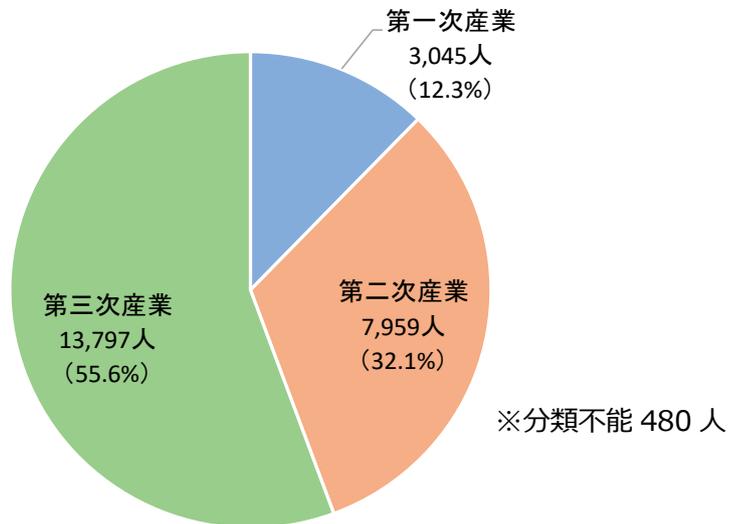
	2008年(平成20年)		2013年(平成25年)		2018年(平成30年)	
	住宅数	割合	住宅数	割合	住宅数	割合
住宅総数 A	14,750	-	16,220	-	17,770	-
空き家数 B	1,420	100.0%	1,640	100.0%	1,940	100.0%
二次的住宅等 C	1,000	70.4%	1,070	65.2%	1,290	66.2%
二次的住宅	20	1.4%	20	1.2%	40	2.1%
賃貸用の住宅	960	67.6%	980	59.8%	1,190	61.0%
売却用の住宅	20	1.4%	70	4.3%	60	3.1%
その他の住宅	420	29.6%	570	34.8%	660	33.8%
空き家率 B/A	9.6%	-	10.1%	-	10.9%	-
二次的住宅等を 除いた空き家率 (B-C)/A	2.8%	-	3.5%	-	3.7%	-

[資料：各年住宅・土地統計調査<sup>13)</sup>

- 13 住宅・土地統計調査は、標本調査による推計値のため、計算上の合計値と公表値が合致しない場合がある。
- ・ 二次的住宅：週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅、ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅。
  - ・ 賃貸用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅。
  - ・ 売却用の住宅：新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅。
  - ・ その他の住宅：賃貸用の住宅、売却用の住宅、二次的住宅以外の人が住んでいない住宅のことで、転勤や入院など、何らかの理由によって長期不在になっている住宅や、取り壊すことになっている住宅。

### (3) 産業

平成 27 年における産業別就業者（分類不能を除く）の割合を見ると、農業等の第 1 次産業が 3,045 人、製造業や建設業等の第 2 次産業が 7,959 人、卸売業やサービス業等の第 3 次産業が 13,797 人となり、第 3 次産業の就業者が最も多くなっています。

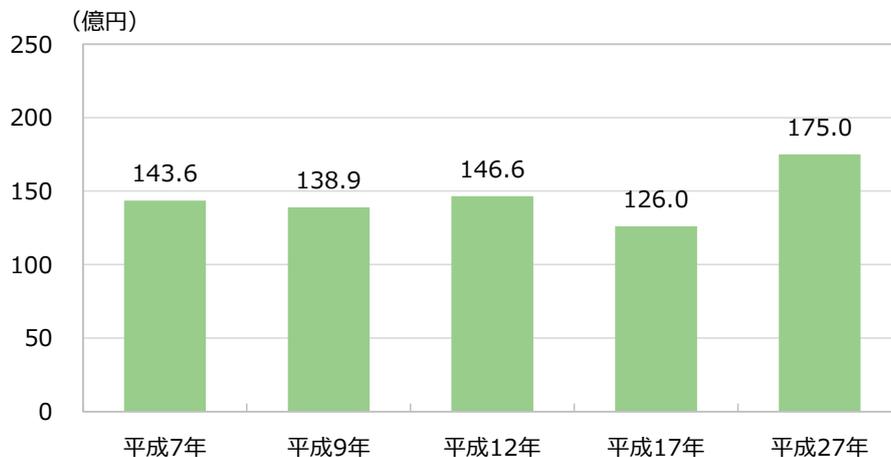


〔出典：国勢調査（平成 27 年）〕

図. 産業別就業者の割合

## ①農業

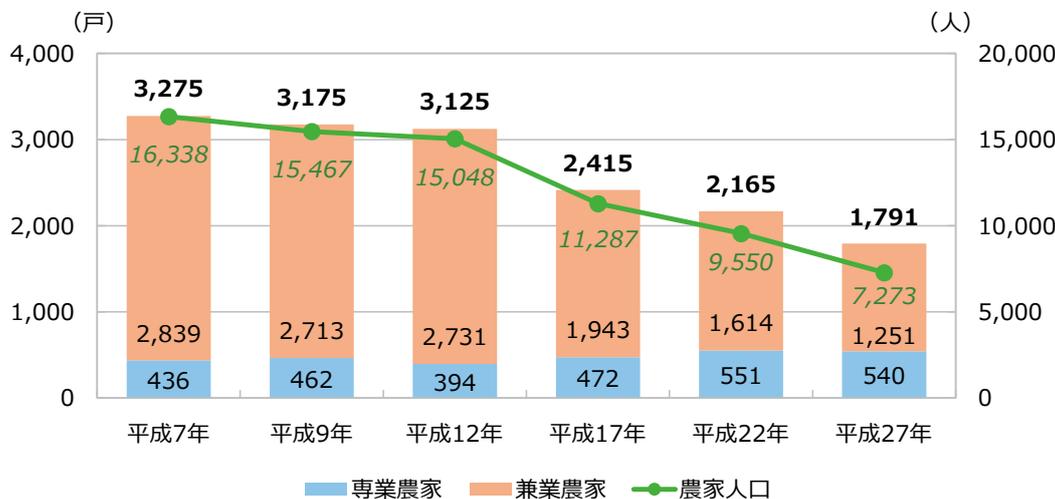
本市の農業産出額は平成7年以降140億円前後で推移していましたが、平成27年には175億円となっています。収益性の高い魅力ある農業の推進や、「東根さくらんぼ」の地理的表示(GI)保護制度<sup>14</sup>への登録、ふるさと納税制度の活用など、さまざまな農業振興策を展開してきたことにより、近年は農業産出額が増加していると考えられます。



〔出典：生産農業所得統計(各年)<sup>15</sup>〕

図. 農業産出額の推移

平成27年の農家戸数は1,791戸で、そのうち専業農家は540戸、兼業農家は1,251戸となっています。平成7年からの約20年間において兼業農家は半減しており、専業農家は平成17年に増加に転じたものの、平成27年に微減しています。農家人口<sup>16</sup>は、農家戸数の推移に伴って年々減少し、平成27年には7,273人となっています。



〔出典：農林業センサス(各年)〕

図. 農家・農家人口の推移<sup>17</sup>

- 14 地理的表示(GI: Geographical Indication)保護制度: 品質や社会的評価など確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護する制度。
- 15 農林水産省では平成18~25年の市町村ごと集計を行っていないため、平成22年のデータはなし。
- 16 農家人口: 農家の世帯員数。このうち農業に従事する者のみが農業就業人口として数えられる。
- 17 平成12年以前: 販売農家人口+自給的農家人口、平成17年以降: 販売農家人口

平成 27 年の農家人口の割合は、年少人口が 8.3%、生産年齢人口が 55.0%、老年人口が 36.8%となっています。

年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向、老年人口の割合は増加傾向にあり、農家の高齢化が進行していることが表れています。

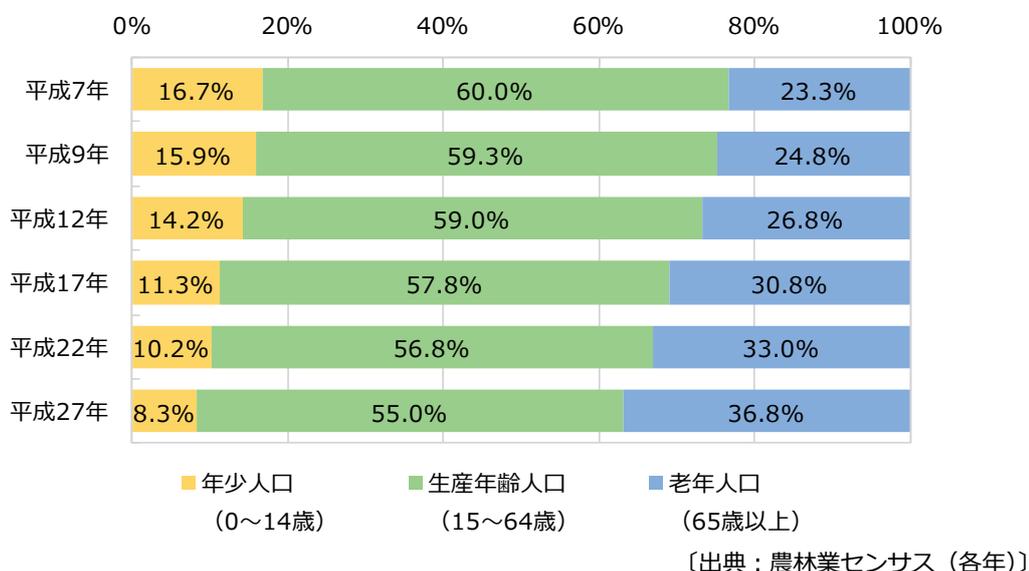
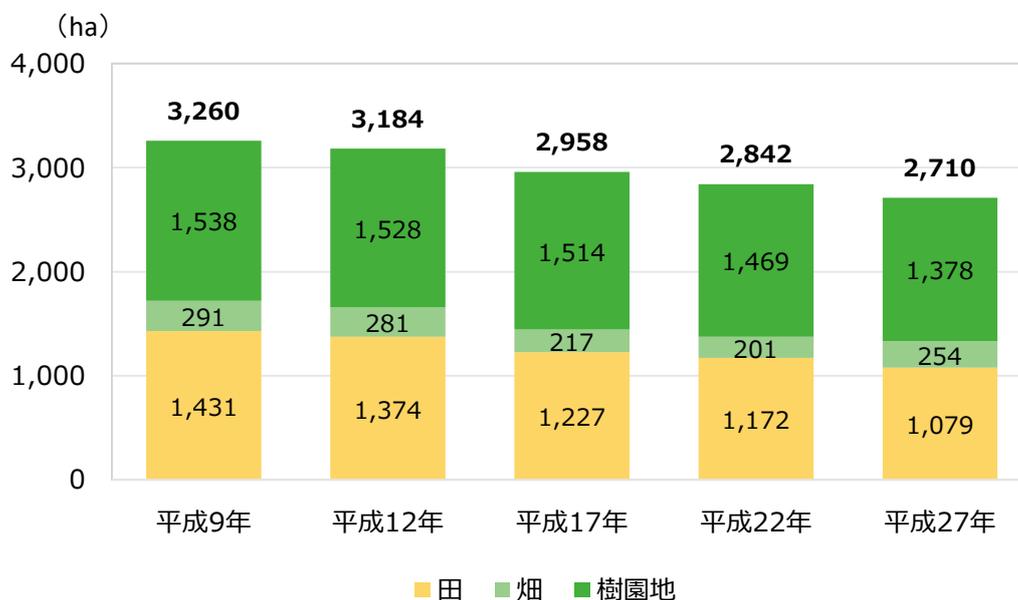


図. 年齢別農家人口割合の推移

平成 27 年の耕作面積は 2,710ha で、年々減少しています。

耕地面積の内訳は、樹園地が 1,378ha で最も大きく、全体の約半数を占めています。次いで、田の面積が 1,079ha、畑は 254ha となっています。

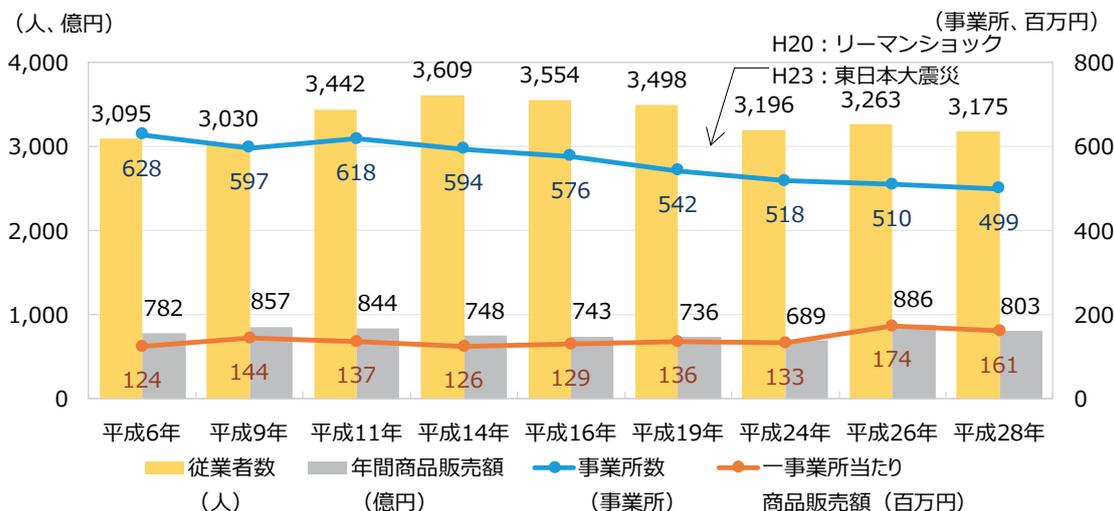


〔出典：令和 2 年度版数字でみる東根市の概要〕

図. 耕地面積の推移

## ②商業

平成28年の本市の事業所数（＝商店数）は499事業所、従業者数は3,175人、年間商品販売額は803億円、一事業所当たり商品販売額は約1億6,100万円となっています。減少傾向にあった年間商品販売額は、平成26年に増加に転じたものの、平成28年には再び減少しています。一事業所当たり商品販売額も概ね同様の傾向です。事業所数は年々減少傾向にあります。従業者数はリーマンショックや東日本大震災等の影響により、平成19年から平成24年にかけて大幅に減少したものの、その後は増減しながら横ばいとなっています。

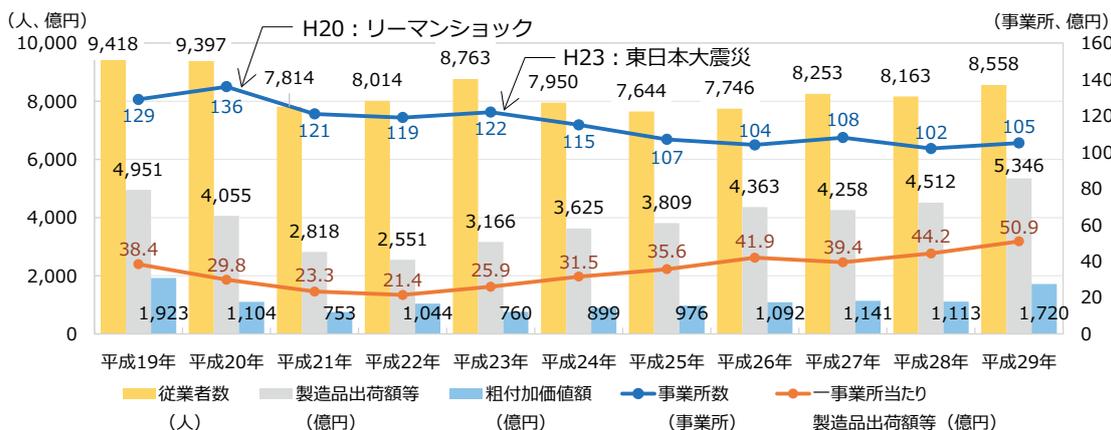


〔出典：商業統計調査（～H19年）、山形県の商業（H24年～）全数編の値〕

図. 年間商品販売額等の推移

## ③工業

平成29年における本市の事業所数は105事業所、従業者数は8,558人、製造品出荷額等は5,346億円、一事業所当たり製造品出荷額等は50億9,000万円となっています。製造品出荷額等は、平成23年から増加傾向となっており、平成29年には県内第一位となりました。一事業所当たり製造品出荷額等も同様の傾向です。事業所数はゆるやかな減少傾向にあり、従業者数は平成21年以降8,000人前後で推移しています。

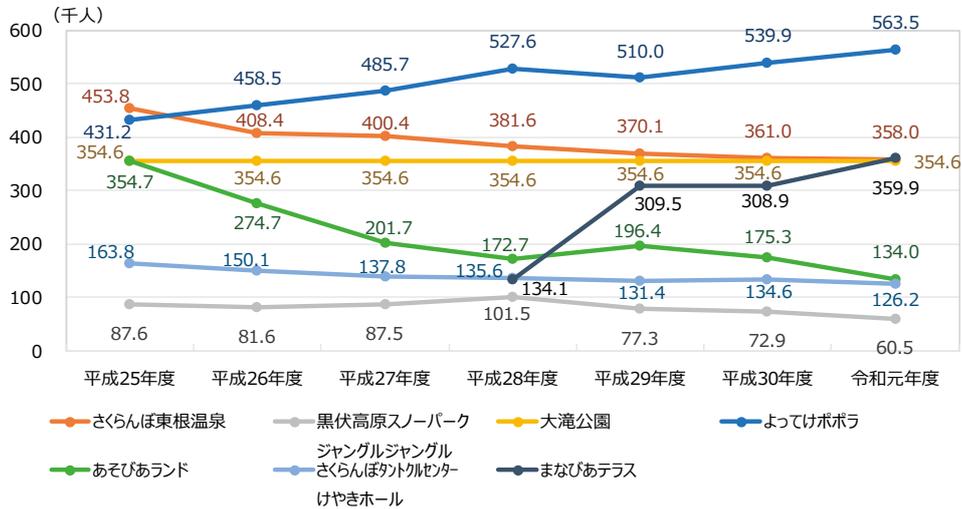


〔出典：工業統計調査（各年）、経済センサス-活動調査（H23、H27年）、商工観光課（H29年）〕

図. 製造品出荷額等の推移

#### ④観光

令和元年度の観光客数・利用者数は、よってけポポラが 563,500 人と最も多く、次いで、まなびあテラスが 359,900 人、さくらんぼ東根温泉が 358,000 人、大滝公園が 354,600 人となっています。本市の多くの観光地において、観光客数・利用者数が横ばいもしくは減少傾向となるなか、東の玄関口に位置する「よってけポポラ」の利用者数や、平成 28 年度にオープンしたまなびあテラスの来場者数は増加しています。

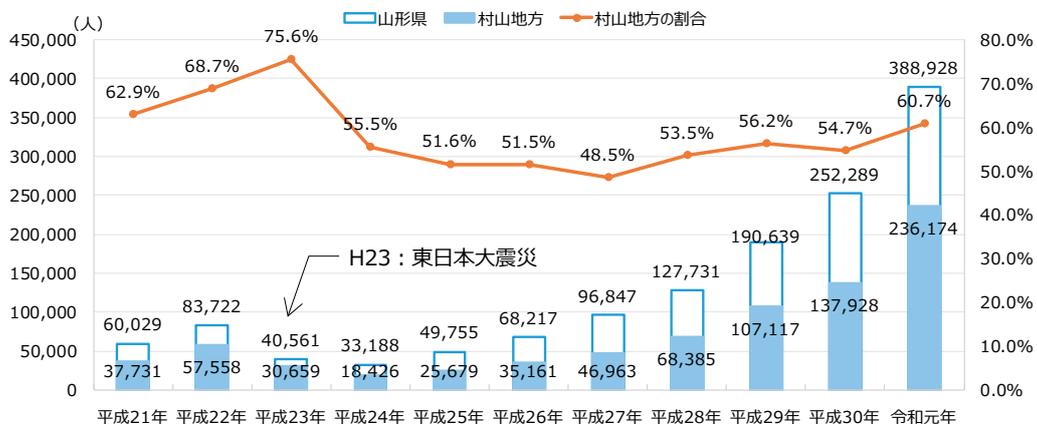


〔出典：黒伏高原スノーパーク JJ・よってけポポラ…各年度版「山形県観光者数調査」、まなびあテラス…月次報告、それ以外の施設…平成 30～令和 2 年度版「数字でみる東根市の概要」〕

図. 各観光地・施設における観光客数・利用者数の推移

近年、日本への関心の高まりやアジア諸国の経済成長、格安航空会社による運賃低廉化等を背景に、日本への外国人観光者が増加しており、山形県においても台湾を中心に、中国、香港、韓国のほか ASEAN からの外国人旅行者が増加しています。山形県外国人旅行者受入実績を見ると、平成 25 年以降大幅に増加傾向にあり、令和元年には約 39 万人となっています。その約 6 割を村山地方が占めています。

本市においても、そうした動きに対応するため、観光案内所の Free Wi-Fi 整備や JNTO 認定外国人観光案内所として「カテゴリー 1」を取得するとともに、さくらんぼマラソン大会において海外ランナーの募集等の取り組みを行っています。



〔出典：山形県外国人旅行者受入実績調査（各年）〕

図. 山形県外国人旅行者受入実績の推移

## (4) 都市計画施設

### ① 都市計画道路

都市計画道路は、都市間の連絡や市街地及び工業開発などのインフラ（基盤）、市民の日常交通など多面的かつ重要な機能を有しています。

本市の都市計画道路（自動車専用道路を除く）は、(都)羽入大森線をはじめ 22 路線、約 58,260m で、これまで街路事業や区画整理事業などで整備を推進し、約 68%の整備率に達しています。平成 26 年 5 月には、(都)宮崎西道線が開通し、さらに利便性の高い都市交通ネットワークの形成を図りました。

一方、東北中央自動車道関係では、山形広域都市計画道路上山東根線（延長約 36.3km、うち本市分約 1,360m）は平成 14 年 9 月に開通、東根村山線（延長約 7.9km、うち本市分約 6,560m）は、東根 IC～東根北 IC 間（4,3km）が平成 31 年 3 月に開通しました。今後は、令和 4 年までに東根北 IC～大石田村山 IC 間が、令和 7 年度までに金山 IC までの全線がそれぞれ開通見通しとなっています。

表. 都市計画道路一覧<sup>18</sup>

令和2年3月31日現在

番 号	名 称	幅員 (m)	計画延長 (m)	完成延長 (m)	整備率 (%)	車線数	当初決定 年月日	最終決定 年月日
3・2・1	羽入大森線	30	6,250	2,260	36.2%	4	S 42・12・23	H 15・12・2
3・2・2	山形空港前通り線	30	1,390		0.0%	4	H 2・9・11	H 15・12・2
3・3・1	天童東根村山線	23.5	8,460	8,460	100.0%	4	S 46・3・29	H 15・12・2
3・4・1	長瀬神町線	16	8,130	7,460	91.8%	2	S 42・12・23	H 15・12・2
3・4・2	東根駅前通線	16	1,620	660	40.7%	2	S 35・1・30	H 15・12・2
3・4・3	宮崎西道線	16	3,930	1,400	35.6%	2	S 42・12・23	H 19・2・27
3・4・4	神町若木線	16	2,100	790	37.6%	2	S 42・12・23	H 16・3・18
3・4・5	一本木神町線	18	2,830	2,540	89.8%	2	S 42・12・23	H 21・3・19
3・4・6	神町駅前通線	16	840	840	100.0%	2	S 35・1・30	H 15・12・2
3・4・7	若木本郷線	16	6,130	500	8.2%	2	S 42・12・23	H 15・12・2
3・4・8	長谷平林線	16	1,570	1,570	100.0%	2	S 55・1・28	H 15・12・2
3・4・9	大林一本木線	16	940	940	100.0%	2	S 55・1・28	H 15・12・2
3・4・10	平林一本木線	16	1,450	1,450	100.0%	2	S 55・1・28	H 15・12・2
3・4・11	大林中央通り線	18	1,010	650	64.4%	2	S 42・12・23	H 15・12・2
3・4・12	一本木駅前通り線 (一本木駅前通り線に4,400 m <sup>2</sup> の駅前広場を設ける)	20	1,040	1,040	100.0%	2	H 5・6・11	H 15・12・2
3・4・13	神町中通り線	18	750		0.0%	2	H 6・9・30	H 15・12・2
3・4・14	一本木南線	18	850	850	100.0%	2	H 9・4・1	H 15・12・2
3・5・1	豆田平林線	12	1,600	920	57.5%	2	S 42・12・23	H 16・3・18
3・5・2	楯岡東根線	12	4,500	4,500	100.0%	2	S 35・1・30	H 19・2・27
3・5・3	平林原方線	12	840	540	64.3%	2	S 56・4・1	H 16・3・18
3・5・4	四ツヤ小林線	12	740	740	100.0%	2	S 56・4・1	H 16・3・18
7・5・1	一本木中通り線	12	1,290	1,290	100.0%	2	H 5・6・11	H 16・3・18
合 計	22 路線		58,260	39,400	67.6%			

(自動車専用道路)

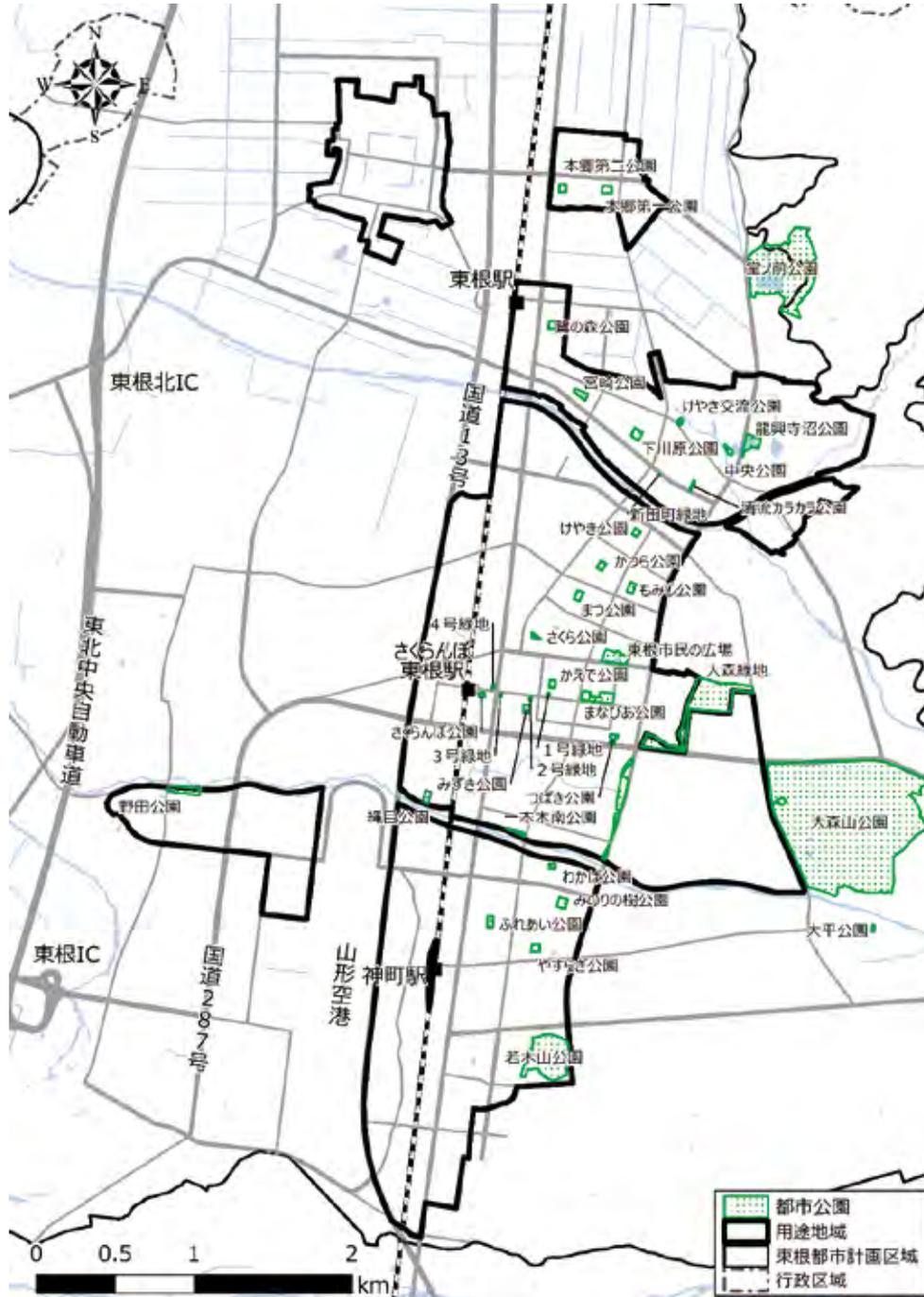
番 号	名 称	幅員 (m)	計画延長 (m)	供用延長 (m)	整備率 (%)	車線数	当初決定 年月日	最終決定 年月日
1・3・1	上山東根線	23.5	1,360	1,360	-	4	H 2・9・11	H 12・12・5
1・3・1	東根村山線	23.5	6,560	4,300	-	4	H 8・5・21	H 15・12・2

(出典：令和 2 年度都市計画の概要)

18 自動車専用道路は市内延長

## ②公園・緑地

都市施設としての公園は、市等が設置した公園と開発行為によって設置された広場の2つに分けられます。本計画における公園とは主に前者を指したもので、大森山公園や堂ノ前公園等が含まれます。本市には、このような公園が37箇所あり、そのうち24箇所を都市計画決定しています。また、宅地分譲等の開発によって整備された広場的な公園は82箇所あり、合計119箇所の公園・緑地があります。このほか、河川区域を利用した河川公園や農村公園などもあります。



〔出典：令和2年度都市計画の概要、東根都市計画図〕

図. 公園・緑地の位置図

### ③一般廃棄物処理施設

東根市外二市一町共立衛生処理組合一般廃棄物処理施設（クリーンピア共立）は、昭和59年に建設された不燃物処理・資源化施設の老朽化が著しいことや、循環型社会を構築するためのリサイクルセンター建設を円滑に進めるために平成19年に都市計画決定しました。「リサイクルセンター」に加え、計画決定以前より既存の「ごみ焼却処理施設」「し尿処理施設」「不燃物処理・資源化施設」「粗大ごみ処理施設」「下釜最終処分場」も計画決定を行っています。

### ④公共下水道（污水・雨水）

本市の下水道事業は、污水と雨水を分離して排水する分流式の計画となっています。

污水事業は、昭和51年度に北部地域の東根温泉地区、西部地域の長瀬地区及び南部地域の神町地区に事業着手し、昭和56年度に最上川流域下水道（村山処理区）に編入され、東根温泉地区及び長瀬地区で昭和62年7月に供用を開始しました。その後、下水道認可区域を順次拡大し整備を進めています。

雨水事業は、昭和40年代から神町地区を中心に整備を開始し、白水川右岸、村山野川左岸などに雨水排水施設の整備を図っています。また、長瀬城址の二の堀を雨水調整池として整備を進めています。これまでは污水施設の整備に尽力してきましたが、整備率が高まってきたことから、今後は雨水施設の整備を進めていきます。

表. 污水<sup>19</sup>

令和2年3月31日現在

年度	認可面積 (ha)	施行済面積 (ha)	整備率 (%)	処理区域内人口	公共下水道利用人口	水洗化率 (%)	当初決定年月日	最終決定年月日
H24	1,741.00	1,435.50	82.45	39,177	32,793	83.70	S51・4・8	H27・3・4
H25	1,741.00	1,465.80	84.19	39,915	33,549	84.10		
H26	1,874.80	1,502.40	80.14	40,732	34,405	84.47	計画決定面積 1,874.8ha	
H27	1,874.80	1,523.70	81.30	41,421	35,192	84.90		
H28	1,874.80	1,563.40	83.40	41,814	36,534	87.30		
H29	1,874.80	1,585.90	84.60	42,349	37,875	89.40		
H30	1,874.80	1,619.50	86.40	42,877	39,217	91.50		
R1	1,874.80	1,664.30	88.80	43,416	40,558	93.40		

〔出典：令和2年度都市計画の概要〕

表. 雨水

令和2年3月31日現在

年度	認可面積 (ha)	施行済面積 (ha)	整備率 (%)	計画決定面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
H24	657.0	446.1	67.90	1,058.0 ha	S51・4・8	H17・12・20
H25	657.0	470.6	71.63			
H26	657.0	470.6	71.63			
H27	657.0	470.6	71.63			
H28	657.0	470.6	71.63			
H29	657.0	470.6	71.63			
H30	735.0	470.6	64.03			
R1	735.0	470.6	64.03			

〔出典：令和2年度都市計画の概要〕

19 下水道整備率：都市施設として下水道を整備するために認可された面積のうち、実際に整備を行った面積の割合。

水洗化率：下水道を利用できる地域に居住する住民のうち、実際に下水道に接続している住民の割合。

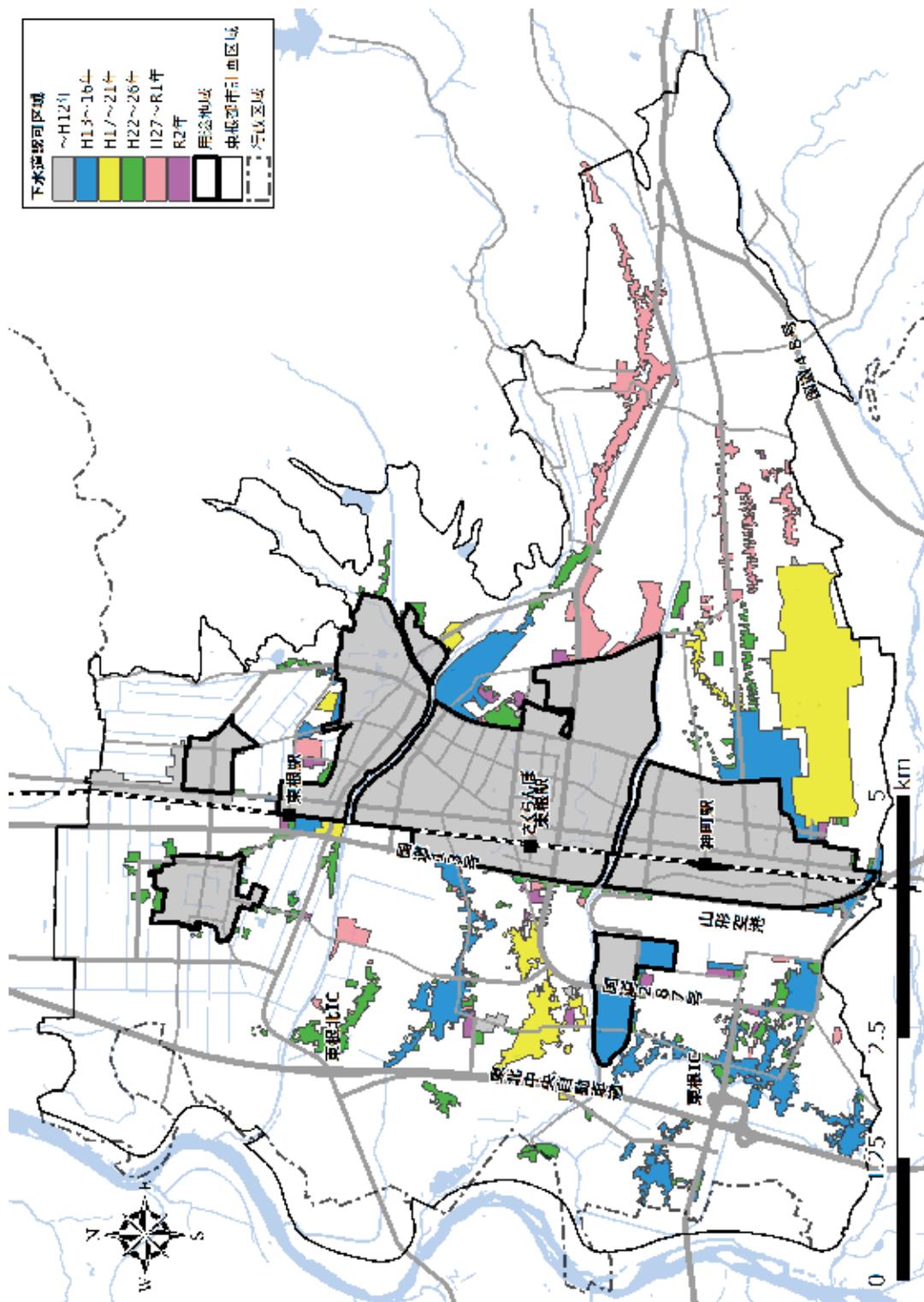
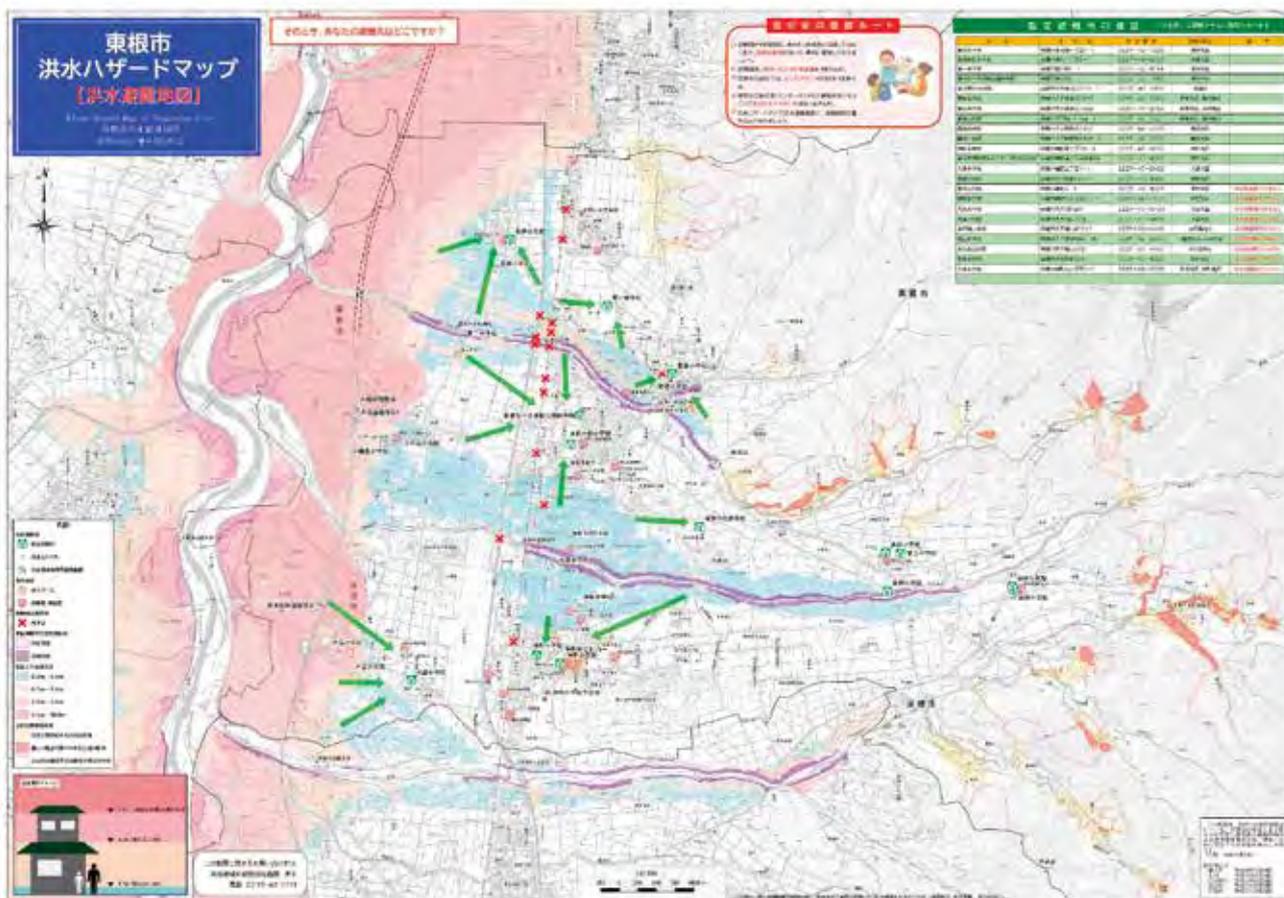


図. 下水道認可区域の状況

## (5) 防災

全国的な集中豪雨の頻発化、洪水被害の甚大化に伴い、国・県が定める浸水想定区域が大幅に拡大されました。本市ではこれに避難所情報を重ね合わせた洪水ハザードマップを令和元年7月に改定しました。

最上川で洪水が発生した場合、東北中央自動車道より東側のエリアにも浸水が想定されます。白水川、村山野川、乱川で洪水が発生した場合、用途区域内の多くの箇所でも0.5m以下の浸水が想定されます。

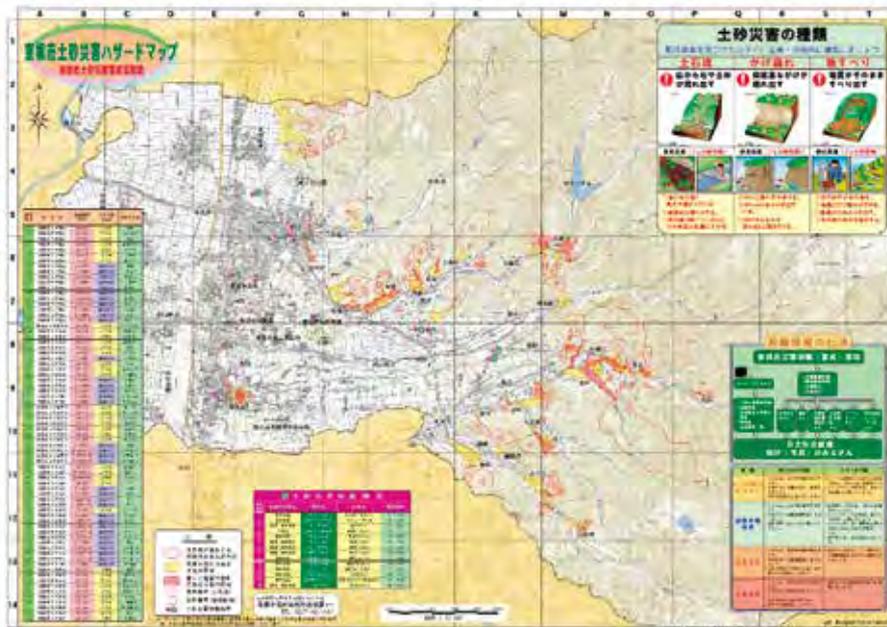


〔出典：東根市洪水ハザードマップ（令和元年7月）  
<https://www.city.higashine.yamagata.jp/12630.html>〕



図. 洪水ハザードマップ

また、土砂災害が発生した場合、山間部や若木山周辺などでの危害の恐れがあると想定されています。



〔出典：東根市土砂災害ハザードマップ（平成 28 年 3 月）  
<https://www.city.higashine.yamagata.jp/8764.html>〕

図. 土砂災害ハザードマップ



「山形盆地断層帯」での地震が発生した場合、都市計画区域内では震度 6 弱～7 の揺れが想定されます。



〔出典：東根市地震ハザードマップ（平成 25 年 9 月）  
<https://www.city.higashine.yamagata.jp/8767.html>〕

図. 地震ハザードマップ



## 第4節 第1次計画の検証

第1次計画のまちづくりの方針に基づく、主な取り組みの実施状況は次のとおりです。

◆

### (1) 実施した主な取り組み

#### 【土地利用】

- ◆ 良好な宅地としての土地利用を図るべく、組合施行による「神町北部土地区画整理事業」が行われ、平成16年度に着手、平成26年度に完了しました。
- ◆ 「本町地区都市再生整備計画」により、国道13号や(都)若木本郷線等へのアクセス道路となる(都)宮崎西道線を整備し、密集市街地の狭あい道路や空き家等の解消を図りました。
- ◆ 「東根市産業創出基本計画」を策定し、大森西工業団地北側における新工業団地開発に係る土地利用計画の基本的なビジョンを示しました。

#### 【都市構造】

- ◆ 「神町北部土地区画整理事業」に併せ、東根中央橋を整備し、宅地開発が進む神町地区と中心市街地との連坦性を向上させました。
- ◆ 各機関との連携により、東北中央自動車道の東根北IC以南が開通し、高速交通網の向上を図りました。
- ◆ 国の重要物流道路の指定を受けた国道48号のバイパス化や国道287号の4車線化等に向けた要望活動を継続し、国道287号の4車線化に向けた調査事業が令和2年度に着手されました。
- ◆ (都)一本木神町線、(都)神町駅前通線、(都)神町若木線、(都)宮崎西道線、県道長瀬野田線(蟹沢～郡山)、県道東根長島線などの幹線道路の整備が進み、まちの骨格が形成されました。



東根中央橋



東根北IC



(都)宮崎西道線

## 【都市環境】

土地区画整理事業による面的整備を行い、さくらんぼタントクルセンター、まなびあテラス等の公共施設を整備したほか、各機関との連携により、さくらんぼ東根駅、県立東桜学館中学校・高等学校等の社会資本が整備されました。さらに、大型商業施設の立地等が進み、「東根の顔」となる中心市街地の骨格形成につながりました。

さくらんぼタントクルセンター



まなびあテラス



さくらんぼ東根駅



県立東桜学館中学校・高等学校



さくらんぼ東根駅前通り



- ◆ 旧東根工業高校跡地を活用して、本市初の人工芝の多目的運動広場、体育館、野球場、プールを含む中央運動公園を整備し、市民体育館の利用混雑改善につながるとともに、市民のスポーツ環境が大きく向上しました。
- ◆ 旧耐震基準である昭和 56 年以前の学校施設は、新たな耐震基準に基づき耐震化工事を行い、安全性の確保を図りました。
- ◆ 地域の活動拠点として、東根地区に東根公民館、神町地区に防災センター兼神町公民館を整備し、地域交流の増進を図りました。

中央運動公園



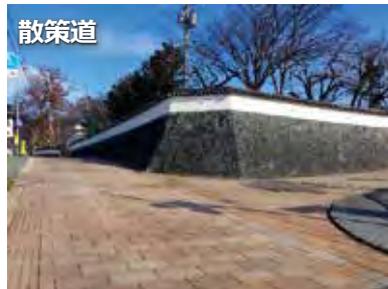
東根公民館



防災センター兼神町公民館



- ◆ 東根城址周辺においては、「水と緑と歴史の広場整備事業」や「ウォーキングトレイル事業」、「東根地区都市再生整備計画」等により、公園や散策道等の整備や東の杜の大規模改修を行い、一体的な芸術文化の杜として、市民憲章に掲げる香り高い文化のまちづくりを推進しました。



- ◆ 「神町北部土地区画整理事業」の区画内に、道路や公園、上下水道等の都市基盤のほか、人口増加に伴う教室不足解消のため、神町小学校の分離校として大森小学校を整備し、神町駅や神町中学校と近接した利便性の高い住環境の創出を図りました。
- ◆ 神町小学校は、神町南部に移転・新築し、教育環境の向上を図りました。



- ◆ 防災拠点となる消防庁舎を移転整備しました。
- ◆ 市街地における公共下水道の整備・普及をはじめ、区域を東部地域にも拡大し、生活環境の向上と水質汚濁防止を図りました。令和元年度末現在では、下水道整備率は88.8%、水洗化率は93.4%となっています。



### 【地域資源・自然環境】

- ◆ 景観に配慮しながら長瀬二の堀を整備し、雨水排水の調整池としての機能向上を図りました。地区ではこの堀を活用した祭を開催するなど、地域のシンボルとなっています。



- ◆ 大森山を中心に、ひがしねあそびあランド、グラウンド・ゴルフ場、パークゴルフ場を整備し、大森山公園全体の機能充実を図りました。
- ◆ 中心市街地の形成や市街化にあわせて、9箇所の街区公園、まなびあ公園と龍興寺沼公園の近隣公園、5箇所の都市緑地を整備し、都市の緑化を進めました。

ひがしねあそびあランド



大森山公園グラウンド・ゴルフ場



さくらんぼ公園



まなびあ公園



### 【産業】

- ◆ 「東根市工場立地法地域準則条例」を制定し、工場立地法により義務付けられた、敷地面積における緑地面積の割合緩和を行うことで既存企業の支援を推進し、住環境と調和した工業地の形成を図りました。
- ◆ 「東根市商業活性化事業費補助制度」を活用し、中小企業者等によるにぎわい創出のイベントの開催や店舗の魅力を高めるための商品開発等を支援し、商業活性化を図りました。

## (2) 実施中の主な取り組み

### 【土地利用】

- ◆ 住居系、商業系、工業系の用途地域を指定し、計画的な土地利用を促しています。

### 【都市構造】

- ◆ 地域のニーズに応じて、地域幹線道路や生活密着道路、通学路等の優先度の高い路線を中心に整備を進めています。
- ◆ 都市計画道路（自動車専用道路を除く）は、(都)羽入大森線をはじめ 22 路線、約 58,260m で、これまで街路事業や区画整理事業などで整備を推進し、約 68%の整備率に達しています。
- ◆ 市民の身近な交通手段として、市民バスを運行しており、新たな公共交通としてデマンド型乗合タクシーの運行を実施しています。
- ◆ 観光客向けの二次交通として、さくらんぼの時期限定で果樹園等を回る乗合タクシーの運行支援等を行い、交通機関と地域の果樹園との連携に取り組んでいます。

### 【都市環境】

- ◆ 各公共施設における長寿命化計画の策定を進め、公共施設の長寿命化とライフサイクルコスト<sup>20</sup>の縮減を図っています。
- ◆ 中長期的な施設整備・更新需要の見通しを立てた「東根市水道事業及び工業用水道事業アセットマネジメント」を策定し、老朽化した水道設備の計画的な更新を進めています。
- ◆ 施設の集約化や様々な機能を持つ複合施設の整備を促進しています。
- ◆ 障がいの有無にかかわらず、誰もが安全で快適に暮らすことのできるノーマライゼーション社会の実現に向けて、歩行空間や交通環境、公共施設のバリアフリー化を進めています。

#### 【歩行空間】



20 ライフサイクルコスト：建物や構造物、製品などの生涯（建設～運用～廃棄（解体））に要する費用。

### 【交通環境】



リンステップバスの採用

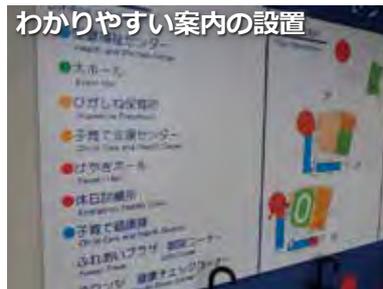


屋根付き待合所の整備



民間タクシーによる  
車いす用タクシーの導入

### 【公共施設】



わかりやすい案内の設置



身障者用駐車場



小中学校のエレベーターの導入



市民体育館の  
トイレの洋式化・無段差化



小中学校のトイレの洋式化、  
多目的トイレの導入



市営住宅のバリアフリー化

- ◆ 「共生社会ホストタウン」として本市が登録され、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーに向けた取り組み等、共生社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

### 【2020年東京オリンピック・パラリンピック「共生社会ホストタウン」関連 主な取り組み】

#### ■オリ・パラ機運醸成講演会

- ・令和元年11月26日
- ・講演「東京パラリンピックにかける夢」
- ・講師：重本沙絵選手（リオデジャネイロパラリンピック陸上女子400m銅メダリスト）、水野洋子監督
- ・市内小学5年生430名と中学2年生380名が聴講

#### ■ドイツシッティングバレーボール男子代表チーム強化合宿

- ・令和元年11月17日～25日／市民体育館ほか
- ・合宿期間中の主な事業：歓迎パーティー、第二中学校、第三中学校生徒との交流、国際親善試合（日本代表チームとの対戦）、さよならパーティー



シッティングバレーボール

- ◆ 一本木地区、一本木南地区に加え、3地区目として神町北部地区に地区計画を定め、地区特性に応じた規制、誘導を行い、良好な住環境の整備・保全を図っています。

### 各地区計画の概要

地区計画名	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物等の形態又は衣装の制限	垣又は築の構造の制限
一本木地区計画	250㎡以上	建築物の外壁から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1.0m以上	原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。また、建築物の地盤面は敷地と接する道路の高さより50cm以下とする。	出来るだけ生垣や花壇等による植栽の設置とする。フェンス、柵等の場合は透視可能なものとする。高さは1.5m程度とする。
一本木南地区計画	300㎡以上	建築物の外壁から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1.5m以上		
神町北部地区計画	都市計画道路に面した土地は250㎡以上、その他の土地は200㎡以上	建築物の外壁から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1.5m以上		

### 【地域資源・自然環境】

- ◆ 環境 ISO14001<sup>21</sup>の取得やマイバッグ・マイ箸運動の推進に加えて、食品ロス削減運動である 3010（さんまるいちまる）運動の普及や小型家電回収リサイクル等にも積極的に取り組んでいます。

#### 【環境保全の取り組み事例】

##### ■環境 ISO14001

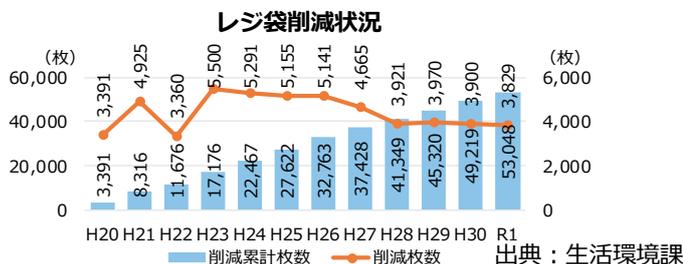
・自然豊かな住み良い環境を守り、次代に継承するため、平成 13 年に県内自治体のなかでいち早く環境 ISO14001 の認証を取得し、環境先進都市として唯一継続して認証を受けており、地球温暖化防止や環境保全に関する取り組みを進めている。

##### ■3010 運動

・宴会時の食べ残しを減らす取り組みで、乾杯後 30 分、お開き前 10 分間は、自分の席に戻って料理を食べる食品ロスを削減する取り組み。運動に賛同する飲食店ではポスターの掲示をしている。

##### ■MBH（マイバッグ・マイ箸）運動

・市内の主要商業店舗を中心に、レジ袋有料化の協定を締結することで、レジ袋削減活動を推進している。  
・導入した平成 20 年度は平均 24%だった締結店舗のマイバッグ持参率は、令和 2 年度時点で平均 90%を超え、どの店舗でも高いマイバッグ持参率で推移しており、レジ袋削減に大きく寄与している。



### 【産業】

- ◆ 工業団地に隣接して都市公園・緑地を整備し、周辺の住環境と調和した工業地の形成を進めています。
- ◆ 果樹王国ひがしね 6 次産業化推進協議会を設立し、平成 29 年には国の地理的表示（GI）保護制度に「東根さくらんぼ」が登録されたほか、ふるさと名物応援宣言<sup>22</sup>等を通して、東根ブランドを確立し、付加価値の高い農業や農産物の生産等を推進しています。

21 環境 ISO14001：環境マネジメントシステム（環境改善のための管理と改善の手順や手法を標準化し体系化したもの）に関する国際規格。  
22 ふるさと名物応援宣言：中小企業成長促進法に基づき、わがまちの「ふるさと名物」を特定し、市町村が応援宣言を行うことで、中小事業者の地域ブランドの開発にかかる取り組みを支援し、地域経済の活性化を目指すもの。

### 【東根ブランドの確立に向けた主な取り組み】

#### ■地理的表示（GI）保護制度

- ・農協、生産者、関係団体等が参加。品評会やイベント等を通して知名度の向上と他産地との差別化に取り組む。

#### ■ふるさと名物応援宣言

- ・『「さくらんぼのふる郷」果樹王国ひがしね ～「佐藤錦」発祥の地・生産量日本一のまちの「さくらんぼ観光果樹園」「さくらんぼ東根温泉」「さくらんぼ加工品」～』と題して、平成31年4月に宣言。
- ・さくらんぼ長期保存技術の研究、加工品の開発・販売等に取り組む。

#### ■トップセールス

- ・大都市圏の市場や販売店での首長自らによるセールスプロモーション。
- ・市と農協が協力し、さくらんぼの時期に実施している。



- ◆ 観光農園を活用したさくらんぼ狩り等の体験観光の場を創出し、他産業と連携した観光資源づくりを進めています。
- ◆ 中心市街地や既成市街地の商店街等では、イベント等の開催を通して集客を行い、にぎわいのある商業空間の創出を図っています。

### 【ふれあい】

- ◆ にぎわい創出に向けて、「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」、「ひがしね祭」、「た〜んとほおバルフェスタ in ひがしね」、「ひがしねウィンターフェスティバル」の四大イベントをはじめとして、四季を通じて様々なイベントを開催しています。



- ◆ ホームページや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用し、本市まちづくりに関する情報発信を行うとともに、市の魅力を幅広く紹介するため YouTube による動画配信や、生活に身近な総合アプリケーション「東根 Living」の無料提供に取り組んでいます。
- ◆ まちづくりに貢献する活動支援として、「ともに築く地域未来創造事業」の創設・拡充を行い、住民との協働のまちづくりを推進しています。



### (3) 検証を踏まえた主な課題

#### 【土地利用】

- ◆ 用途地域に基づいた、計画的な土地利用が求められています。
- ◆ 民間による宅地開発等により土地利用の充足率は高まっているものの、用途地域内の空き家・空き地等の低未利用地<sup>2 3</sup>の利活用が必要です。
- ◆ 既成市街地の狭あい道路の解消が求められています。
- ◆ 工業専用地域のうち大森西工業団地北側の低未利用地は浸水想定区域となったことから、進出を希望する企業に適切な情報提供が必要となります。
- ◆ 用途地域外における農地と宅地の混在化を防ぐ必要があります。
- ◆ 本市の現状や新たに見込まれる施策、東根の将来像を見据え、土地利用転換検討地域の見直しを行う必要があります。
- ◆ 東北中央自動車道の開通による東根 IC、東根北 IC の供用に伴い、IC 周辺を物流拠点地域として位置づけ、工業系土地利用の検討を行ってきました。東根 IC 周辺については物流拠点の立地が進んだものの、浸水想定区域が拡大したことから、これを考慮した土地利用の検討を行う必要があります。

#### 【都市構造】

- ◆ 本市の玄関口として駅や山形空港等の交通拠点の機能充実・強化を図り、中心市街地や大森山周辺等のにぎわい拠点の形成が必要です。
- ◆ 高齢化や核家族化等を背景に自家用車以外の交通手段として、市民バスをはじめとする生活に身近な公共交通の役割が高まっています。今後、公共交通の利便性向上に向けた整備・充実が必要です。

#### 【都市環境】

- ◆ 共生社会の実現に向けて、高齢者や障がい者等、様々な人が安全・安心に暮らせる都市環境づくりが求められています。
- ◆ 公共施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減等による計画的な維持管理が必要です。
- ◆ JR 奥羽本線と国道 13 号の間の神町駅西地区は、宅地開発が進んでいるため、渋滞対策や交通安全対策など、交通利便性向上のための環境整備が必要です。
- ◆ 近年、頻繁に豪雨災害が発生しており、防災への意識が一層高まっていることから、災害に強い都市基盤の整備が求められています。

---

2 3 低未利用地：適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用頻度、整備水準、管理状況等が低い「低利用地」の総称。空き家や空き地、空き店舗、耕作放棄地等のほか、用途地域内の農地などを含めて指す。

### 【地域資源・自然環境】

- ◆ 周辺の山々や地域を流れる河川等をはじめ、来訪者に誇れる美しい景観形成が必要です。
- ◆ 大富地区、小田島地区、長瀬地区では、地区に1つ地区民が集うことのできる公園の整備を求める声があります。
- ◆ 市民、事業者、行政が各々の役割やノウハウを活かした環境保全の取り組みを引き続き行う必要があります。

### 【産業】

- ◆ 既存商店街の空き店舗等の解消や、中心市街地のさらなる活性化に向けて、商業地のさらなる魅力向上・利便性の向上が求められています。
- ◆ 優れた立地特性を活かしながら、企業等が操業しやすい工業環境づくりが必要です。
- ◆ 本市の名産である果物をはじめとした農作物が、効果的・効率的に生産できるよう、活気ある農業基盤づくりが求められています。
- ◆ 本市らしさのある観光資源の創出に向けて、さくらんぼの収穫等の農業体験との連携や、農業・商業とのコラボレーション等、異業種との連携強化が求められます。

### 【ふれあい】

- ◆ 市の情報をより分かりやすく、より多くの人に発信する必要があります。
- ◆ 本市や本市の人々と多様に関わる関係人口<sup>24</sup>の創出・拡大が必要です。
- ◆ コミュニティの希薄化の防止が必要です。

---

24 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

## 第5節 今後のまちづくりの視点

### (1) 人口減少社会に対応した共創による持続可能なまちづくり

本市は、地域の特性を生み出している歴史や文化、環境等の地域資源が豊かなまちです。これらの地域資源を活かした産業や地域活動による取り組みは、本市全体における魅力や活力となっています。

一方で、既成市街地や集落地区で構成される北部、東部、西部地域は、人口が横ばいもしくは減少しており、少子高齢化が進んでいることから、地域産業の労働力や地域活動の担い手が減少し、地域活力の低下等が懸念されています。

各地域の地理的特性や地域資源等を活かした産業や地域活動を永続的に行っていくには、持続可能なまちづくりが必要です。そのため、地域や市町村の垣根を越えて多様な人・団体等がまちづくりに参画することで、人と人、人と資源をつなぎ、ともにまちを創っていくことが必要です。

### (2) 公共交通ネットワークの構築

中心市街地の中央・一本木地区は、土地区画整理事業による面的整備と公共施設等の整備に加え、モータリゼーション<sup>25</sup>型社会に対応した大型商業施設の立地等により、利便性の向上を図ってきました。その結果、中部、南部地域では、中心市街地の周辺で宅地開発が進み、人口の集積が進んでいます。

一方、中心市街地から離れた既成市街地では、各商店街の店舗や地域に身近な商店が減少しており、買い物等の移動は、自家用車に依存しています。今後は、本市においても高齢化の進行や核家族化による世帯人員の減少が見込まれ、自家用車による移動が困難な交通弱者が多く発生することが予測されます。

このような状況下で、全国的には超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた自動運転やMaaS（マース）<sup>26</sup>等の次世代型交通<sup>27</sup>の試行が進められています。本市においては、生活の足となる路線バスの確保や、市民ニーズに対応した市民バスやデマンド型乗合タクシー等の充実を図りながら、医療施設や商業施設、公共施設等と自宅間の移動がより容易にできる公共交通の整備・充実や道路環境の維持・向上などによる公共交通ネットワーク<sup>28</sup>の構築が必要です。

### (3) 東根市らしい都市空間の形成

本市は、国内の主要都市や海外と繋がる山形空港、山形新幹線が停車するさくらんぼ東根駅、東北中央自動車道に2つのインターチェンジを有し、県内の高速交通網の要衝です。また、東北最大の都市である仙台市と繋がる国道48号をはじめ、県内交通の大動脈である国道

25 モータリゼーション：自動車が生活必需品として普及する現象のこと。

26 MaaS（Mobility as a Service）：ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段（新幹線、電車、バス、タクシー等）による移動を1つのサービスとして捉え、シームレスに（継ぎ目なく）つなぐ新たな「移動」の概念。現在は、それぞれの交通サービスに個別で経路検索や支払いを行っているが、MaaS社会では、1つのアプリで各交通サービスの経路検索や支払いが一括でできるようになる。

27 次世代型交通：自動運転や人工知能等の新技術を活用した、次世代の交通システム。

28 公共交通ネットワーク：乗り換え等に配慮した、航空機や新幹線、電車、バス等の交通機関の相互連携によるネットワーク。

13号と国道287号の結節点でもあります。こうした交通特性を活かし、県内トップクラスの工業団地や商業施設を誘致したことで、就労の場を提供しているほか、子育て関連施設や公益文化施設、産直施設、観光果樹園などには、県内外から多くの利用者や観光客が訪れています。また、奥羽山脈から広がる水はけの良い扇状地は、さくらんぼをはじめとする果樹栽培に適しており、全国有数の果樹産地として、果樹が実る風景が身近に見られます。さらに、日本一の大ケヤキをはじめとする文化財や伝統芸能、歴史遺産なども都市空間を形成する魅力となっています。

一方、近年、全国的に豪雨や地震等の大規模な災害が発生しています。災害は、これらの恵まれた立地特性や地理的特性によって育まれてきた、東根市らしい都市空間に甚大な被害をもたらす危険性があります。

そのため、本市においても想定される大規模自然災害から市民の生命と財産を守る「強靱な東根市」のまちづくりを行い、防災対策として自助・共助・公助を適切に組み合わせ、関係団体が連携した施策を実施していくとともに、都市空間を形成する様々な要素の機能強化・保全等を行うことで、東根市らしい都市空間の形成をさらに推進していくことが必要です。

#### (4) さくらんぼづくりを次世代に引き継ぐまちづくり

日本一の生産量を誇るさくらんぼは、本市を象徴する代表的な果物です。また、四季折々に実るほかの農産物も豊富であり、農業は本市の基幹産業の1つです。

一方で、農地と宅地の混在化が進行してしまうと、安全に農業を行うことが困難となり、基幹産業である農業の減退や、豊かな自然環境など次世代に引き継ぐ本市の貴重な財産の損失につながる可能性があります。

そのため、「東根市農業振興地域整備計画」に基づき、安心して農業を続けられる環境を確保し、さくらんぼをはじめとする魅力ある農業ができる環境を次世代に引き継ぐことが必要です。

#### (5) 限りある財源下での老朽化する公共施設への対応

今後見込まれる人口減少に伴い税収等が減少し、公共施設の整備・維持への財源確保がさらに限られることが予測されています。

一方、市が保有する建築系施設及び道路・橋りょう、上下水道などの都市基盤系施設は老朽化しており、今後も維持管理や更新等に要する費用が増加する見込みです。

そのため、保有施設全体の状況を踏まえた計画的な維持管理と更新を行いながら、ライフサイクルコストの低減に向けた長寿命化を図っていく必要があります。また、令和元年に中核市となった山形市を中心とする村山地方の市町で構成する山形連携中枢都市圏<sup>29</sup>における連携をはじめ、周辺都市と連携した施設の整備や利用を促進するとともに、施設の集約化や複合化を推進していく必要があります。

29 山形連携中枢都市圏：中核市である山形市を中心とした寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町の7市7町を指す。

## **(6) 持続可能な開発目標 (SDGs) への対応**

SDGs の達成には、政府や民間セクターなどのあらゆるステークホルダー (利害関係者) が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその役割を担い、SDGs の実現に貢献することが求められています。

本市においても、SDGs の実現に向けて、持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、維持管理等に努める必要があります。

## 第2章 基本構想

### 第1節 まちづくりの基本理念

第1次計画では、「自然の恵みと都市環境が調和する魅力のあるまち（郷土）づくり」を基本理念として、「みんなで創る トレジャータウン ひがしね」をキャッチコピーに掲げ、まちづくりを進めてきました。その結果、本市の有する立地特性や自然環境等を活かしながら、人々のニーズに応じた公共施設や都市基盤、産業基盤を整え、交通網の充実を図ったことにより、魅力を持ったまちへと成長してきました。本計画では、これらを守り、維持しながら、「ひがしねらしさ」を磨いていくことで、本計画で掲げる将来都市像の実現を目指します。

将来都市像の実現に向けて、まちづくりの基本理念を次の3つのステップで示します。

#### 多様性から ひがしねらしさを「見つける」ことができるまちづくり

本市は水や緑に恵まれた果樹王国であり、交通の要衝として各企業の工場が集積する等、豊かに生活できる可能性にあふれたまちで、市外からの移住者も多い状況です。長く守られた歴史と新しい価値観の融合から、様々な変化に柔軟で、まちや人の良さに気づきやすい環境の整ったまちとも言えます。

そこで、まちづくりを支えている住民や来訪者等の「ひと」が、やりたい「こと」を見つけることができる、本市だからこそできる共生の「まちづくり」を目指します。

#### 交流から ひがしねらしさを「育てる」ことができるまちづくり

本市は、県内・東北・国内や海外の都市とつながる交通基盤が充実しており、様々な人々がまちに訪れやすい環境が整っています。

そこで、古くから本市にある文化や歴史、資源を活かしながら、市外・県外・国外の「ひと」や他の都市との関わりを深め、互いの良いところを伸ばし、足りないところを補い合い、新たな活動「こと」を育てることができる交流の「まちづくり」を目指します。

#### 変化にも ひがしねらしさで「挑む」まちづくり

将来的には本市でも人口の減少、高齢化の進行が見込まれています。また、全国的には環境問題の深刻化や自然災害等の問題を抱えています。

そこで、多様性から見つけ、交流から育てた「ひがしねらしさ」を活かして、今後、直面する課題に対し、「ひと」同士の連携で立ち向かい、新たな「こと」にも挑み、楽しめる「まちづくり」を目指します。

## 第2節 将来都市像

自然や産業に恵まれた東根の「まち」、東根に暮らす・東根を訪れる「ひと」、東根でできる「こと」、それぞれの「ひがしねらしさ」を見つけ、育て、さらに輝かせることができるまちづくりを推進します。

未来は変化するものであり、今後20年間においても、予測できない課題等に直面することが想定されます。そのような状況でも、「まち」・「ひと」・「こと」、それぞれの「ひがしねらしさ」を活かして、変化する未来や新たなことにも挑むことができるまちを目指し、将来都市像を次のとおり定めます。

**「ひがしねらしさ」が輝き、変化する未来に挑むまち**

## 第3節 想定フレーム

### (1) 定住人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計実績ベース(同推計を令和2年人口で補正したもの)では、本市の人口は、令和22年に45,626人になると予測されています。しかしながら、今後も魅力あふれるさまざまな施策を展開していくことで、本計画期間は一定規模の人口を維持し、その後も減少幅を抑制していくことが可能と考えます。「第5次東根市総合計画」では、各施策の効果を見込み、目標値を掲げていることから、本計画の目標年度である令和22年における定住人口は46,600人と想定します。

<b>定住人口 (令和22年)</b>	<b>46,600人</b>
-------------------------	----------------

### (2) 世帯数

「第5次東根市総合計画」では、今後も核家族化の進行や単身世帯の増加が予測されることから、令和12年には、世帯数は17,600世帯になるものと推計しています。なお、今後の総合計画の改定に合わせて、本計画も想定フレームを見直します。

<b>世帯数 (令和12年)</b>	<b>17,600世帯</b>
------------------------	-----------------

### (3) にぎわい指数(関係人口)

「第5次東根市総合計画」では、これまでの都市交流人口の考え方を引き継ぎながら、関係人口の要素を取り入れ、本市のにぎわい度と、人と人、地域との関わり度を表す新たな指標「にぎわい指数(関係人口)」を設定しており、令和元年のにぎわい指数(関係人口)は1,184,000人、令和12年には1,460,000人と増加していくものと推計しています。なお、今後の総合計画の改定に合わせて、本計画も想定フレームを見直します。

<b>にぎわい指数(関係人口) (令和12年)</b>	<b>1,460,000人</b>
---------------------------------	-------------------

## 第4節 まちづくりの目標

まちづくりの視点を踏まえ、将来都市像を実現していくために、まちづくりの目標と方針を次のとおり示します。

- 視点1 人口減少社会に対応した共創による持続可能なまちづくり
- 視点2 公共交通ネットワークの構築
- 視点3 東根市らしい都市空間の形成
- 視点4 さくらんぼづくりを次世代に引き継ぐまちづくり
- 視点5 限りある財源下での老朽化する公共施設への対応
- 視点6 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

### 「ひがしねらしさ」が輝き、変化する未来に挑むまち

#### 目標1

計画的な土地利用の方針の形成

《まちづくりの方針》

土地利用の明確化  
～土地利用の方針～

#### 目標2

拠点となるにぎわいと都市の骨格の形成

都市構造の明確化  
～軸と拠点づくり～

#### 目標3

安全で快適な都市環境の形成

都市環境の形成  
～安全・快適空間の向上～

#### 目標4

自然、歴史、農地の保全と活用による魅力にあふれ、やすらぎあるまちの形成

地域資源・自然が生きる環境形成  
～やすらぎの向上～

#### 目標5

都市の活力と交流を生む  
自然に配慮した産業の形成

活力と交流の産業形成  
～産業の拠点づくりの方針～

#### 目標6

コミュニティを育む交流の輪の形成

人と人との関係づくり  
～コミュニティづくり～

## 第5節 将来都市構造図

将来都市構造図は次のとおりです。



図. 将来都市構造図

## 第3章 全体構想（まちづくりの方針）

全体構想の方針内容を次の通り示します。

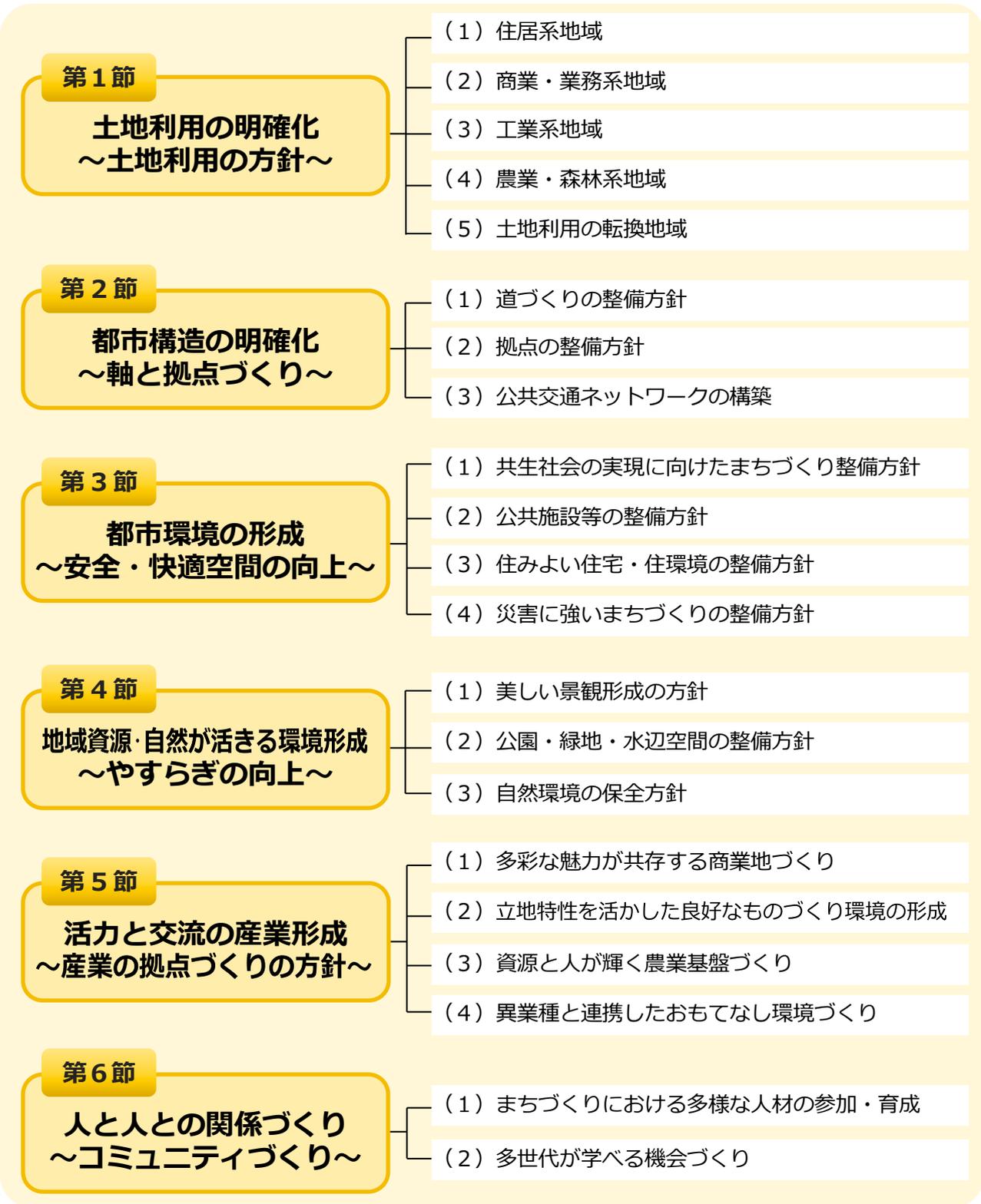


図. 体系図

## 第1節 土地利用の明確化 ～土地利用の方針～

### 【土地利用の明確化に関する方針】

本市では、建てられる建物の種類を定める用途地域や、長期にわたって農地の保全を図る農業振興地域の指定等、様々な制度によって土地利用の明確化を図っています。このような計画的な土地利用により、危険物を取り扱う工場と住宅が近接して立地する等といった、建物用途の混在を防ぐことが引き続き求められます。

これまで本市においては、民間による宅地化や商業施設の開発等が活発に行われ、本市の発展に大きく寄与してきました。一方、用途地域外では、農業振興地域として指定していない土地における開発は、建てられる建物の用途に制限がなく、用途が混在する恐れや、新たな道路や下水道等の都市基盤整備による財政負担の増加が懸念されます。

土地利用の方針として、用途地域内の魅力を向上させ、住みよい住居系地域、利便性の高い商業系地域、企業等が操業しやすい工業系地域の各用途に応じた地域づくりを推進します。

用途地域外における農業系地域は、本市の基幹産業である農業の生産基盤として農地の保全に努めます。そのうえで土地利用転換が必要と考えられる地域等については、まとまった農地が虫食い状態となるような開発を防止しながら、秩序ある土地利用を図るとともに、引き続き十分な検討を行い、方向性を定めます。

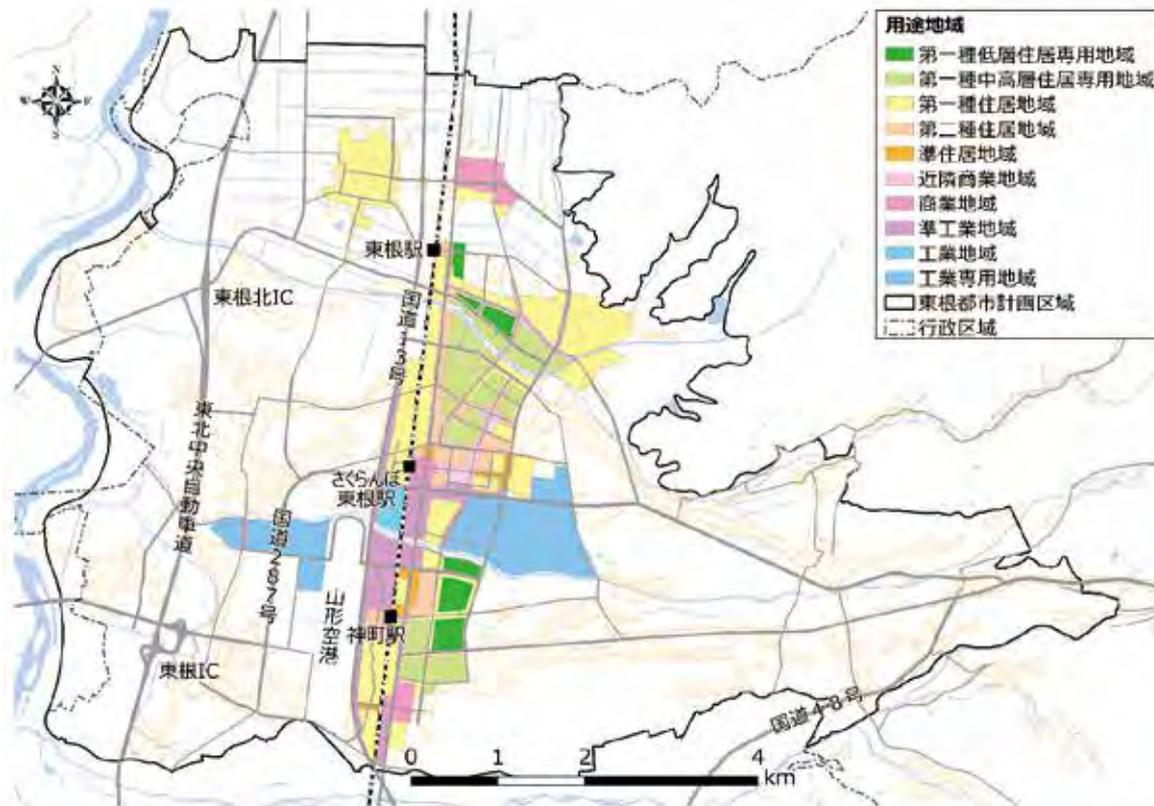


図. 用途地域図

## (1) 住居系地域

### 【住居系地域の方向性】

用途地域において住居系用途に指定している地域は、多くの市民が居住している最も身近な場です。人々が暮らしてきた既成市街地、土地区画整理事業により整備した中心市街地を住居系用途に指定しています。

住居系地域では、空き地や空き家等の低未利用地の利活用を促進し、居住ニーズに対応した良好な住環境の創出や定住促進を図ります。引き続き、用途地域外における宅地等と農地の混在化を抑制しながら、住居系用地の計画的な土地利用を促していきます。

地域内の既成市街地は、用途地域や地区計画による建築物の要件の設定とともに、狭あい道路の解消や都市計画道路の整備推進等により、より良い住宅地の形成と中心市街地との連坦性の向上を図ります。

### 方針① 居住ニーズに対応した良好な住環境の創出と定住促進

中心市街地においては、核家族化の進行や近隣自治体からの転入等により、戸建て住宅や集合住宅の需要が見込まれます。空き地等の適切な活用を促進し、土地利用の充足率の向上を図りながら、居住ニーズに対応した住環境の創出を図ります。

既成市街地においては、老朽化した住宅のリフォーム施策等の推進により、空き家の発生防止や利活用を促進し、良好な住環境の維持・創出と定住促進を図ります。

### 方針② 秩序ある市街地の形成と計画的な住居系土地利用の促進

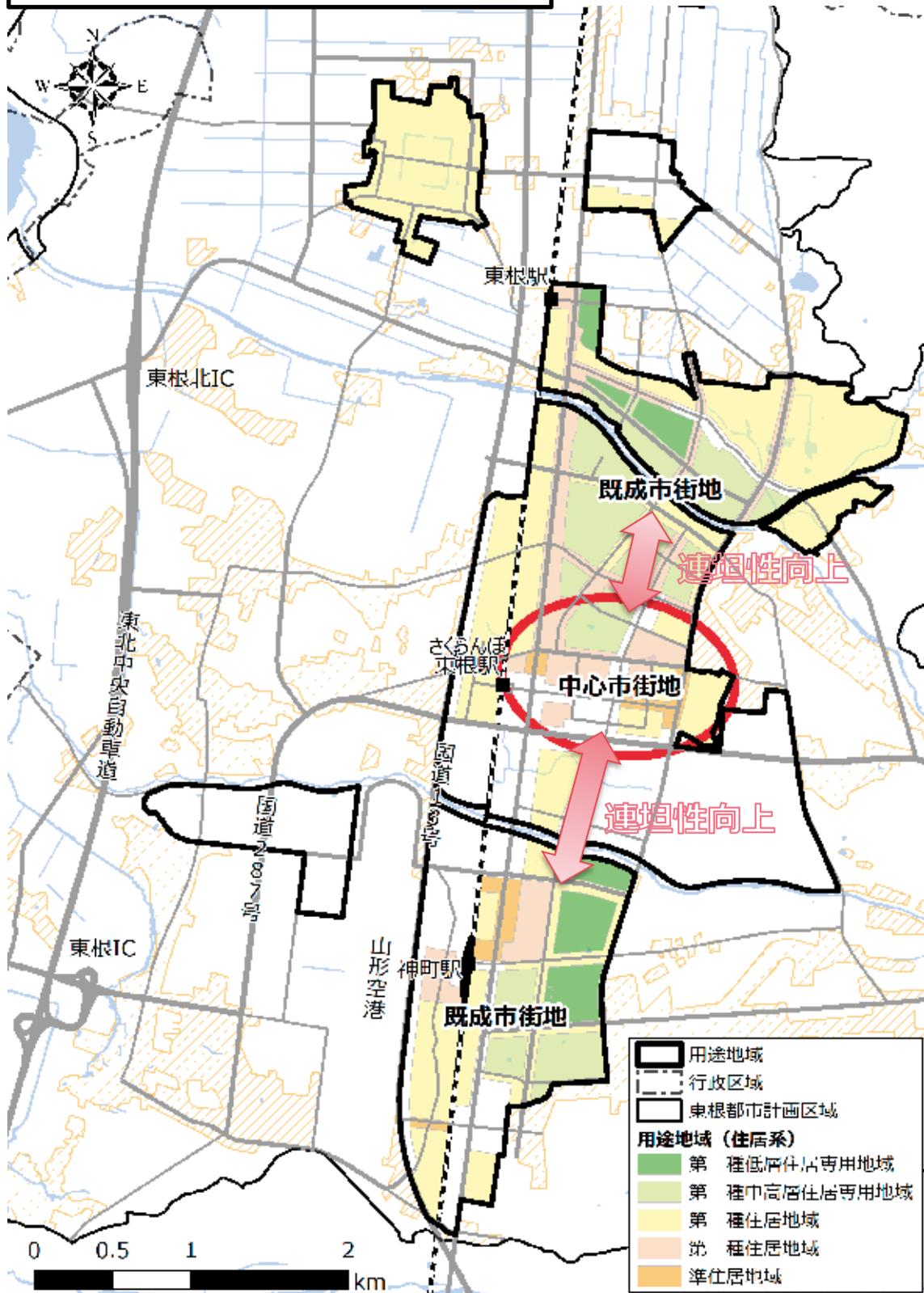
開発による市街地の無秩序な拡大は、道路や上下水道等のインフラ整備やそれらの維持管理等が新たに必要になり、社会的サービスの供給コストの増加につながる可能性があります。今後は、本市においても人口が減少することが見込まれていることから、コンパクトシティの観点を考慮しつつ、引き続き、用途地域の指定や農業振興地域の指定等により、秩序ある市街地形成を推進するとともに、住居系地域の計画的な土地利用を促します。

### 方針③ より良い住宅地の形成と中心・既成市街地の連坦性向上

南部地域の既成市街地は、神町北部土地区画整理事業等により、良好な住宅地の形成や都市計画道路等の整備を行い、中心市街地との連坦性の向上を進めています。今後は、北部地域等の既成市街地についても、都市計画道路の整備や狭あい道路の解消、点在する低未利用地の利活用促進等により、より良い住宅地を形成し、中心市街地との連坦性の向上を図ります。



# 土地利用方針図（住居系地域）



## (2) 商業・業務系地域

### 【商業・業務系地域の方向性】

用途地域において商業・業務系用途に指定している地域は、まちのにぎわいを生み出す役割を担っています。

大型商業施設が集積している中央・一本木地区は、本市の中心市街地として、まちの顔となっており、さらなるにぎわい創出を推進します。神町、東根本町、さくらんぼ東根温泉には、商店街を中心とした地域の商業拠点が形成されており、国道13号沿いには商業施設の立地が見られます。

商業・業務系地域では、空き地や空き店舗といった低未利用地を利活用し、店舗や事務所の集約を促進することで、買い物の利便性向上を図ります。加えて、用途地域外におけるまとまった農地を虫食い状態にするような無秩序な開発を防止しながら、計画的な土地利用を促します。

### 方針① 中心市街地：さらなる買い物の利便性向上とにぎわいづくり

さくらんぼ東根駅や市役所等の業務施設が立地する中央・一本木地区は、中心市街地として、駅前から市役所周辺までの沿線を商業系用途地域に指定しています。さくらんぼ東根駅前やその周辺に点在する低未利用地の活用や、店舗や事業所の集積を促進することで、さらなる買い物の利便性向上を図ります。

また、本市のまちの顔にふさわしい中心市街地のにぎわいづくりを一層進め、市民が誇れるまちとなるよう魅力創出を推進します。



さくらんぼ東根駅前



市役所前

### 方針② 商店街：日常的な買い物エリアとしての整備推進

市民の日常的な買い物需要等に応えるエリアとして、東根本町、神町の商店街を商業系用途地域に指定し、地域の特色にあわせた商店の集積を図っています。買い物環境の向上に向けた取り組みを継続するとともに、増加している空き店舗の利活用を促進し、商業機能の集約を図ります。



東根本町地区商業エリア



神町地区商業エリア

### 方針③ 温泉街：気軽に立ち寄りたくなる魅力ある温泉街づくり

さくらんぼ東根温泉は、湯量が豊富でさくらんぼの最盛期には多くの宿泊客で賑わう本市有数の観光エリアです。このエリアを商業系用途地域に指定し、四季折々特色のある温泉街づくりを推進しています。また、増加している空き店舗等の利活用を促進し、観光客が訪れる商業地として機能集約を図ります。



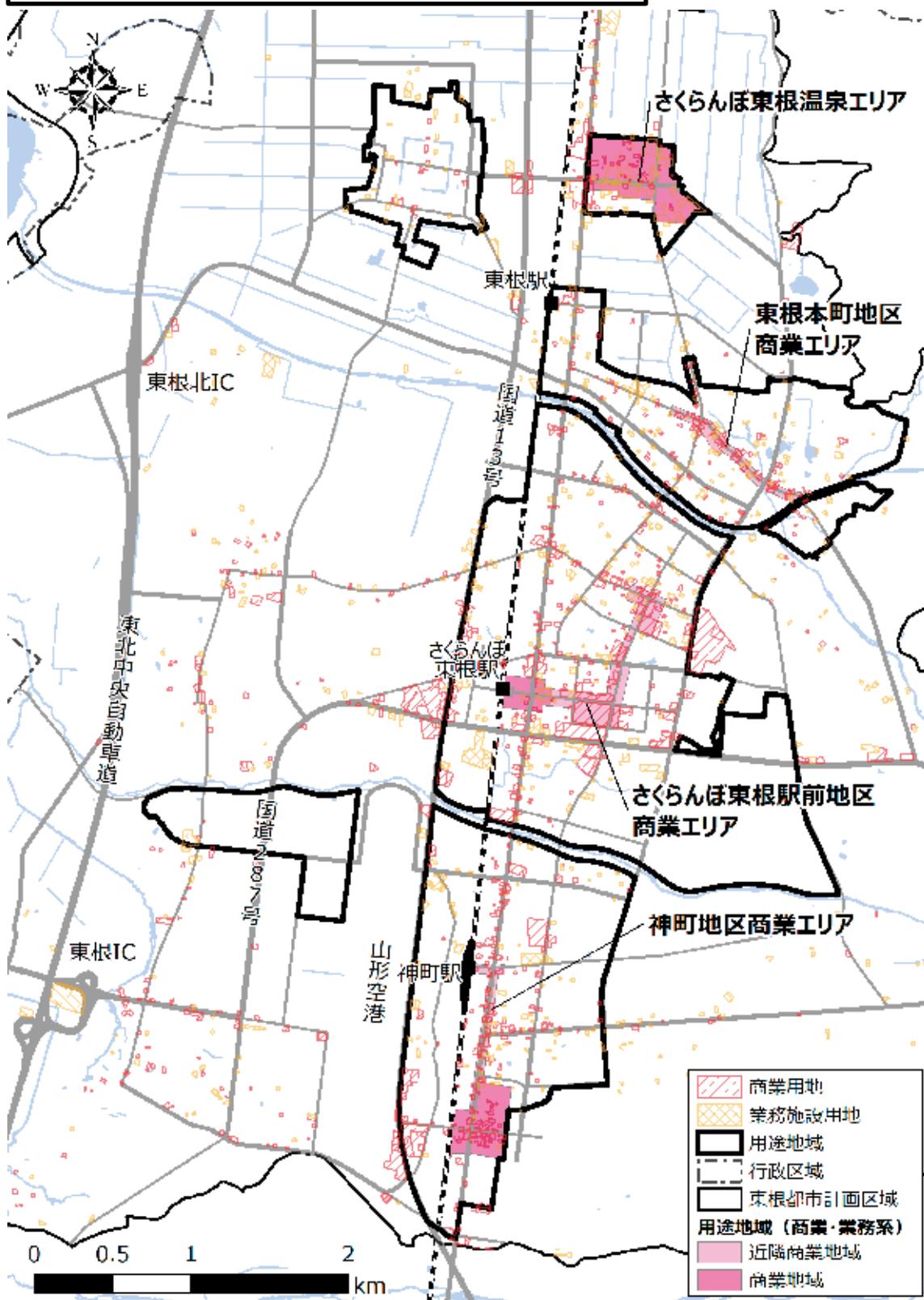
### 方針④ 用途地域外：農地の集団性を阻害する開発防止と計画的な商業・業務系土地利用の促進

まとまった農地を虫食い状態にするような無秩序な開発は、市街地のスプロール化<sup>30</sup>や、農地と建物の混在等の様々な影響が懸念されます。引き続き、用途地域の指定や、農業振興地域の指定等により、農地の集団性を阻害する無秩序な開発を防止するとともに、商業・業務系の計画的な土地利用を促します。

---

30 スプロール化：都市が虫食い状態に拡大していく現象。

## 土地利用方針図（商業・業務系地域）



（出典：商業用地・業務施設用地…都市計画区域内土地利用等調査（H31年3月））

## (3) 工業系地域

### 【工業系地域の方向性】

用途地域において工業系用途に指定している地域は、まちに就業の場と活力を生み出す役割を担う地域です。

本市は、主に工業専用地域、工業地域に工業団地を整備しています。工業団地の企業立地率は100%となっていますが、工業専用地域の一部には低未利用地が見られます。今後は、既存企業等の立地の継続を図るとともに、工業専用地域の低未利用地の充足を図りながら、必要に応じて新たな工業系地域の土地利用を検討します。

高速道路IC周辺で洪水ハザードマップの浸水想定区域外の地域や、既存の工業用地に隣接した土地の活用など、工業の振興に向けた土地利用を検討します。

住宅と工場が混在する地域については、双方の環境に配慮した対応を進めます。

### 方針① 工業専用地域・工業地域：既存工場等の立地維持と低未利用地の利活用

交通機関等の利便性を活かし、工業専用地域の用途指定により3つの工業団地（東根大森、山形臨空、大森西）を、工業地域の用途指定により縄目工業団地を整備しています。引き続き、既存企業等が操業を続けやすい環境の維持・向上に努め、立地の継続を図ります。

また、平成27年度に策定した「東根市産業創出基本計画」では、大森西工業団地北側の一部の低未利用地について、工業専用地域を新たな工業団地の適地とし、進出企業の立地計画に合わせて、市が道路等のインフラを整備することとしています。整備にあたっては、進出を希望する企業に適切な情報提供を行い、低未利用地の充足を図りながら、必要に応じて新たな工業系地域の土地利用を検討します。

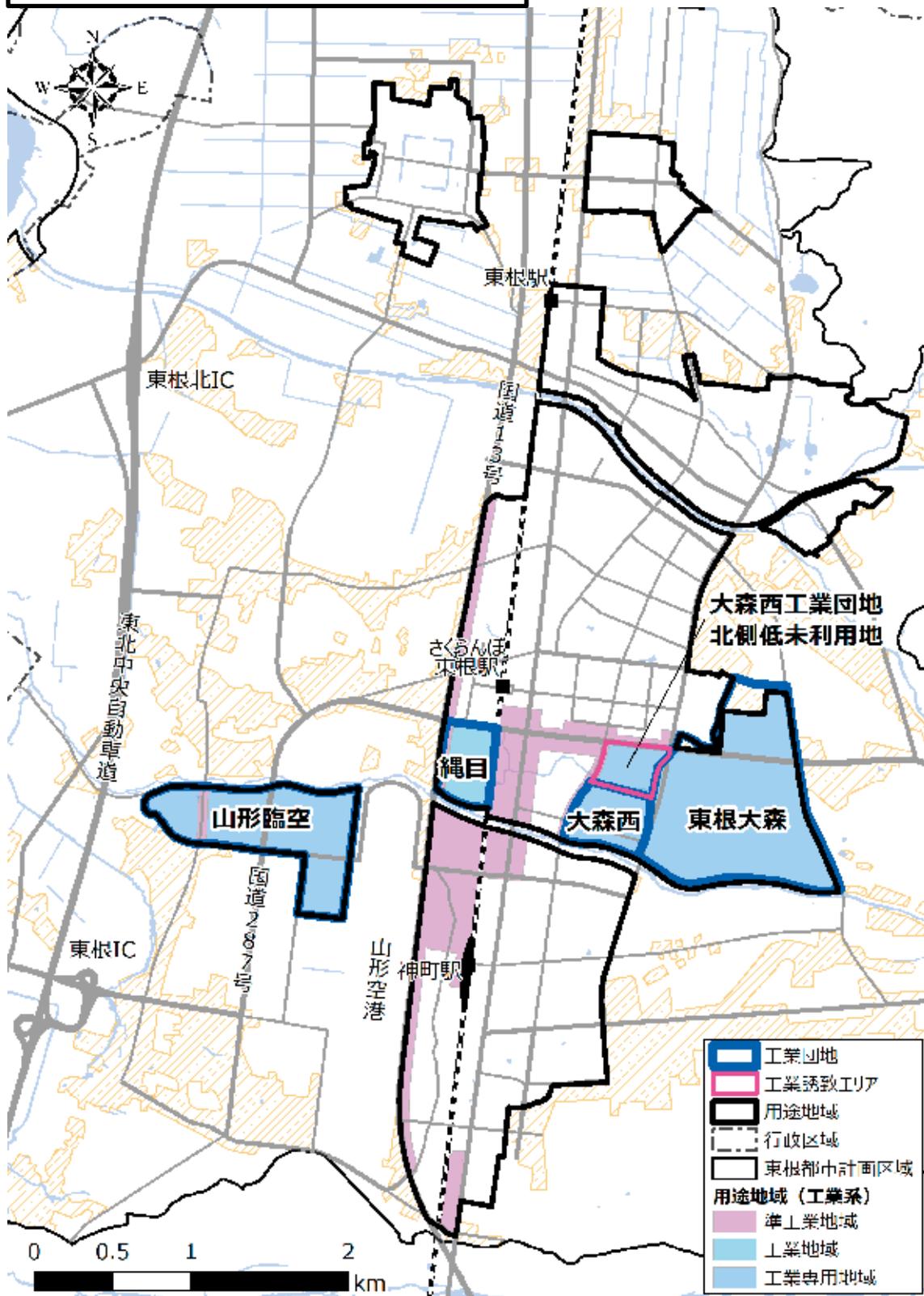


### 方針② 準工業地域：住宅と工場の共生

神町地区の工場が既存する地区では、準工業地域の用途指定を行い、多様な土地利用を図るエリアとして、近接する住宅に配慮した環境整備を進めてきました。近年、住宅地が急激に増加し、住宅と工場の混在化が進んでいることから、工場の操業環境と住環境が調和し共生していくために、道路等の住環境整備を図る等、住宅と工場の双方の環境維持を図ります。



### 土地利用方針図（工業系地域）



## (4) 農業・森林系地域

### 【農業・森林系地域の方向性】

用途地域外に広がる農業・森林系地域は、安全で快適な環境や生産基盤を形成する役割を担う地域です。農用地として利用すべき土地があり総合的に農地の振興を図る必要がある農業地域と、森林の土地として利用すべき土地があり林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある森林地域から成ります。

本市では、生産量が日本一のさくらんぼをはじめ、果樹王国として様々な果物や、米等の農作物が作られています。自然環境や景観に配慮しながら、様々な恵みをもたらしてくれる森林や、豊かな田園や果樹園等の農用地を引き続き保全していきます。また、集落地区では、定住促進等により、空き家の発生防止と利活用を促進します。

### 方針① 農業地域：農業生産効率の向上・空き家の利活用

農業地域には、用途地域外において、農業振興地域として指定している農用地区域と、人々が暮らす集落地区があります。

本市の農用地区域は、県下有数の高生産性を誇る優良農地が多く、食糧供給の基本的資源であるとともに、環境の保全にも重要な役割を果たしています。そのため、「東根市農業振興基本構想」や「東根市農業振興地域整備計画」に基づき、農業生産性の向上に向けて、農道や用排水施設等の必要な農業生産基盤の整備を図るとともに、担い手を育成し、耕作放棄地の解消や農地の流動化の促進により優良農地を確保することで、農地の集積を図ります。

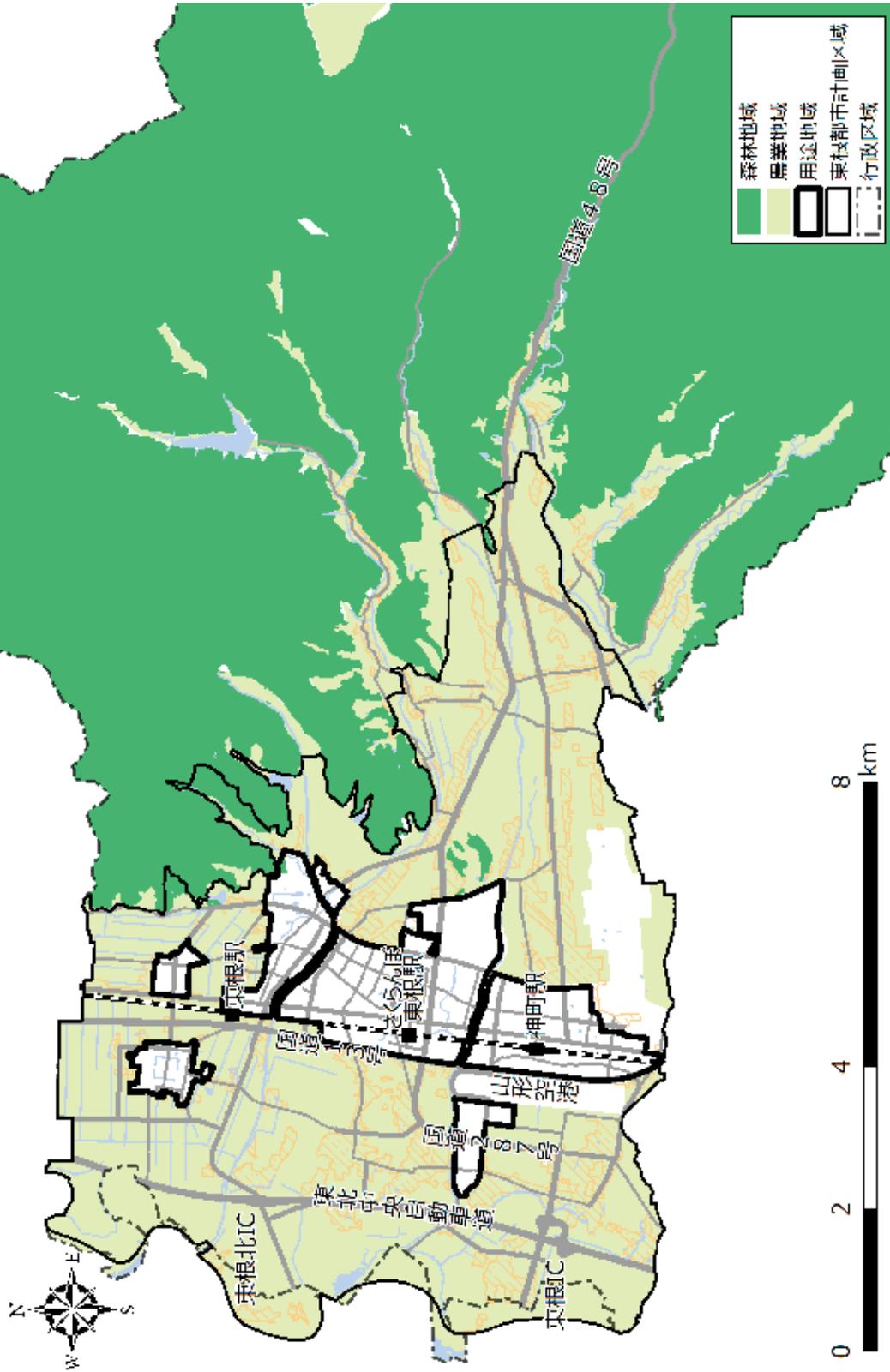


集落地区は、人口が減少し、空き家が増加していることから、定住促進施策等により、空き家の発生防止と利活用を促進します。加えて、農地と宅地の混在化による農業の生産性の低下等を防ぐため、住居系土地利用への転換については、慎重な対応を行います。

### 方針② 森林地域：森林資源の適切な整備・保全の推進

森林は、木材等の物質生産機能や、生物多様性保全、地球環境保全、水源かん養機能、土砂災害防止機能等、生活環境を保全する役割に加え、市民の保養やレジャー、教育活動の場としても機能しています。令和32年(2050年)までに温室効果ガス又は二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する本市においては、「東根市森林整備計画」に基づき適正な森林施業を行い、森林の育成を図るとともに、森林経営管理制度を活用し、森林所有者と事業者とを結び付け、適切な整備・保全を推進します。また、自然環境の保全に留意しつつ、自然とのふれあいの場、情操育成の場として活用します。

## 土地利用方針図（農業・森林系地域）



〔出典：森林地域・・・国土数値情報「森林地域（H27年）」、農業地域・・・国土数値情報「農業地域（H27年）」〕

## (5) 土地利用の転換地域

### 【土地利用の転換の方向性】

土地利用については、用途地域の指定等により計画的な土地利用を図っています。

道の駅整備計画に伴う新たな拠点の創出が見込まれるエリアや、住居系土地利用を進めるエリアなど、東根の将来像を見据え、必要な土地利用の転換を進めます。

また、さくらんぼ東根駅西側は、様々な角度から市街地形成に向けた検討を行う地域として、長期的視野で構想を進めます。

### 方針① 道の駅周辺の土地利用

本市では、ひがしねあそびアランドを含めた大森山公園、東根市農業協同組合の農産物直売施設「よってけポポラ」周辺に、「道の駅」の整備計画があります。このエリアは、東北最大都市である仙台市方面からの玄関口として、地理的優位性が高いうえ、「よってけポポラ」は、単に産直施設だけでなく、食の発信、農家と消費者の交流拠点の機能を持ち、来場者数が年間 50 万人を数える本市有数の誘客観光スポットでもあります。この周辺に道の駅を整備することで、道路情報や地域の観光情報の発信拠点としての役割のほか、本市の果樹王国としてのブランド力の向上、道の駅を拠点として観光果樹園やさくらんぼ東根温泉、市内各所への回遊を促すこと等が期待できます。



このエリアにおける農地は、良好な営農条件を備えた第一種農地<sup>31</sup>であることから、周辺の土地利用との調整を図りながら、観光的要素を兼ね備えた東根の新たなにぎわい拠点として、道の駅と一体となった土地利用を図ります。

### 方針② 住居系土地利用への転換

第一中学校西側のエリアは、住居系土地利用への転換を見据えて農業振興地域の農用地区域から除外しており、現在も民間事業者による宅地開発が進んでいるほか、(仮称)東根こども園の開園を予定しています。

また、中央東・小林エリアは、大規模商業施設の立地に伴い、民間事業者による宅地開発が進んでいます。

そのため、これらのエリアは、今後も宅地の需要が高いエリアとして新たに用途指定を行い、住居系の土地利用を進めていきます。

人口減少が進行している集落地区においては、隣接する農地を、定住促進に向けた住居系土地利用へと転換することが求められる場合がありますが、東根の産業を支える豊かな農地の保全という観点を踏まえ、土地利用転換の検討は慎重に行います。



31 第一種農地：農業公共投資（土地改良事業等）の対象となった農地や、10ha以上の集団農地、生産力の高い農地。

### 方針③ 工業系土地利用拡大の検討

大森西工業団地北側や山形臨空工業団地の一部には低未利用地が見られるものの、隣接する地域には企業による進出もあることから、今後、低未利用地の充足を図りながら、必要に応じて新たな工業系地域の土地利用を検討します。

山形臨空工業団地の南側エリアは、既存の事業所等に隣接しており、企業による開発が進んでいます。将来のさらなる企業の進出、工場や営業所等の土地需要拡大を見据え、今後の土地利用を検討します。

### 方針④ さくらんぼ東根駅西側エリアの土地利用転換の検討

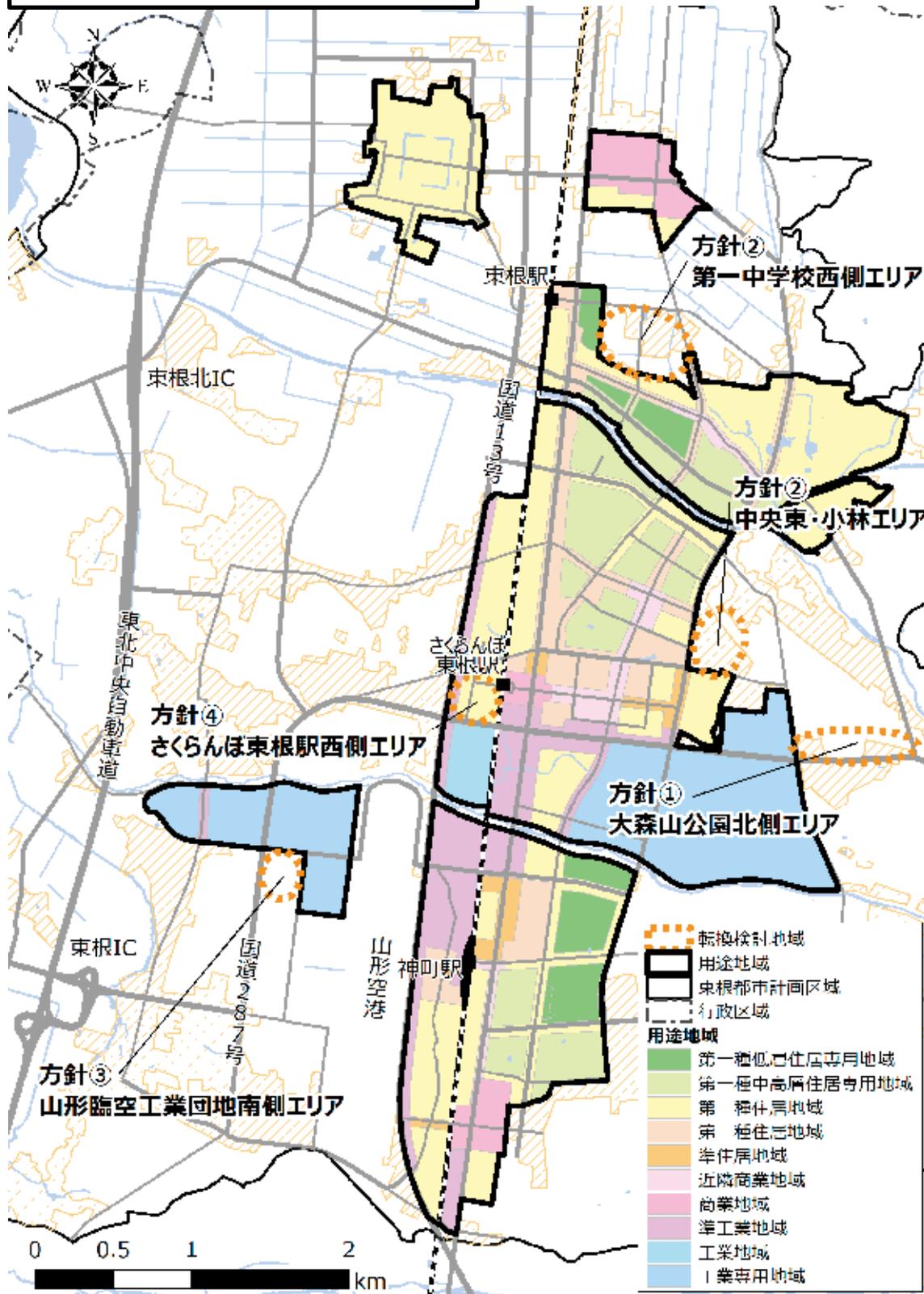
山形新幹線の停車駅であるさくらんぼ東根駅の西側エリアに立地する市営住宅並松団地は、一部老朽化に伴い、政策空き家として新規の入居者募集を停止しています。

このエリアは、国道 13 号沿いの商業施設群と連担した商業エリアとしての活用や、さくらんぼ東根駅のハブ機能を活かした車を持たない市民も利用できる公共施設等のエリアとしての活用等が期待できることから、様々な角度から市街地形成に向けた検討を行う土地利用転換検討地域とします。ただし、検討にあたっては、市営住宅並松団地の居住者に配慮しながら、「第 5 次東根市総合計画」や「第 5 次東根市国土利用計画」に沿って、長期的視野で構想を進めます。



さくらんぼ東根駅西側エリア

# 土地利用の転換検討地域図



## 第2節 都市構造の明確化 ～軸と拠点づくり～

### (1) 道づくりの整備方針

#### 方針① 道路の長寿命化の推進

広域幹線道路や主要幹線道路等の地域生活に必要な幹線道路は充足されてきましたが、既成市街地や中心市街地の道路や歩道は老朽化による損傷が目立ちはじめ、更新費用や維持管理費用が年々増加しています。一方、市民アンケートによると、「除雪対策」や「道路の広さ、舗装」に対する満足度が比較的低くなっており、生活に密着した地域幹線道路や通学路に関する市民ニーズが高く、狭あい道路の解消をはじめ、側溝整備や安全対策等を求める声が多い状況です。今後は、国土強靱化の観点からも、既存道路の更新や改修等の長寿命化対策を第一に考え、適正な維持管理を図ります。

#### 方針② 体系的な道路ネットワークの強化

道路ネットワークについては、広域交流や交流人口・関係人口の拡大を図り、未整備となっている広域幹線道路等の整備や「山形県道路中期計画 2028」に位置付けられた路線の整備促進に向けた取り組みを推進します。

東北中央自動車道は、令和4年までに東根北 IC－大石田村山 IC 間が、令和7年度までに金山 IC までの全線がそれぞれ開通見通しとなっています。開通が進めば、東根 IC・東根北 IC に接続する道路の車両台数の増加が見込まれるため、アクセス道路となる幹線道路等の整備促進を図ります。

今後は本市でも人口減少が見込まれていることから、限られた財源のなかで将来的な維持管理費や新規整備の必要性に留意しつつ、道路の整備を行います。

#### 【種別ごとの整備方針】

- 広域幹線道路：本市と周辺都市を結ぶ東北中央自動車道、国道13号、48号、287号、県道東根大森工業団地線及び(主)尾花沢関山線を位置づけ、都市の骨格となり広域交流の要となる道路として、4車線化等の道路整備促進に向けた取り組みを行います。
  - 主要幹線道路：市街地における交通渋滞を緩和させ、地域間のスムーズな移動を図る市内環状線、各地域間を結び日常生活における市内移動の効率化を図る市内主要縦横断線として機能する道路の整備を推進します。
  - 地域幹線道路：地域幹線道路は、主要施設までのアクセス向上や安全な通学路を確保するため、狭あい道路の改善や交通危険箇所を解消するとともに、広域幹線道路、主要幹線道路と細やかなネットワークを図ることが出来るよう、今後とも生活に密着した計画的な道路整備を推進します。
- ◆ 周辺市との連携強化を図るため、広域道路（東・西回り）の整備を推進します。

## 【重点的な整備路線】

### ①都市計画道路

- ◆ 宮崎西道線、豆田平林線、平林原方線の整備
- ◆ 若木本郷線（県道東根尾花沢線）の整備
- ◆ 東回り広域道路の整備検討

### ②幹線道路

- ◆ 国道 287 号の 4 車線化
- ◆ 県道長瀬野田線バイパス整備
- ◆ (主)山形天童線バイパス延伸

## 方針③ 東根らしい道づくり

### ■歴史と風格を感じる道づくり ～東根城址周辺～

「水と緑と歴史の広場整備事業」や「ウォーキングトレイル事業」等により、歴史資源をゆっくり探索できる道づくりや景観づくりを進めてきた東根城址及び東の杜一帯は、大ケヤキ周辺の無電柱化や景観に配慮した道路環境整備を検討するとともに、今後も東根本町地区の商店街と連携した環境整備を図ります。



### ■愛着がわく道づくり ～市街地における各道路～

「わがまち街路樹里親制度」による美化運動、「花ランドひがしね推進事業」等、市民と協力しながら、花や緑を感じられる道づくりが進められています。

市民総参加で行う道路愛護一斉清掃などを通じて、愛着を持って親しまれる道づくりを推進します。



## 方針④ 人にやさしい道づくり

### ■安全で快適な歩行空間の整備

主要幹線道路や都市計画道路では、歩車道分離を原則として、ゆとりある歩行空間の整備を図ります。また、未整備の道路について見直しを行い、将来の交通量等に見合った車道や歩行空間の整備を推進します。

住宅密集地区内にある狭あい道路では、市民との協働の下、セットバックや電柱の民間敷地への移動など、ゆとりある歩行空間の確保に努めます。

### ■ユニバーサルデザインに基づく快適な歩行空間の確保

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく「道路移動等円滑化基準」を基本として、高齢者・身障者等を含め、誰もが安全に移動できる歩行空間の整備を推進します。歩道の構造はフラットやセミフラットとし、バリアフリーの考え方を包括したユニバーサルデザインの道づくりを進めます。

特に、駅や商店街、公共施設の周辺等については、広幅員の歩道整備と、既存歩道の段差や傾斜・勾配等の解消を図り、快適な歩行空間の形成を図ります。

### ■歩行者の安全に配慮した道づくり

全国的に、自動車の重大事故が発生していることから、居住地区や人が多く集まる地域については、さくらんぼ東根駅前交差点の歩車分離式信号機化、中央地区等における歩車道境界ブロックの段差解消を代表とした歩行者の安全に十分に配慮した道路整備を推進します。

## 方針⑤ 災害に強い道づくり

### ■国道48号のバイパス化・高規格化の整備促進

国道48号は、仙台圏と本市及び本県を結ぶ大動脈となっており、本市の発展に欠かせないものです。また、東日本大震災時において、緊急支援物資の輸送や山形空港を経由した首都圏への移動に重要な役割を果たしたように、災害時においても重要な路線になっています。しかしながら、雪崩の危険性があるほか、連続雨量が180mmに達した場合には事前通行規制が行われるなど、気象災害に対する脆弱性という大きな課題があります。

国道48号の事前通行規制区間のバイパス化及び地域高規格道路としての整備促進に向けた取り組みを強化します。

### ■雨水排水対策の促進

近年、気候変動による局地的豪雨や、宅地開発等による市街地化等に伴い、道路冠水や住宅地への雨水浸水などの内水氾濫が発生しています。

公共下水道（雨水幹線）の整備促進とともに、市道側溝の排水能力向上のための取り組みを進め、内水氾濫を最小限に抑える効果的な雨水排水対策を促進します。

### ■雪に強い道づくり

市民アンケートでは、「除雪対策」への満足度が特に低いことから、沿道の市民の協力を得ながら雪道の幅員確保に努めるほか、歩行者が多い公共施設の周辺等については、歩車道が分離された広幅員の道路整備を推進し、歩道除雪の徹底による安全な歩行空間の確保を図ります。また、除雪が効率的に行えない狭あい道路や除雪が難しい高齢者世帯、都市化により雪押し場の確保が困難な地域等においても、地域や市民の協力を得ながら除排雪を円滑に実施し、積雪期における安全な都市機能の維持を図ります。

### ■緊急輸送道路等の強化

近年、全国的に豪雨や地震等の災害が頻発していることから、防災への関心が高まっています。災害があった際に緊急車両が通行する緊急輸送道路等については、老朽化した橋りよの耐震化の推進や、停電時における踏切アンダーパスの排水ポンプ自家発電装置の整備等、災害時にも安定した交通の確保ができるよう機能強化を図ります。



## (2) 拠点の整備方針

### 方針① 交通拠点の機能充実・強化

#### ■ 駅のターミナル機能の強化

複数の交通機関が乗り入れるさくらんぼ東根駅は、周辺の環境整備や開発が進み、中心市街地の核として重要な役割を果たしています。コワーキングスペース<sup>32</sup>や観光物産協会等が併設されている強みを活かしながら、交通ターミナルとして引き続き機能の充実を図ります。

東根駅や神町駅周辺についても、市民の意見を取り入れながら、利用しやすい環境づくりに努め、情報端末等を活用した情報提供等の機能強化を検討します。



#### ■ 山形空港の利用拡大と運航充実

広域圏の入口である山形空港に利用客がスムーズにアクセスできるよう、周辺道路等の充実や、乗合バスやタクシーをはじめとした交通手段の確保・充実により、拠点駅等からのアクセス向上を図ります。あわせて、東根が通過観光にとどまらず旅の目的地となるよう、まちの魅力を高める取り組みやインバウンドへの対応、市内観光やイベント情報等の発信を行います。



また、東日本大震災では、山形空港が宮城県などに物資を運ぶ拠点となり、その重要性が認識されました。このことから、山形空港の拠点性を高める面からも、関係機関と一体となって就航便の充実を目指します。

#### ■ 快適な停留所の整備

利用者の多い場所や公共施設付近等の停留所において、現状の利用環境を踏まえ、待合空間の整備、バスの運行情報を提供する仕組みづくり等を検討し、バス待ち環境の向上を図ります。

### 方針② にぎわい拠点の形成

#### ■ 新設する道の駅と既存施設との一体的な東の玄関口づくり

地域の活性化やレジャー交通の増加を背景として、24時間自由に立ち寄ることができる「休憩機能」、道路情報や地域の情報を発信する「情報発信機能」、活力ある地域づくりを進めるための「地域連携機能」を併せ持つ施設である道の駅が全国各地に整備されています。

本市有数の誘客観光スポットである「よってけポポラ」や大森山公園の周辺に道の駅を整備することで、産直施設や大規模なレクリエーション拠点に地域の情報発信機能等が加わり、仙台方面からの東の玄関口として、一体的なにぎわい拠点を形成します。あわせて、「よって

32 コワーキングスペース：“Co（共同の、共通の）”と“work（働く）”の造語から名付けられた空間で、様々な所属やバックグラウンドをもつ人々が、事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行うスペースとしてデザインされているもの。

「ポポラ」周辺の混雑解消や交差点改良を進め、安全に訪れることのできる拠点づくりを推進します。

既存施設との連携により、果樹王国ひがしねとしてのブランド力の向上のほか、市内の観光資源の魅力発信等による市内各所への回遊の促進や来訪者の増加、消費の拡大等、様々な好循環につなげます。

■ 中心市街地のにぎわいづくり

さくらんぼ東根駅の交通結節点としての機能強化、さくらんぼタントクルセンターやまなびあテラス等の公益文化施設における定期的なイベント開催、利便性が高い商業空間の形成等、中心市街地としてのにぎわい形成を図ります。さくらんぼ東根駅前のさくらんぼ公園には、さくらんぼの木を植樹し、さくらんぼ生産量日本一のまちをPRしています。引き続き、まちの景観に配慮しながら、うるおいある魅力的な空間づくりを推進します。

■ 地域の資源を活かしたにぎわいづくり

市民アンケートやワークショップ（市民懇話会・地域別懇談会）では、地域で自慢でき、将来に残し伝えたい宝物が多く挙げられています。これらの資源を、地域固有の財産として大切に守り続けるため、周辺の景観と調和した修景整備等を図り、地域に親しまれるにぎわいづくりを推進します。



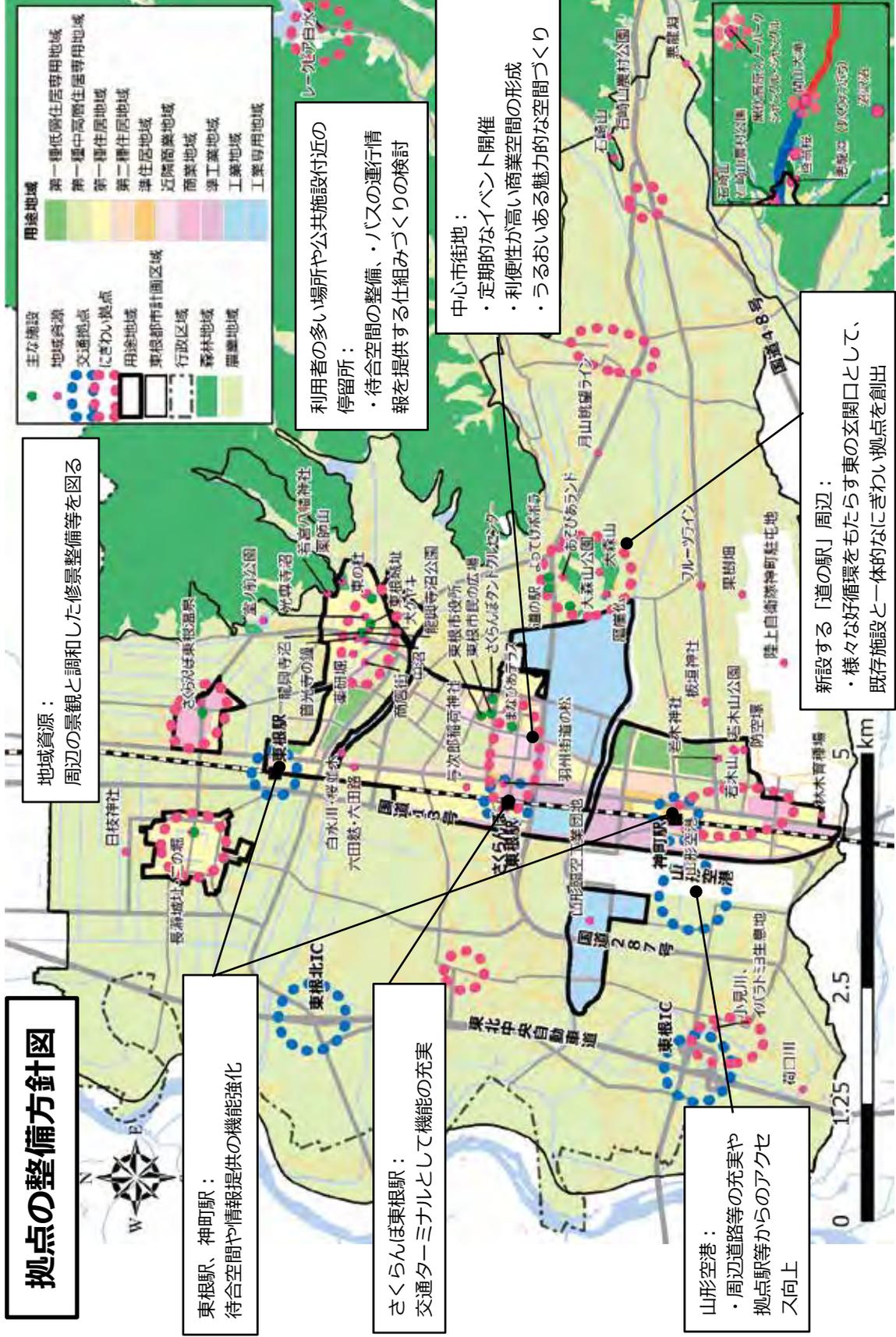
ワークショップの様子



ワークショップで作成した模造紙

表. 市民アンケートやワークショップで出し合った主な地域資源

中部	北部	南部	東部	西部
大森山	さくらんぼ東根温泉	若木山	月山眺望ライン	小見川・どんこ水
磨産仏	東根七夕祭り	若木神社	東郷太鼓	イバラトミヨ
羽州街道の松	ひがしね雪まつり	防空壕	沼沢沼	ニジマス
与次郎稲荷神社	火渡り式	神町まつり	レークピア白水公園	藤助新田菖蒲叩き
東根七夕祭り	堂ノ前公園	神町雪灯籠まつり	マリア観音	小田島田植踊り
六田鳥追い	龍興寺沼公園	果樹園	関山大滝	長瀬城址・二の堀
六田路	普光寺の鐘	フルーツライン	関山囃子	二の堀灯ろう祭
六田麩	大ケヤキ	神町商店街	乱川	長瀬猪子踊り
東根大森・大森西・縄目工業団地	東根城址	村山野川	悪龍淵（あくりゅうぶち）	長瀬七階節踊り
	東根本町商店街		啓翁桜	日枝神社
	若宮八幡神社		黒伏高原・ジャングルジャングル	山形臨空工業団地
	若宮八幡神社太々神楽		黒伏山神社沢渡獅子舞	
	白水川		黒伏太鼓	
			石崎山農村公園	



### (3) 公共交通ネットワークの構築

#### 方針① 公共交通ネットワークの構築

航空機・鉄道・路線バス・市民バスをはじめとした公共交通機関、タクシー、レンタサイクル、レンタカー等の連携を図り、公共交通ネットワークの構築を推進します。観光地へ向かう二次交通の充実として、観光乗合タクシーの活用等により、アクセスの利便性を高めます。

全国的には自動運転やMaaS（マース）等の次世代型交通の試行が進められています。

山形県では、県内の路線バスやコミュニティバス等の運行情報を集約し、オープンデータ化することを盛り込んだ「山形県地域公共交通計画」が令和3年3月に策定されます。

本市においては、市民アンケートでの「日常の交通の便」に対する満足度が比較的低く、路線バスの整備や公共交通機関が通っていない地域におけるデマンド型交通の運行を求める意見が多くなっています。そのため、生活の足となる路線バスの確保や、ニーズに対応した市民バスやデマンド型乗合タクシー等の充実を図りながら、山形県地域公共交通計画を踏まえて、医療施設や商業施設、公共施設等と自宅間の移動がより容易になるよう公共交通の整備・充実を図ります。

#### 方針② 公共交通機関の充実

##### ■航空機の運航確保

山形空港の利便性向上のため、運行の充実や路線拡大を図ります。また、コロナ禍において、人の移動が制限され、世界的に旅客需要が落ち込み、山形空港においても利用者が大幅に減少しています。今後は、オンライン会議やテレワークの普及などに伴うビジネス面での需要の変化や旅客ニーズ、観光スタイルのさらなる多様化などに伴う観光面での需要の変化などを注視しながら、取り組みを進めます。また、需要回復後には、インバウンドによる海外観光客を迎えられるよう、チャーター便の運航について県との連携強化を図ります。

##### ■鉄道の利便性向上

山形新幹線の利用者数と停車本数は安定しており、引き続き利用の拡大と停車本数の拡充を促進します。在来線については、運行区間の見直し等、利便性向上に向けた働きかけを図ります。

##### ■生活の足となる路線バスの確保

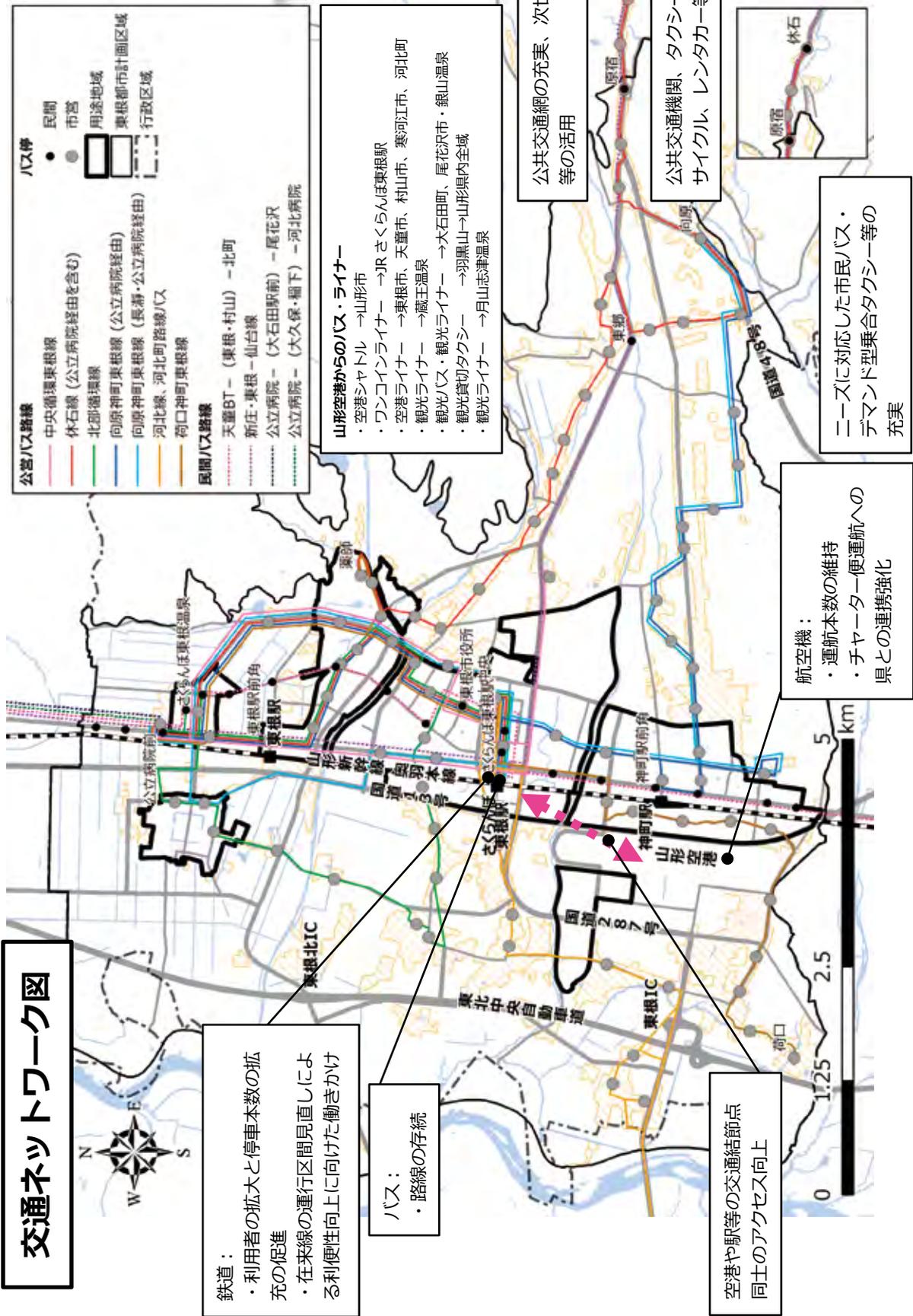
高齢化や核家族化が進行するなか、近隣自治体や広域圏を結ぶ路線バスは、生活の身近な足として重要な役割を果たしています。自家用車のみで頼ることのない生活を目指し、路線の存続に向けた取り組みを引き続き推進します。

##### ■ニーズに対応した市民バス・デマンド型乗合タクシー等の充実

路線バスと同様に生活の身近な足として重要な役割を果たす市民バスは、市民のニーズを踏まえ、河北線を除く全路線が、さくらんぼ東根駅、市役所、北村山公立病院を通るルートで運行しています。また、市民の積極的な社会参加の促進等を目指し、東根地区を環状に循環する路線の導入等、運行路線や運行時間、停留所等について適宜、見直しを行ってきました。目的地の多様化等により、市民のニーズは今後拡大していくと想定され、必要に応じて見直しを行い、利便性の向上を図ります。

あわせて、地域の実情に応じて、デマンド型乗合タクシーの活用等により、公共交通空白地帯の解消を図ります。

# 交通ネットワーク図



**バス路線**

- 中央循環東根線
- 体石線 (公立病院経由を含む)
- 北郡循環線
- 向原神町東根線 (公立病院経由)
- 向原神町東根線 (長瀬・公立病院経由)
- 河北線、河北町路線バス
- 荷口神町東根線

**民間バス路線**

- 天童BT - (東根・村山) - 北町
- 新庄・東根 - 仙台線
- 公立病院 - (大石田駅前) - 尾花沢
- 公立病院 - (大久保・福下) - 河北病院

**バス停**

- 民間 (●)
- 市営 (○)

用途地域  
東根都市計画区域  
行政区域

**山形空港からのバス・ライナー**

- ・空港シャトル → 山形市
- ・ワンコインライナー → JR さくらんぼ東根駅
- ・空港ライナー → 東根市、天童市、村山市、寒河江市、河北町
- ・観光ライナー → 蔵王温泉
- ・観光バス・観光ライナー → 大石田町、尾花沢市、银山温泉
- ・観光貸切タクシー → 羽黒山 → 山形県内全域
- ・観光ライナー → 月山志津温泉

公共交通網の充実、次世代型交通等の活用

公共交通機関、タクシー、レンタサイクル、レンタカー等の連携

ニーズに対応した市民バス・デマンド型乗合タクシー等の充実

航空機：  
・運航本数の維持  
・チャーター便運航への県との連携強化

鉄道：  
・利用者の拡大と停車本数の拡充の促進  
・在来線の運行区間見直しによる利便性向上に向けた働きかけ

バス：  
・路線の存続

空港や駅等の交通結節点同士のアクセス向上

## 第3節 都市環境の形成 ～安全・快適空間の向上～

### (1) 共生社会の実現に向けたまちづくり整備方針

#### 方針① 人にやさしく安全なまちづくりの推進

高齢者や障がい者等を含む全ての人が安全で快適に暮らせる社会の実現を目指し、歩道のフラット化・セミフラット化をはじめとした歩行空間や交通環境のバリアフリー化、あらゆる人が使いやすいユニバーサルデザインを考慮した人にやさしい公共施設、公園、住宅等の整備を推進します。



#### 方針② ゆとりある快適な空間づくりの推進

多くの人を訪れる中心市街地や商店街については、地域の意見や利用者のニーズを取り入れながら、ゆったりした歩道空間の整備やベンチの設置等により、誰もがゆとりを持って快適に過ごすことのできる空間づくりを進めます。



#### 方針③ 心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者等、多様な人が困難なく安心して生活するためには、社会参加をするにあたり感じる様々な障壁（バリア）をなくしていくことが重要です。建築物系施設や都市基盤系施設等のハード整備だけではなく、ボランティア活動の充実等を通し、ソフト面においても一人一人が障壁に気づき、それをなくすために行動する「心のバリアフリー」を広げていきます。

### (2) 公共施設等の整備方針

#### 方針① 施設の複合化と既存施設の適正化の推進

公園や公民館等の既存施設は、「東根市公共施設等総合管理計画」に基づき、壊れてから修繕するという事後保全型の管理から、計画的に修繕する予防保全型の管理への移行を推進します。また、老朽化等により公共施設等の維持管理費が増大し、各種行政サービスが低下するおそれがあることから、各公共施設等の長寿命化計画に基づき、緊急性の高い修繕には迅速に対応したうえで、施設の優先順位を定めた修繕を行いライフサイクルコストの低減や財政負担の平準化を図ります。必要に応じて、施設の統廃合や適正配置を計画的に進め、適切な施設保有量の維持を図ります。

既存施設においては、人口や財政規模、市民ニーズに見合った施設保有量とするため、市民サービスの低下につながらないように十分に配慮しながら、建物の用途の変更や多目的利用、他施設との複合化・集約等、適正化を図り、施設の利便性向上や各機能の連携による利用者の多様なニーズへの対応を図ります。

新たな施設ニーズへの対応は、必要性や適正な施設規模・機能等について長期的な視点に立って十分な精査を行い、多様化する市民ニーズへの対応とサービス効率化を図る観点から、PFI<sup>33</sup>の活用や指定管理者制度の導入等、民間活力の導入を積極的に検討します。

PFI手法を使って整備した消防庁舎、学校給食センター、大森小学校、まなびあテラスは、令和3年度から順次、事業期間が終了することから、計画的な大規模改修の実施等により、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に努めます。

## 方針② 施設の広域的な利用の促進

老朽化等に伴う既存施設の長寿命化や更新が必要となることを踏まえ、周辺都市と広域的に連携した施設整備を推進し、情報ネットワーク等による情報共有を図ります。

## 方針③ 公共施設等の整備充実

### ■市庁舎

市庁舎は、平成元年の建設から約30年が経過し、設備等の老朽化が進んでいます。屋根、外装、空調機器、給排水設備、電気設備等について大規模な改修や多くの設備更新が必要となりますが、単年度での対応は難しいことから複数年に平準化して改修・更新を行っていきます。

### ■地域公民館

地域公民館は市内7地区に設置されており、建設から30年以上が経過している施設もあることから、長寿命化計画を策定し、老朽化への対応やライフスタイルの変化に合わせた改修、さらには災害時収容避難所としての防災機能の強化等について、計画的に対策を講じます。

### ■小中学校

市内には市立の小学校が9校、中学校が5校あり、そのうち小学校については昭和50年代前半に建設した施設が多く、老朽化への対応が必要とされることから、「東根市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化や予防保全による適切な維持管理とライフサイクルコストの縮減を図ります。

### ■児童福祉施設等

これまで、多様な保育ニーズに対応した保育環境の整備、安全・安心な子どもの放課後の居場所確保等のため、保育所、こども園、学童保育所等児童福祉施設等を整備してきました。

今後は、保育需要の高まりと施設の老朽化に対応するため「東根市児童福祉施設等の整備計画」に基づき、年少人口の地域バランスや子ども・子育て支援新制度に対応した施設形態等を考慮し、民間の活力を積極的に導入しながら、市域全体の適正な配置を行います。

33 PFI：民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新、維持管理、運営を一括で行う整備手法の1つ。

#### ■ 体育施設

市内には2つの体育館をはじめ、野球場やテニスコート等、様々な体育施設があります。特に昭和 60 年度に建設した市民体育館は設備等の老朽化が進んでいる状況のため、施設の利用状況、市民ニーズや「東根市スポーツ推進計画」、「社会教育施設等長寿命化計画」を踏まえ、計画的な修繕と適正な維持管理に努めます。

#### ■ 市営住宅

並松団地（RC 棟）、神町南団地、東根駅西団地の 15 棟 108 戸については、大規模改修工事を行い、将来的にも使用する市営住宅として施設の長寿命化を図っています。

市営住宅の更新については、「東根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、民間貸家の供給ペースを踏まえ、公営住宅需要を見極めながら、入居者の高齢化への対応、少人数世帯への対応、コミュニティの形成寄与、居住性の向上、建替え場所、建替え戸数等を検討していきます。

#### ■ その他の建築物系施設

さくらんぼタクトクルセンターやその他の公共施設等についても、計画的な大規模改修を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に努めます。

施設の更新にあたっては、PFI 等による民間活力の導入をはじめ、様々な手法を積極的に検討し、財政負担を軽減しながら、各施設の状況に応じた計画的な更新を行います。

#### ■ 上水道・工業用水道

市民の生活及び経済活動に欠くことのできない水資源については、今後も水源及び水道施設の適切な維持・管理に努めます。配水池の耐震化については、平成 26 年度までに終了していますが、水道施設については、今後も国の指針等に基づき、施設の重要度等により優先順位を定めながら耐震化を進めます。また、水源地の浸水対策を実施し、災害に備えます。今後も健全な水道事業経営を維持するとともに、「東根市水道事業及び工業用水道事業アセットマネジメント」を策定し、それに基づいた更新を進め、安全で安心、安定的な飲み水の提供に努めます。

#### ■ 下水道（污水）

本市では昭和 51 年から公共下水道事業を開始しました。今後、用途地域外の若木・営団・西戸・野川・後潤・中島新田・郡山・松沢地区等において整備を進めています。

「東根市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設全体の維持管理・修繕・改築を計画的に実施するとともに、企業会計への移行を通して経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図り、下水道事業の健全で持続可能な運営に努めます。

#### ■ 下水道（雨水）

近年、記録的な大雨が頻繁に発生し、市内各所で冠水が起きています。市街地では、区画整理や開発による農地の宅地化が進行し、雨水が地下に浸透する面積が減少しており、特に宅地化が進んだ用途地域内で雨水幹線整備の必要性が高まっています。これまでは、汚水処理を中心とした公共下水道の整備を行ってきましたが、都市計画区域内における汚水処理整備が整ってきたことから、今後は雨水幹線の整備を促進し、雨水排水対策を推進します。



### (3) 住みよい住宅・住環境の整備方針

#### 方針① 快適でゆとりある住まいづくり

全国全ての市などを対象とした「2020年 住みよさランキング(東洋経済新聞社)」において、本市が県内第1位・全国第57位となり、本市の住みよさが評価されました。今後とも、地域の特色に合わせた良好な居住環境を維持し、快適でゆとりある住まいづくりを推進します。

民間による宅地開発にあたっては、雪押し場の確保、除雪を考慮した良好な住環境の整備を促すとともに、地球環境への負荷の少ない住宅整備を促進していきます。また、多世代の同居及び近居に向けた住宅のリフォームや取得を支援し、国や県、民間団体等と連携した耐震診断の実施や住宅の耐震化、高齢者や障がい者に対応した住宅のバリアフリー化を促進します。

##### ■ 中心市街地

土地区画整理事業によって整備した中心市街地では、民間の活力も取り入れながら、引き続き用途地域に基づき住宅の計画的な整備・誘導を図ります。また、地区計画や建築協定、景観協定等を活用しながら、秩序ある良好な市街地環境の形成を図り、「生垣設置奨励事業補助金交付制度」等の支援を通じて、市民との協働による緑あふれる美しいまちづくりを推進します。



##### ■ 既成市街地

古くから人々が暮らしてきた既成市街地においては、地域に息づく歴史や文化等の資源を活用したうるおいある住環境の形成を図ります。

用途地域に基づき、今後増加が見込まれる空き地や空き家、空き店舗を活用した土地の有効活用を促進し、世代を超えて長く住み続けられ、新たに移り住む人も呼び込めるような快適で安全な居住環境の形成を進めます。

##### ■ 集落地区

用途地域外の集落地区においては、生活基盤の整った住宅地の整備を図りながら、自然と調和したゆとりある環境を維持します。また、地域における人口減少や高齢化の状況を踏まえ、拠点同士を利便性の高い公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの観点から、中心市街地等とのつながりを強化しつつ、生産効率のよい農地を保全するため、計画的な住環境づくりを図ります。

## 方針② まちづくりと連携した市営住宅の計画的な整備

既存の市営住宅のうち、西楯団地、若木団地、羽入団地、並松団地（RC 除く）については、老朽化が進んでいるため、政策空き家として新規の入居者募集を行っていない状況です。市営住宅の建替えにあたっては、人口推移や需要の見込み、社会情勢の変化等を見極めながら、「東根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備を図ります。

また、市営住宅の計画的な修繕や改修を実施し、居住水準の向上を図るとともに、適正な戸数管理を行い、長寿命化の観点に基づく予防保全型の維持管理を図ります。

## （４）災害に強いまちづくりの整備方針

### 方針① 災害に強い都市整備の促進

近年、国内及び山形県内において、大規模な豪雨災害が発生しています。本市においても、令和２年７月豪雨で、白水川堤防が決壊し、床上浸水・床下浸水のほか、道路や農地に甚大な被害をもたらしました。

このような災害が今後も発生する可能性があることや、令和元年７月の洪水ハザードマップの改定により浸水想定区域が拡大し、既存住宅地の多くが浸水想定区域内に含まれるようになったことを踏まえ、あらゆる災害の減災・防災に向けた都市基盤の整備や体制づくりの強化を推進します。

国では近年の豪雨災害を受け、「流域治水」という新たな考え方を示しました。これは、国・自治体の河川管理者が堤防やダムで河川内に水をとどめる考え方を転換し、企業や住民とも連携し、水田やため池の雨水貯留機能の確保や、タイムライン<sup>34</sup>の周知等により、流域全体で安全性を高める対策を目指すものです。こうした国の動きにも対応しながら、流域治水対策を推進します。

自然環境の保護に留意しながら、治山事業や河川改修・砂防事業を推進し、山崩れ等の山地災害や洪水・土石流等、水害の予防を図ります。道路については、緊急輸送道路の整備や狭あい道路の改善により、災害時における防災機能の強化を図ります。また、災害時における上下水道等のライフラインの耐震化や水源地の浸水対策に努めます。

避難所を含めた既存公共施設の耐震化は全て完了していますが、民間等の建物については耐震化が行われていない建物がまだ存在するため、建築物耐震診断や耐震改修補助等の支援により、災害に強いまちづくりを推進します。

### 方針② 豪雨災害対策

近年増加する集中豪雨や、宅地開発等による市街地化等に伴い、道路冠水や住宅地への雨水浸水等の内水氾濫が発生しています。

市民の安全・安心な生活を守るため、雨水排水対策の根幹となる公共下水道（雨水幹線）の整備を促進するとともに、市道側溝の排水能力向上のための取り組みを進め、内水氾濫を最小限に抑える効果的な雨水排水対策を促進します。あわせて、河川管理者である国や県に対し、排水設備の設置など豪雨災害対策について要請を続けていきます。

34 タイムライン：災害発生時に「いつ・誰が・何をするか」等の防災行動を時系列で整理したもの。

### 方針③ 地域防災拠点の整備

市役所、消防本部を防災の拠点とし、防災行政無線や災害時登録制メールシステムをはじめ、最新のシステムやデバイスにも柔軟に対応し、災害時の情報収集や伝達手段を確保しながら防災機能の向上を図ります。また、大規模災害発生時における災害相互援助協定のさらなる拡充や、周辺都市や友好都市との連携強化を図ります。

国・県の定める浸水想定区域の拡大により、地域の多くが浸水想定区域となった西部地域においては、緊急時に避難しやすく、かつ、災害時の拠点となる「(仮称)西部防災センター」の整備を進めます。

消防本部、神町防災センター、(仮称)西部防災センターには、災害対策品や備蓄品の整備を推進します。

### 方針④ 防災体制づくりの推進

各地区における避難所や避難ルートの確保、消防施設や消火設備等の適切な配置、洪水ハザードマップの周知、災害時の行動マニュアル作成等、地域の防災体制づくりをさらに進めます。また、防災行政無線の効果的な運用や災害時のメール配信(登録制)、SNSなど、情報を迅速かつ正確に伝える手段の積極的導入による情報伝達の充実を図ります。

非常時に迅速かつ適切な避難ができるよう、防災訓練や出前講座等を引き続き推進するとともに、消防団や自主防災組織、防災ボランティア等の育成や指導を通し、防災組織の育成と強化を図ります。





## 第4節 地域資源・自然が活きる環境形成 ～やすらぎの向上～

### (1) 美しい景観形成の方針

#### 方針① 都市の風格を醸し出す景観づくり

##### ■自然と調和した市街地のまち並みづくり

市街地においては、遠景の山々等の自然景観への配慮や、緑豊かな都市景観の形成に向けたまち並みづくりを進めます。また、緑豊かな住宅地のモデルとして、地区計画を定めている一本木・一本木南・神町北部地区の良好な住環境の整備・保全を引き続き図ります。

##### ■玄関口としてのおもてなし空間づくり

さくらんぼ東根駅前のさくらんぼ公園では、来訪者を東根らしい風景によって温かく迎えるために、さくらんぼの木の植栽等による景観づくりを引き続き進めます。また、国道13号や国道48号等の他都市からの玄関口となる道路では、市民との協働による花植え等、おもてなし空間としての道づくりを進めます。



#### 方針② 自然の恵みにあふれる景観を守り育てる

##### ■山並みの優れた眺望景観を守り育てる

優れた山並みの眺望景観を自然の恵みとして捉え、林業や開発との調整を図りながら守り育てていくとともに、自然とのふれあいの場を増やし、自然との係わり合いのなかで自然を守る心を養います。また、大森山や若木山等の身近な里山の周辺では、自然と調和したまち並みの形成を図ります。

##### ■美しい水辺空間を守り育てる

本市は清流や湧き水、池や沼、城址付近のお堀や水路等により、水を身近に感じることができるまちです。このようなきれいな水辺を守り伝えていくために、引き続き公共下水道や合併浄化槽等の整備普及、河川・お堀等の水質浄化、湧き水地の環境保全と水辺空間の整備を推進します。

##### ■豊かな田園風景を守り育てる

市街地を囲む広々とした田園は、農業生産の基盤や身近な自然とのふれあいの場であり、四季折々の美しさのある貴重な財産です。農村の原風景を残し伝えていくために、農業環境の維持、自然・生態系の保全に配慮しながら、県の「農地中間管理事業」の活用による農地の集約化や、市の「認定新規就農者制度<sup>35</sup>」等の支援を行い、農業施策と連携し豊かな田園風景を守り育てる取り組みを進めます。



35 認定新規就農者制度：新たに自ら農業を始める方が、5年後の目標達成に向けた「青年等就農計画」を作成し、それを市町村が認定する制度。認定を受けた新規就農者は、重点的に支援を受けることが可能となる。

### 方針③ 歴史・文化を感じる景観づくり

本市には、城下町の趣を残すまち並み、伝統的な建築物や遺跡、由緒ある神社仏閣、古くからある祭りや芸能等、歴史の重みを感じる景観が数多く残されていることから、郷土愛を持って、これらを守り伝えていく取り組みを進めます。

国指定特別天然記念物「東根の大ケヤキ」や旧家の酒蔵をリノベーションした東の杜周辺は、普光寺の鐘や里見景佐の御霊屋など、貴重な歴史的文化的文化財が点在し、養源寺の石堀等の情緒ある雰囲気と相まって、歴史と文化が色濃く感じられる場所です。これまで「ウォーキングトレイル事業」により、周辺の道路を石畳舗装にするほか、東根城本丸跡の白壁を設置するなど、城下町の雰囲気を醸し出す景観整備を行ってきました。引き続き、大ケヤキ周辺の無電柱化に向けた検討を進めるほか、東の杜等を活用し、市内の歴史や文化に触れる機会を創出しながら、歴史・文化を感じる景観づくりに努めます。

長瀬地区では、二の堀等の歴史的景観を活かしたまち並み整備と観光資源としての利活用を推進します。

### 方針④ 良好な景観形成に向けた決まりづくり

良好な景観形成を進めるために、全国的には「景観計画」の策定や「景観条例」の制定などの事例も見られます。今後は、市民自らが地域の良好な景観づくりに参加していく意識を高め、先進事例等を見ながら、良好な景観形成に向けた決まりづくりを検討していきます。

## (2) 公園・緑地・水辺空間の整備方針

### 方針① みんなに愛される都市公園づくり

#### ■シンボルとなる公園づくり

総合公園や地区公園、近隣公園等の比較的大規模な都市公園については、核となる公園として、引き続き維持管理や環境整備を進めます。街区公園については、地域住民が管理を担い、公園の清掃等による維持管理を推進します。

特に、今後整備を計画している道の駅に近接し、市のシンボルとなるレクリエーション・スポーツ拠点である大森山公園については、クロスカントリーコースの整備を推進します。

#### ■地域に合った身近な公園づくり

公園は、うるおいとやすらぎの空間、子育て、遊育を実践し、交流する空間など、さまざまな役割を担っており、身近に公園が欲しいというニーズは、子育て世代を中心に非常に高くなっています。

市民アンケートでは、「公園の整備状況」に対する満足度は低く、市の土地利用については、「自然を保全し、活用した公園を増やす」が最も多い意見となっています。

これらを踏まえ、未整備地区にそれぞれの地域に根ざした身近な公園を整備します。

街区公園や一部の都市緑地等の比較的小規模な都市公園は、周辺に居住する市民の身近な憩いの場としてだけでなく、災害時の避難地等の役割を果たします。大規模な公園との機能分担を図りながら、利用促進と維持管理コスト縮減を図ります。

## 方針② 緑・花・水辺の拠点づくり

都市公園をはじめとした公園や公共施設、観光資源については、誇るべきにぎわいの拠点として機能するよう、休憩施設等の整備を進めるとともに、市民と協働した管理や緑化を推進します。また、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」の策定等により、バランスのとれた緑の配置や緑化に向けた取り組みを図ります。

水辺については、水をきれいにする取り組みを進めるとともに、県指定天然記念物「イバラトミヨ生息地」の保全、せせらぎを感じる散策路等の整備を進めます。

## 方針③ 緑・花・水辺のつながりづくり

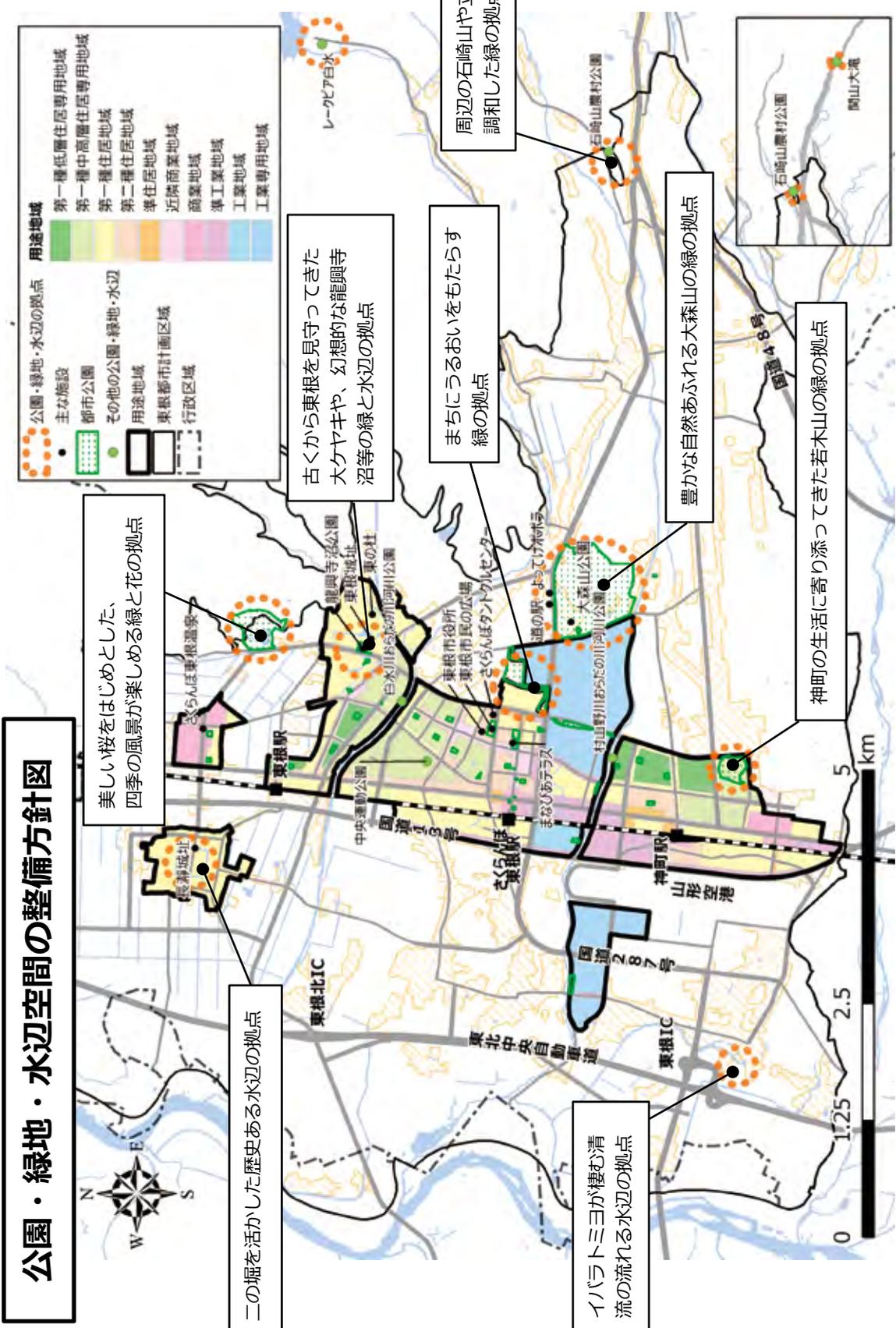
人が多く集う場所や公園をはじめとする公共施設、観光施設を、緑・花・水辺によってつなぐことで、うるおいを感じるまちづくりを進めます。拠点を結ぶ道路や河川等については、市民との協働による草刈りやごみ拾い等の手入れをはじめ、市民総参加で実施している道路愛護一斉清掃・河川愛護一斉清掃等の取り組みのほか、「わがまち街路樹里親制度」や「花ランドひがしね推進事業」を活用した街路樹、植栽、花植え等の緑化等により、都市の美の創出を図ります。



白水川

上空から撮影した大森山公園





# 公園・緑地・水辺空間の整備方針図

### (3) 自然環境の保全方針

#### 方針① 法や条例、都市計画による緑の保全

自然の浄化能力の維持・向上を図り、引き続き、森林法や農振法、河川法等に基づき、森林や農地、河川を守っていくとともに、地区計画により緑豊かな住環境を整備します。また、必要に応じて緑地保全地区、風致地区、保存樹・保存樹林等を指定することにより、自然的要素に富んだ良好な緑の保全を図ります。

#### 方針② ゼロカーボンシティの実現

本市は、令和2年に県内の他自治体に先駆けて、令和32年(2050年)までに温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を表明しています。その実現を目指し、公共空間の緑化推進、交通渋滞解消に向けた道路網の見直し、公共交通網の充実等を推進します。移住先として選ばれる環境にやさしいまちを目指し、これらの活動が県内全体へ広がるよう取り組みます。

また、公共施設のZEB化<sup>36</sup>を推進するほか、「住宅用太陽光発電システム設置支援事業」等を通して再生可能エネルギーの一般家庭への導入を促進するほか、道路や公園、公衆街路灯の照明灯のLED化等により省エネルギー化を図ります。

あわせて、公共交通における環境負荷の低減を図るため、次世代自動車の普及に伴う導入を検討します。

住宅用太陽光発電システム



#### 方針③ 環境保全活動への参加と意識の醸成

環境ISO14001の認証を取得するまちとして、市民、事業者、行政が各々の役割やノウハウを活かして環境保全に取り組んでいくために、小中学校における「さくらんぼ環境ISO」、職場や地域における「地域版環境ISOモデル事業」、各家庭における「家庭版環境ISO事業」による環境学習や、緑の少年団による緑を守る活動を促進します。

また、家庭ごみの減量化に向けた分別収集による容器等のリサイクル、マイバッグ・マイ箸運動等の推進に加えて、食品ロス削減運動である「3010運動」の普及や小型家電回収リサイクル等を引き続き積極的に推進し、市民一人一人の自然環境保全に対する意識の醸成を図ります。

緑の少年団による緑を守る活動



36 ZEB: Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で「ゼブ」という。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物。

## 第5節 活力と交流の産業形成 ～産業の拠点づくりの方針～

### (1) 多彩な魅力が共存する商業地づくり

#### 方針① 広域的な商業拠点としての魅力づくり

中心市街地における商業施設は、さくらんぼ東根駅や広域幹線道路に近い交通特性から、市内だけではなく近隣の市町からも買い物客が多く訪れており、広域的な商業拠点となっています。しかし、近年では市の郊外や近隣の市町においても大型商業施設の集積が進んでいることから、集客力の低下が懸念されます。集客力の維持・向上に向けて、引き続き商業業務施設の集積を図るとともに、周辺の公共施設と連携した各種イベントの開催等により、中心市街地内に広域商業拠点がある特徴を活かした、さらなる魅力の向上を図ります。

#### 方針② 特色ある商店街づくり

既存の商店街については、市民や他の商業拠点等との連携を通し、商業活性化事業等を活用しながら、各商店や旅館の魅力向上を促進し、商店街を盛り上げていけるよう協力意識の醸成を図ります。

東根本町は、東根城址周辺と一帯となった整備・活用を進め、市民の日常的な利用だけではなく、観光客の利用も促進し、歴史的な情緒を感じる商店街づくりを展開します。

神町は、身近なコミュニティや交流の場として、歩道整備等により、安心して歩いて買い物や飲食ができる商店街づくりを展開します。

さくらんぼ東根温泉は、本市を代表する観光地として温泉街の雰囲気づくりやイベント等のサービス展開を強化します。また、保養地としての利用だけではなく、温泉を活用した福祉サービスや福祉施設の利用者に配慮した空間整備を図り、誰もがまち歩きを楽しめる商店街づくりを展開します。

#### 方針③ 買い物環境や利便性の向上

中心市街地の商業拠点では、誰もが利用しやすい買い物環境の整備を進めるとともに、まちの中心地として美しい都市景観づくりを進めます。商店街では、電柱の移設や建物の後退による歩行空間の確保のほか、休憩場所の整備や公共交通体系の再編等により、ゆっくり買い物できる環境整備に向け検討していきます。また、中心市街地の商業拠点と商店街の連携により、車を持たない人でも買い物をしやすい環境・仕組みづくりの検討を進め、買い物の利便性の向上を図ります。

### (2) 立地特性を活かした良好なものづくり環境の形成

#### 方針① 周辺の住環境と調和した工業地の形成と利用促進

工業団地では、工場立地法により緑地の設置が義務付けられており、企業の緑化だけではなく、工業団地に隣接して都市公園・緑地を整備しています。市民にうるおいをもたらす緑地を公共空間として確保することで、引き続き周辺の住環境と調和した工業地の形成を進めます。加えて、用途地域に基づいた適切な土地利用や道路整備等により、工業団地に立地する企業等が操業を続けやすい環境の維持・向上に努めます。

また、工業専用地域の一部が低未利用地となっている大森西工業団地の北側エリアは、進出を希望する企業に適切な情報提供を行うとともに、企業の土地利用計画と調整しながら、必要に応じて道路の整備等の環境整備を行い、利用促進を図ります。

## **方針② 競争力のある地元企業のさらなる育成**

市内企業、教育研究機関、金融機関、市の四者による「産学官金連携事業」により、市内企業における自社製品の研究開発や新たな事業活動等の取り組みを引き続き推進し、地場産業を支援・育成します。また、ビジネスのさらなる好循環を創出するため、大学や地元企業、団体等と連携し、起業・ビジネス支援を促進します。

## **(3) 資源と人が輝く農業基盤づくり**

### **方針① 東根ブランドの確立**

高級品種「佐藤錦」発祥の地である本市では、生産量日本一のさくらんぼをはじめ、もも、ぶどう、ラ・フランス、りんご等の様々な果物や農産物が生産されています。効果的な農業生産ができるよう、東根ブランドの確立に向けて、平成 29 年 4 月には「東根さくらんぼ」が地理的表示 (GI) 保護制度による国の登録を受け、平成 31 年 4 月には「ふるさと名物応援宣言」を行い、地域ブランド創出への取り組みを支援しています。引き続き、農業の高収益化、農産物の海外輸出等を促進するとともに、本市を「果樹王国ひがしね」として効果的に PR していきます。



### **方針② 豊かな農産物の活用**

さくらんぼに代表される農産物を活用して、様々な商品が加工・販売されています。農産物の生産・加工・販売を一貫して行う 6 次産業化の推進により、農業者の所得向上や地域活性化、雇用の拡大を図ります。豊かな農産物の付加価値を高め、国内外へ PR できるよう取り組みます。

### **方針③ 後継者の育成**

農業従事者の高齢化や後継者の不足等による農地の荒廃が進んでいることから、引き続き後継者の育成を図ります。農業次世代人材投資資金の活用や農業委員会の活動等により新規就農者が増加傾向にあることから、継続した新規就農者への支援を行い、効率的な生産基盤の構築を促進します。

## **(4) 異業種と連携したおもてなし環境づくり**

### **方針① 東根の魅力に触れられる観光地・観光資源づくり**

本市には、さくらんぼをはじめとした果物や農産物、さくらんぼ東根温泉、大ケヤキをシンボルとする東根城址等、様々な観光資源があります。近年では観光スタイルの多様化が進んでいることから、商業と農業、農業と観光のように異業種同士が連携することで、これら

の観光資源が持つ魅力を磨き、東根市でしか触れることのできない歴史や文化、食、体験等を活用したおもてなしの環境づくりを進めます。本市においても進められているグリーン・ツーリズム<sup>37</sup>や、二次居住<sup>38</sup>などの農業を中心とした体験型の観光等を通して、交流人口や関係人口の拡大を図ります。

あわせて、「東根市観光基本計画」に基づき、選ばれる観光地として、さらなる観光の振興と地域の活性化を図ります。

## 方針② インバウンド観光の促進

全国的に、高齢化や価値観の変化等に伴い地域内の消費活動が減少傾向にあるなか、外国人観光客による消費拡大や地域の活性化が重要視されています。インターネットを活用した多言語による情報発信やボランティア等による市民ガイド等、東根の魅力を分かりやすく伝える取り組みや環境整備のほか、さくらんぼを直接収穫してもらう体験の SNS による拡散等を通じて、インバウンド観光を促進します。山形空港着のチャーター便等を利用して訪れた方が、本市を通り過ぎるだけではなく、市内を巡って観光したくなるまちづくりを推進します。



また、本市における高い交通利便性を活かし、仙台空港との連携強化を図りながら、来訪者が立ち寄りたくなる魅力づくりを推進します。

## 方針③ 観光資源同士の連携

本市には多くの観光地や誇るべき名所があることから、個々の資源の魅力を相乗させ、増強することができるよう、それらの観光資源を結ぶモデルコースやパックスツアー等による連携を図ります。また、周辺都市の観光資源とも連携し、相互の魅力を十分に発揮できるよう広域観光を推進します。

特に、仙台市方面からの買い物客や利用者でにぎわう「よってけポポラ」や大森山公園、今後整備を計画している道の駅の一帯は、来訪者を迎える東の玄関口として重要な役割を担います。これらの拠点において市内の観光資源の魅力発信等を行い、さらなるにぎわいの創出を図ります。

37 グリーン・ツーリズム：農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。

38 二次居住：都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすこと。

## 第6節 人と人との関係づくり ～コミュニティづくり～

### (1) まちづくりにおける多様な人材の参加・育成

#### 方針① まちに関する情報の発信

まちづくりへの関心を高めるために、ホームページや SNS 等を活用し、まちづくりやまちの活動に関する情報提供、まちの PR 等を積極的に進めます。また、情報の分かりやすさ、効果的な魅力の伝え方、惹きつけ方等を工夫しながら、より効果的な情報発信に努めます。

#### 方針② まちづくりへの参加の機会づくり

市民アンケートでは、まちづくりに参加するために市に希望することとして、「まちづくりに関する情報提供や PR の積極的な実施」、「アンケートやヒアリングによる住民意見の把握」、「住民参加を支援・保障する市政の仕組みづくりと参加しやすい環境づくり」への希望が多くなっています。市民の声を反映したきめ細かい行政運営を行うために、公園や広場づくり、緑化活動、景観形成や環境形成、道づくり等のまちづくりに関連したフォーラム、セミナー、ワークショップ、イベント等の開催を通じて、身近で親しみやすい参加型のまちづくりを実践します。市民だけでなく、民間団体や企業、本市に興味を持つ他都市の人々等の関係人口も含め、広い範囲を対象に、様々な視点から東根のまちづくりに係わることができる仕組みや機会づくりを展開します。



#### 方針③ まちづくりにおける人づくりと活動の支援

「まちづくりはひとづくり」と言われるように、まちづくりの成功には、地域におけるまちづくりの実践者やリーダーの存在が不可欠です。今後、生活の多様化や人口減少等が想定され、地域コミュニティの希薄化等が危惧されることから、まちづくりにおける実践者やリーダー、知識を持つ人材を増やしていくため、「まちづくりパートナー講座」等の勉強会を通じて人材発掘や人材育成を進めます。

また、まちづくりに貢献する活動に対しては、引き続き「ともに築く地域未来創造事業」等を通して地域活動の支援を実施し、自主的なまちづくり活動を促進します。

### (2) 多世代が学べる機会づくり

#### 方針① まちづくりを学ぶ場づくり

市民アンケートでは、生涯学習活動を盛んにするために重要なこととして、「講座等、学習の機会の増加」や「講座内容の充実」が重要という意見が多くなっています。そのため、子どもの頃からまちづくりについて考えられる機会を増やし、まちづくりを自分ごととしてとらえる意識の醸成を図ります。また、地域と連携する仕組みづくりを図りながら、市民の協力による子どもたちのまちづくり体験等を通して、まちづくりが身近に感じられる機会の創出を図ります。



## 方針② 様々な世代が学びあう機会づくり

地域内の交流だけではなく、地域の垣根を越えた市民同士の交流により、様々な世代が学びあう機会づくりを充実し、市全体としての活性化を図ります。また、世代を超えた人々で、東根のもつ自然や歴史、文化、まちの魅力を体験しあう等、互いに学びながら知識と交流を深めるワークショップ等の取り組みを進め、豊かな人間性や生きがいを育むことのできる機会づくりを推進します。



## 第4章 重点方針

まちづくりの目標を達成し、目指す将来像を実現するため、特に重点的に目指す内容を、重点方針として掲げます。

### 【防災】

#### ■（仮称）西部防災センターの整備

#### ■ 豪雨災害対策

- ◆ 雨水幹線の整備
- ◆ 道路冠水解消に向けた雨水排水対策

### 【交通】

#### ■ 神町駅西地区の交通利便性の向上

- ◆ 神町駅の東西連絡自由通路の整備検討
- ◆ 国道13号へのアクセス向上
- ◆ 周辺道路の交通安全対策

#### ■ 幹線道路等の整備促進

##### ① 都市計画道路

- ◆ 宮崎西道線、豆田平林線、平林原方線の整備
- ◆ 若木本郷線（県道東根尾花沢線）の整備
- ◆ 東回り広域道路の整備検討

##### ② 幹線道路

- ◆ 国道287号の4車線化
- ◆ 県道長瀬野田線バイパス整備
- ◆ (主)山形天童線バイパス延伸

#### ■ 国道48号のバイパス化・高規格化の促進

### 【土地利用の転換】

- ◆ 道の駅周辺（大森山公園北側エリア）の土地利用
- ◆ 住居系土地利用（第一中学校西側エリア、中央東・小林エリア）
- ◆ 工業系土地利用拡大の検討（山形臨空工業団地南側エリア）
- ◆ さくらんぼ東根駅西側エリアの土地利用検討

### 【公共施設の整備】

#### ■ 地域に根ざした公園整備

#### ■ 道の駅の整備

## 【防災】

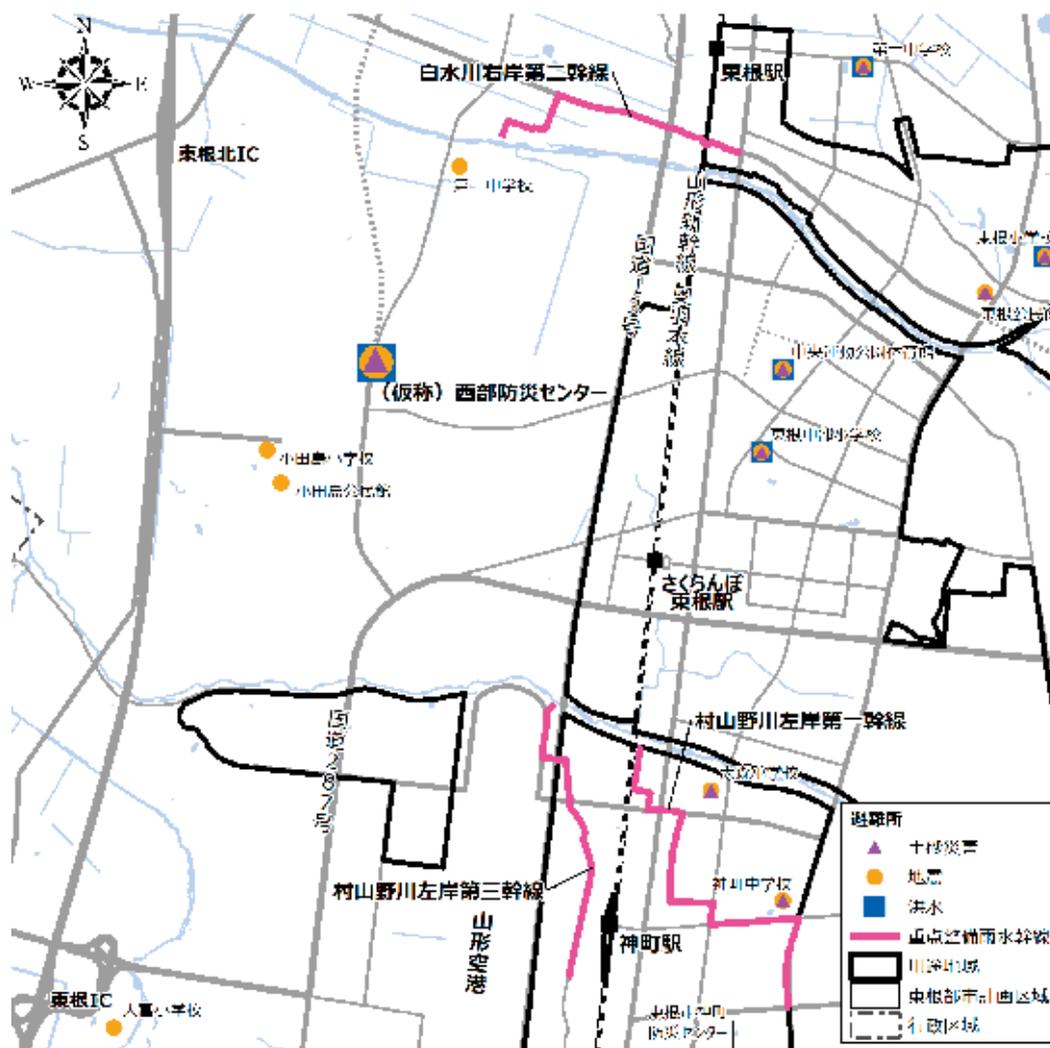
### ■ (仮称) 西部防災センターの整備

国・県の定める浸水想定区域の拡大により、地域の多くが浸水想定区域となった西部地域においては、緊急時に避難しやすく、かつ、災害時の拠点となる「(仮称) 西部防災センター」の整備を進めます。

### ■ 豪雨災害対策

集中豪雨の頻発化や、宅地開発等による市街地化の進展等に伴い、内水氾濫が発生しているため、公共下水道（雨水幹線）の整備や市道側溝の雨水排水能力の向上を図り、効果的な雨水排水対策を促進します。

- ◆ 雨水幹線の整備
- ◆ 道路冠水解消に向けた雨水排水対策



## 【交通】

### ■ 神町駅西地区の交通利便性の向上

JR 奥羽本線と国道 13 号の間の神町駅西地区では、宅地開発が進み、地域の人口や交通量が増加していることから、住宅数に相応した道路整備や鉄道路線東西のアクセス性向上等の都市基盤の再整備により、交通利便性の向上を図ります。

- ◆ 神町駅の東西連絡自由通路の整備検討
- ◆ 国道 13 号へのアクセス向上
- ◆ 周辺道路の交通安全対策

### ■ 幹線道路等の整備促進

低未利用地の多いエリアにおける住居系土地利用促進等のため、未整備の都市計画道路の整備を促進するほか、東北中央自動車道東根北インターチェンジ以北開通後の交通量増加を見込んだアクセス道路となる幹線道路等の整備促進を図ります。

#### ① 都市計画道路

- ◆ 宮崎西道線、豆田平林線、平林原方線の整備
- ◆ 若木本郷線（県道東根尾花沢線）の整備
- ◆ 東回り広域道路の整備検討

#### ② 幹線道路

- ◆ 国道 287 号の 4 車線化
- ◆ 県道長瀬野田線バイパス整備
- ◆ (主)山形天童線バイパス延伸



## ■ 国道 48 号のバイパス化・高規格化の促進

国道 48 号は、仙台圏と本市及び本県を結ぶ大動脈であり、災害時においても重要な路線ですが、雪崩の危険性があるほか、連続雨量が 180 mm に達した場合には事前通行規制が行われるなど、気象災害に対する脆弱性という大きな課題があります。

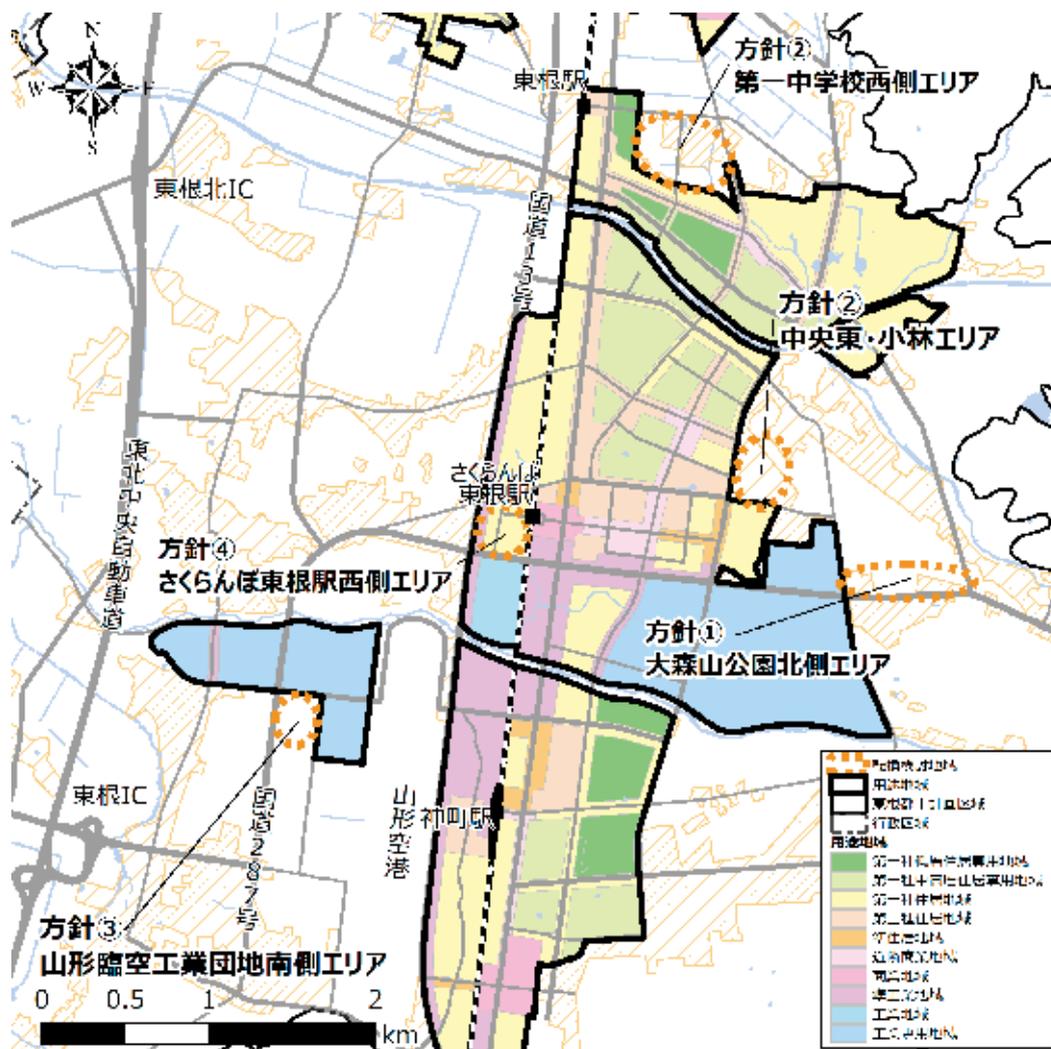
国道 48 号の事前通行規制区間のバイパス化及び地域高規格道路としての整備促進に向けた取り組みを強化します。

### 【土地利用の転換】

土地利用については、用途地域の指定等により計画的な土地利用を図っています。

道の駅整備計画に伴う新たな拠点の創出が見込まれるエリアや、住居系土地利用を進めるエリアなど、東根の将来像を見据え、必要な土地利用の転換を進めます。

- ◆ 道の駅周辺（大森山公園北側エリア）の土地利用
- ◆ 住居系土地利用（第一中学校西側エリア、中央東・小林エリア）
- ◆ 工業系土地利用拡大の検討（山形臨空工業団地南側エリア）
- ◆ さくらんぼ東根駅西側エリアの土地利用検討



## 【公共施設の整備】

### ■ 地域に根ざした公園整備

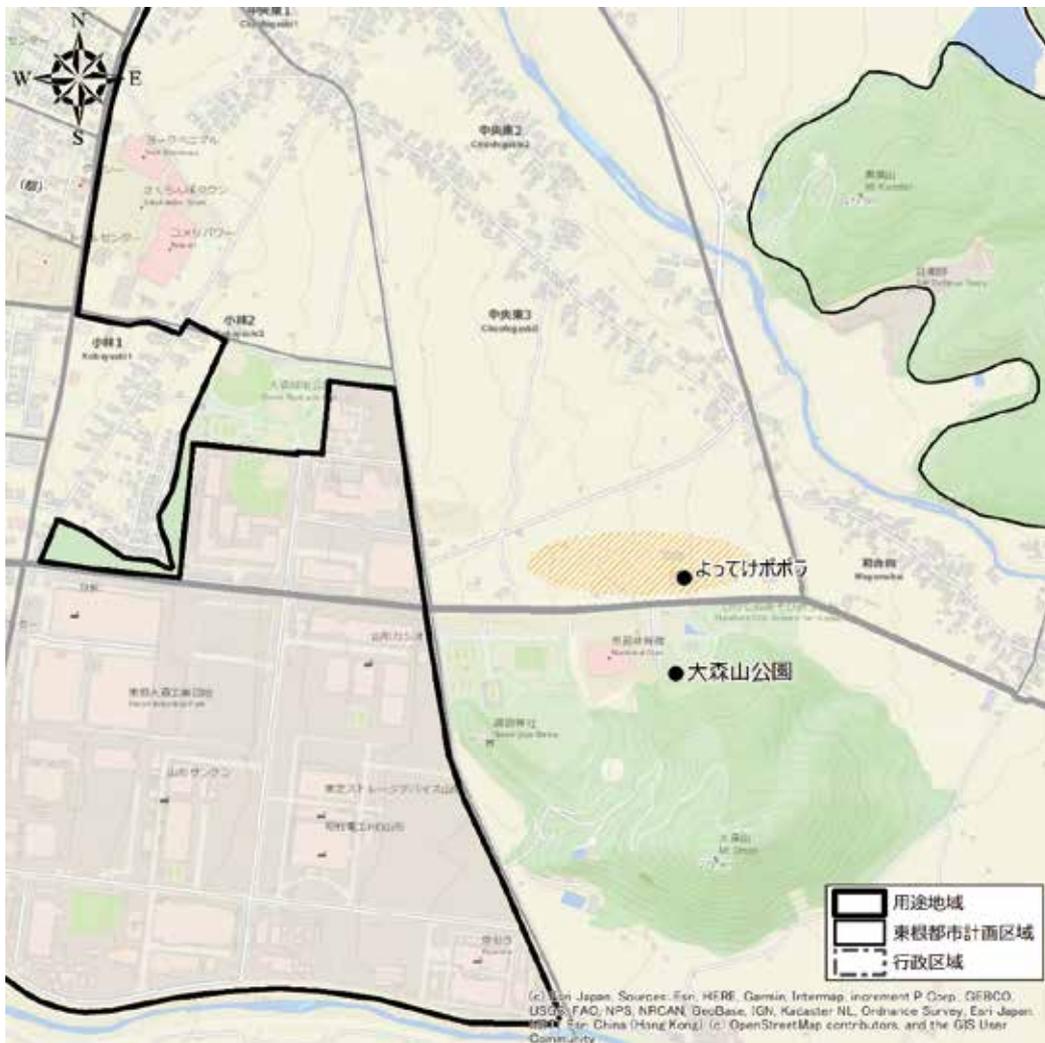
公園は、うるおいとやすらぎの空間、子育て、遊育を实践し、交流する空間など、さまざまな役割を担っており、身近に公園が欲しいというニーズは、子育て世代を中心に非常に高くなっています。未整備地区にそれぞれの地域に根ざした身近な公園を整備します。

公園のイメージ



### ■ 道の駅の整備

仙台市方面からの玄関口として地理的優位性が高い大森山公園、「よってけポポラ」周辺に、道路情報や地域の観光情報の発信拠点としての役割のほか、本市の果樹王国としてのブランド力の向上や、市内の各所へと回遊の促進を図るべく、道の駅を整備します。

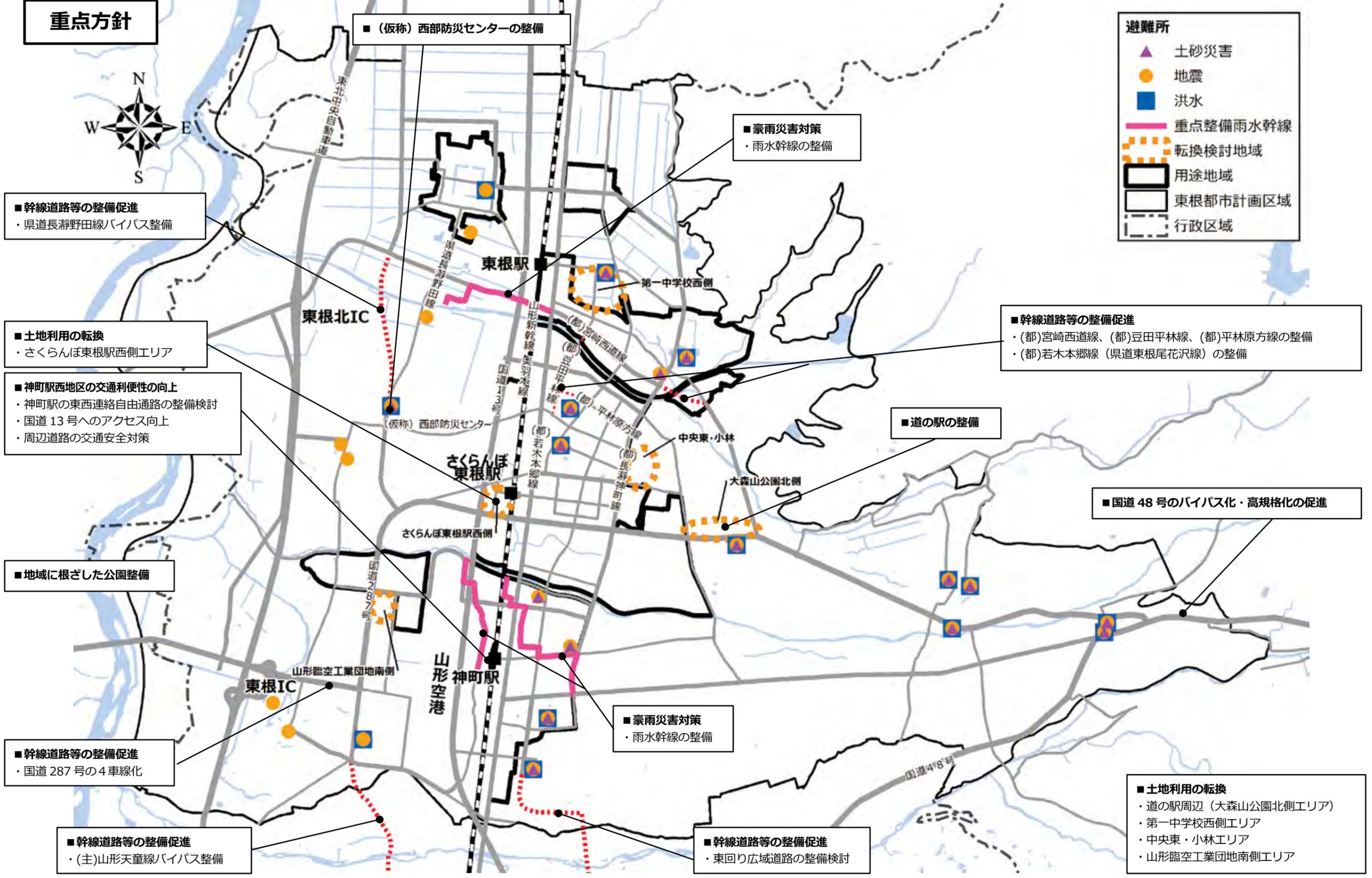


# 重点方針



**避難所**

- ▲ 土砂災害
- 地震
- 洪水
- 重点整備雨水幹線
- 転換検討地域
- 用途地域
- 東根都市計画区域
- 行政区域



■ 幹線道路等の整備促進  
・県道長瀬野田線バイパス整備

■ 土地利用の転換  
・さくらんぼ東根駅西側エリア

■ 神町駅西地区の交通利便性の向上  
・神町駅の東西連絡自由通路の整備検討  
・国道13号へのアクセス向上  
・周辺道路の交通安全対策

■ 地域に根ざした公園整備

■ 幹線道路等の整備促進  
・国道287号の4車線化

■ 幹線道路等の整備促進  
・(主)山形天童線バイパス整備

■ (仮称)西部防災センターの整備

■ 豪雨災害対策  
・雨水幹線の整備

■ 幹線道路等の整備促進  
・(都)宮崎西道線、(都)豆田平林線、(都)平林原方線の整備  
・(都)若木本郷線(県道東根尾花沢線)の整備

■ 道の駅の整備

■ 国道48号のバイパス化・高規格化の促進

■ 豪雨災害対策  
・雨水幹線の整備

■ 幹線道路等の整備促進  
・東回り広域道路の整備検討

■ 土地利用の転換  
・道の駅周辺(大森山公園北側エリア)  
・第一中学校西側エリア  
・中央東・小林エリア  
・山形臨空工業団地南側エリア

## 第5章 地域別構想

地域別構想では、都市計画マスタープランが市民にとってより身近に感じられるように、中部、北部、南部、東部、西部の5つの地域に分けて方針を定めます。

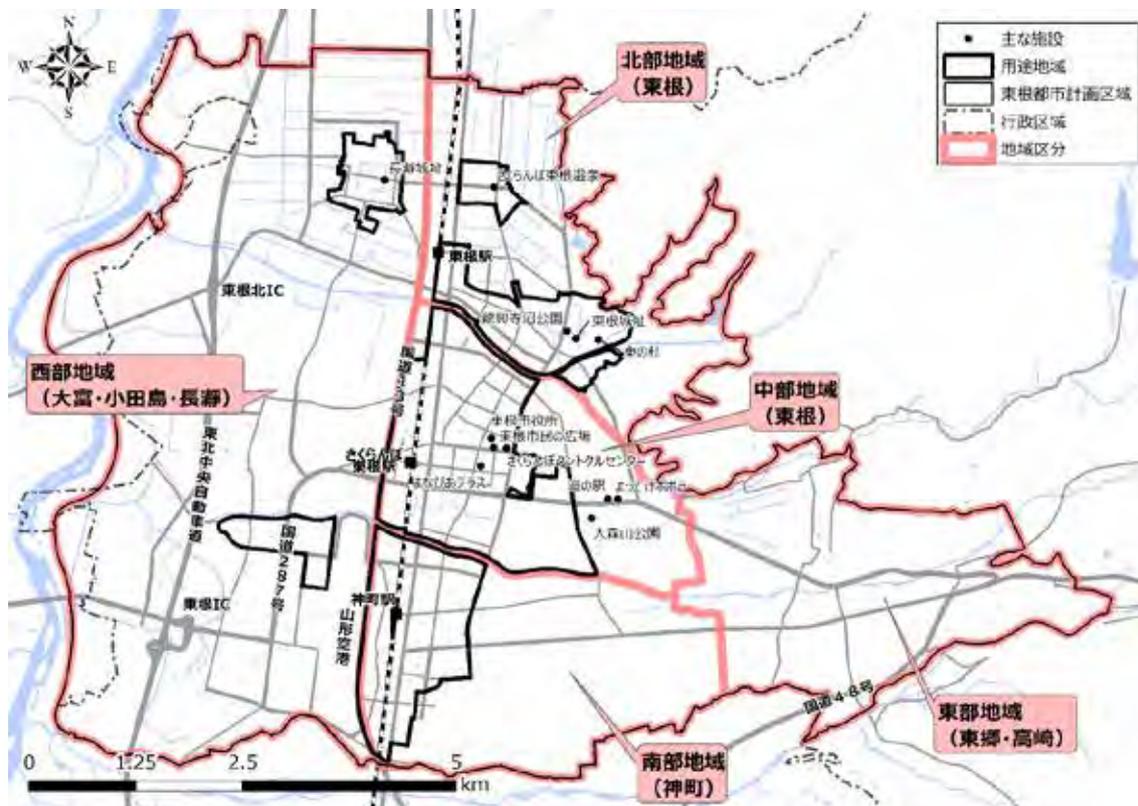


図. 地域区分図

今後 20 年間の各地域の目標として掲げる「地域づくりの目標」の実現に向けて、より具体的な地域のまちづくりの方針を進めていきます。

なお、本計画の策定にあたり、「市民懇話会」及び「地域別懇談会」によるワークショップを開催しました。ワークショップでは、地域の誇れること・もの・場所等を地域資源として挙げ、地域資源を守り、活かしていくまちづくりを進めていくために、「地域づくりの目標」のベースとなる地域づくりのキャッチフレーズを考えました。地域別構想は、ワークショップで参加者の皆様から頂いたご意見を踏まえて作成しています。

ワークショップの様子



ワークショップで作成した模造紙



	中部	北部	南部	東部	西部
自然・景観	羽州街道の松 大森山	堂ノ前公園 龍興寺沼公園 白水川 大ケヤキ	若木山 果樹園 村山野川 フルーツライン	関山大滝 月山眺望ライン 黒伏高原 悪龍淵（あくりゅうがち） 白水川ダム公園 沼沢沼 石崎山農村公園 乱川	小見川・どんこ水 イバラトミ 長瀬二の堀
祭事・伝統芸能	東根七夕祭り 六田鳥追い	東根七夕祭り ひかしね雪まつり 若宮八幡神社太々神楽 火渡り式	神町まつり 神町雪灯籠まつり	黒伏山神社沢渡獅子舞 東郷太鼓 関山囃子 黒伏太鼓	藤助新田言浦叩き 小田島田植踊り 長瀬猪子踊り 長瀬七階節踊り 二の堀灯ろう祭
歴史・神社仏閣等	磨崖仏 与次郎稻荷神社 六田路	東根城址 若宮八幡神社 普光寺の鐘	防空塚 若木神社	マリア観音	長瀬城址・二の堀 日枝神社
産業・観光等	東根大森・大森西・縄目工業団地 六田藁	さくらんぼ東根温泉 東根本町商店街	果樹園 神町商店街	ジャングル・ジャングル 啓翁桜	山形臨空工業団地 ニジマス

表. 市民アンケートやワークショップで出し合った主な地域資源

## 第1節 中部地域

### (1) 地域の現況

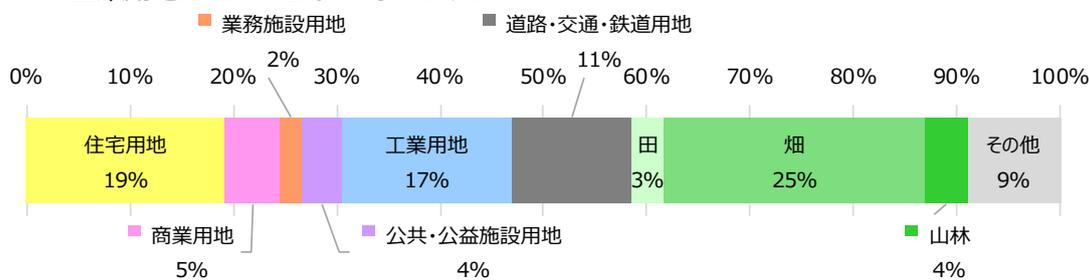
#### 1) 地域の概要

本地域は、本市の中心部に位置し、市役所をはじめ、まなびあテラスやさくらんぼタントクルセンターなどの主要な公共施設等や、様々な商業・業務施設、新幹線停車駅であるさくらんぼ東根駅、東根大森・大森西・縄目の3つの工業団地が集積する地域です。

中央・一本木土地区画整理事業や一本木南地区宅地造成事業等により住宅地・商業地として整備しました。一般的には郊外の幹線道路沿いに立地する大型商業店舗がまちなかに立地する、特徴的な中心市街地が形成されています。

#### 2) 土地利用

本地域の都市計画区域面積は754haであり、そのうち約60%にあたる453haを用途地域に指定しています。地目別の土地利用を見ると、畑が25%と最も多く、次いで住宅用地が19%、工業用地が17%となっています。



〔出典：都市計画区域内土地利用等調査（H31年3月）〕GISソフトを用いた計測値

図. 地域内の土地利用の割合

#### 3) 人口・世帯数

人口、世帯数ともに増加傾向にあり、令和2年4月1日時点で人口が10,823人、世帯数が4,107世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は年々減少傾向にあり、令和2年4月1日時点で2.64人/世帯と、市全体の2.67人/世帯とほぼ同程度となっています。年齢別人口割合をみると、年少人口割合は減少、老年人口割合は増加しています。

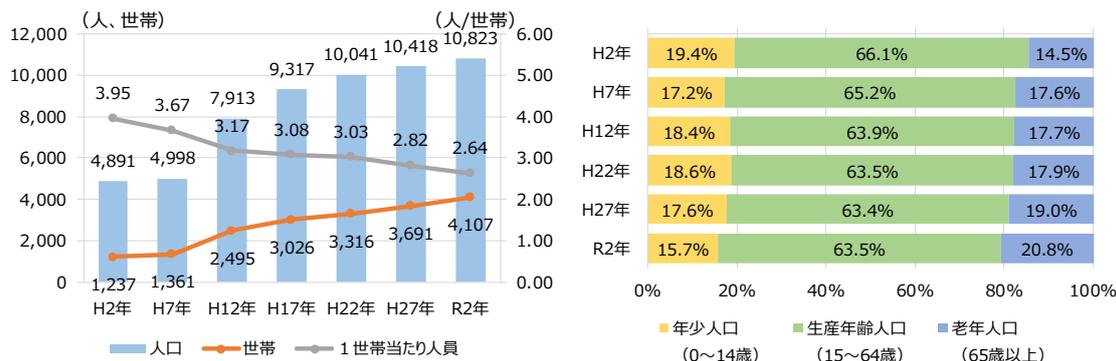


図. 人口・世帯数の推移<sup>39</sup>

図. 年齢別人口割合の推移<sup>40</sup>

39 四ツ家上・中・下区及び並松区を平成9年4月1日付けで、小田島地区から東根地区に編入した。

40 平成17年の年齢別人口割合は中部・北部地域を東根地区としてまとめて集計しているため、記載なし。

## (2) 地域づくりの目標

みんなでつながりを育み 元気を広げていく 絆のある暖かいまち

中部地域は、遠景の山々などの豊かな自然に囲まれ、交通、商業、工業などの拠点が集積することから利便性も高く、幅広い年代や様々な家族構成の人々が暮らし、県外や海外からも多くの人々が訪れる地域です。このような多くの人々が集まるという地域の特性を活かし、にぎわいを創出するとともに、地域の一人一人が郷土愛を持って住民同士の日常的なつながりを育むことで、絆のある暖かいまちを創ります。そして、そこから生まれた地域の活力を、中部地域だけにとどめず、他地域へと広げていけるまちを目指します。

## (3) 地域づくりの方針

### 1) 土地利用の方針

様々な人々が暮らす地域として、だれもが快適で安全に暮らせるうるおいのある住環境の形成や、商業・業務施設が集積する中心市街地のさらなるにぎわいの創出を図ります。また、緑化による住宅地と工業地の調和を図り、暮らしやすく、操業を続けやすい環境づくりに努めます。今後の土地利用が注目されているさくらんぼ東根駅西側のエリアについては、社会情勢やニーズを踏まえながら、土地利用を検討していきます。

#### 方針① 快適・安全なうるおいのある住環境の形成 将来像図【1】

地区計画を定めている一本木・一本木南地区では、建築物や垣・柵への高さ・離れ等の指定により、緑豊かなうるおいのある住環境の整備・保全を図ります。

民間の宅地開発にあたっては、アクセシビリティ<sup>41</sup>や、雪押し場の確保、除雪を考慮した良好な住環境の整備を促します。

#### 方針② にぎわいづくりの継続と低未利用地の活用 将来像図【2】

さくらんぼ東根駅や市役所等の商業・業務施設が立地する中央・一本木地区は、大型商業施設を中心とした店舗や事業所の集積を促進します。

集客力のある施設が立地する利点を活かしたにぎわいづくりを一層進め、魅力創出を推進するとともに、さくらんぼ東根駅前やその周辺に点在する低未利用地の活用、空き店舗のリノベーション等による活用を促します。

#### 方針③ 周辺の住環境と調和した工業地の形成と利用促進 将来像図【3】

東根大森・大森西・縄目の3つの工業団地は、市街地に近接した立地特性であることから、緑地や公園により緑を確保することで、周辺の住環境と調和した環境整備に努めます。引き続き、既存企業等が操業を続けやすい環境の維持・向上に努め、立地の継続を図ります。

41 アクセシビリティ：建物へ至る経路において、高齢者や障がい者を含む誰もが支障なく利用できること。

また、新たな工業団地の適地としている大森西工業団地の北側エリアの整備にあたっては、進出を希望する企業に適切な情報提供を行い、低未利用地の充足を図りながら、必要に応じた新たな工業系地域の土地利用を検討します。

#### 方針④ 道の駅整備に伴う新たなにぎわい拠点としての土地利用 将来像図【4】

市では、仙台市方面からの玄関口として地理的優位性が高い大森山公園、「よってけポポラ」周辺に、本市の果樹王国としてのブランド力の向上や、市内各所への回遊の促進を図るべく、道の駅の整備を計画しています。このエリアにおける農地は、良好な営農条件を備えた第一種農地であることから、周辺の土地利用との調整を図りながら、観光的要素を兼ね備えた東根の新たなにぎわい拠点としての土地利用を図ります。

#### 方針⑤ 中央東・小林エリアの住居系土地利用 将来像図【5】

中央東・小林エリアは、大規模商業施設の立地に伴い、民間事業者による宅地開発が進んでいます。そのため、これらのエリアは、今後も宅地の需要が高いエリアとして新たに用途指定を行い、住居系の土地利用を進めていきます。

#### 方針⑥ さくらんぼ東根駅西側の土地利用転換の検討 将来像図【6】

さくらんぼ東根駅西側のエリアは、国道13号沿いの商業施設群や、ハブ機能を有したさくらんぼ東根駅に隣接した周辺環境であることから、商業エリアや公共施設等のエリアなど幅広い土地利用が見込まれます。市営住宅並松団地の居住者にも配慮しながら、様々な角度から今後の土地利用を検討していきます。

## 2) 都市施設の整備方針

駅や公共施設、商業施設等が集積する本地域は、多くの人々が集うエリアであることから、道路や公共施設等の都市施設については、にぎわいや交流を創出し、誰もが快適に利用できる施設整備を推進します。道路ネットワークの促進による地域間の連携、歩行者の安全に配慮した花や緑が感じられる道づくりにより、住みよいまちづくりを進めます。交通結節点であるさくらんぼ東根駅、様々なイベントを開催するまなびあテラス、緑豊かな大森山公園等の施設の機能充実や施設を活用したにぎわい形成を図ります。

#### 方針① 既存公共施設の長寿命化

今後は本市でも人口減少が見込まれていることから、限られた財源のなかで公共施設を維持・管理していく必要があります。「東根市公共施設等総合管理計画」や個別施設計画に基づき、大森山公園や大森緑地等の都市公園や、小中学校、東根公民館、社会体育施設、さくらんぼタント館等の既存公共施設について、壊れてから修繕するという事後保全型の管理から、計画的に修繕する予防保全型の管理への移行を推進します。緊急性の高い修繕には迅速に対応したうえで、施設の優先順位を定めた修繕を行うことで、既存公共施設を長寿命化させ、ライフサイクルコストの低減や財政負担の平準化を図ります。

## 方針② 幹線道路による市街地の骨格づくり 将来像図【7】

国道13号、(都)羽入大森線、(都)若木本郷線については、本市の重要な骨格軸を成す幹線道路として、整備を促進します。

## 方針③ 未整備路線の整備 将来像図【8】

(都)大林中央通り線、(都)若木本郷線、(都)豆田平林線、(都)平林原方線については、路線の一部が未整備となっています。特に、低未利用地の多いエリアでは、未整備路線の整備によって住居系土地利用が促進されることから、地域からのニーズや必要性、市事業全体との調整を踏まえながら整備を推進します。

地域の生活に密着した地域幹線道路は、狭あい道路の改善等を推進しながら、広域・主要幹線道路との細やかなネットワーク形成を図ります。



## 方針④ 地域住民や来訪者に親しまれる道づくり 将来像図【9】

本地域は歩道の街路樹や公園樹木など、都市緑化が進んでいる地域であるため、街路樹の管理や美化活動を支援する「わがまち街路樹里親制度」や地域の花壇の緑化活動を支援する「花ランドひがしね推進事業」を推進し、市民との協働による樹木や花の適正管理に努め、地域住民や来訪者に親しまれる道づくりを目指します。

## 方針⑤ 防災や安全に配慮した道づくり 将来像図【10】

近年増加する集中豪雨に対応するため、公共下水道の雨水幹線等の整備を推進するとともに、災害時に備え上水道等のライフラインの耐震化に努めます。

また、除雪を徹底することにより冬季間の安全性を確保します。除雪が効率的に行えない狭あい道路や、除雪が難しい高齢者世帯への対応、雪押し場の確保が困難な地域等においては、地域住民の協力を得るなど円滑な除排雪に努め、積雪期における安全な都市機能の維持を図ります。

## 方針⑥ 人にやさしいまちづくり 将来像図【11】

子どもから高齢者、市外からの来訪者など、様々な人が集まる中心市街地では、安全面や防災面に配慮して、沿道のオープンスペースの確保や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の設置などユニバーサルデザインを取り入れた歩行者を中心とした道づくりを進め、高齢者や障がい者、外国人に配慮した誰もが過ごしやすいまちづくりを推進します。

また、さくらんぼ東根駅前や市役所、まなびあテラス等の公共性の高い施設では、今後の改修にあたり、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行うほか、道路や公園における段差や危険箇所の解消等、誰もが安全で快適に暮らすことのできるノーマライゼーションのまちづくりを推進します。

**方針⑦ さくらんぼ東根駅の交通結節点としての機能強化・充実** 将来像図【12】

複数の交通機関が乗り入れるさくらんぼ東根駅は、交通結節点として、各種交通機関の交通状況や季節の観光情報等の総合情報提供、待合環境の向上など、機能強化や充実を図ります。

市民バスは、新幹線・鉄道・民間バス等の複数の交通機関との連携に配慮して運行することで、交通ネットワークの強化を図ります。また、さくらんぼ東根駅を拠点とし、本地域を循環する路線の導入により、高齢者等の交通手段の確保とともに、健康づくりや生きがいづくり等、積極的な社会参加の促進を目指します。

**方針⑧ 地域のシンボルとなる大森山公園づくり** 将来像図【13】

地域のランドマークである大森山の周辺には、ひがしねあそびあランドやグラウンド・ゴルフ場、パークゴルフ場、市民体育館、テニスコート、多目的広場、芝広場などのレクリエーション・スポーツ施設が立地し、大森山公園の一部を成しています。さらに、大森山西側にはクロスカントリーコースの整備を進めており、大森山公園はレクリエーション・スポーツ拠点として機能の充実を図ります。

**方針⑨ 地域の様々なニーズに対応した愛される公園づくり**

地域内には、近くに住む人の遊びや憩いの場であるさくら公園やまつ公園などの街区公園、緑豊かで冬には県を代表するイルミネーションで彩られるまなびあ公園、運動や散策、鑑賞など様々な目的で市内外から多くの人々が訪れる大森山公園など、多様な公園があります。

人口や年齢構成の変化、地域の多様なニーズに対応した、地域に愛される公園づくりを行い、利用促進を図ります。また、樹木の手入れや清掃活動等、維持管理については地域住民との協働により、みんなで育てる公園づくりを進めます。

**方針⑩ 公園・緑地・水辺空間による美しいまちづくり**

地域を取り囲む山々などの自然の美しさに配慮しながら、公園や道路での緑づくりや住宅地の生垣設置を推進するとともに、市民との協働による道路や河川等の草刈りやごみ拾い等の手入れを行い、美しいまちの形成を図ります。

**方針⑪ 地域内外から活力を呼び込む道の駅整備** 将来像図【14】

土地利用の転換と合わせて、将来を見据え、地域内外から活力を呼び込む道の駅の整備を進めます。

### 3) 地域資源の活用方針

本市の中心市街地を形成する本地域では、地区計画等を活用した良好なまち並みの形成を推進し、都市の魅力を感じられるまちづくりを進めます。地域内外の様々な人々が集う地域として、誰もが過ごしやすいまちとなるよう、公共施設や道路等におけるユニバーサルデザインの導入を推進します。歴史ある地域資源や文化を大切にし、一人一人が郷土愛を持って主体的にまちづくりに参加できる機会づくりを促進します。

#### 方針① 中心市街地のにぎわいづくり 将来像図【15】

さくらんぼタントクルセンターやまなびあテラス等における定期的なイベントや展覧会の開催、さくらんぼ東根駅の交通結節点としての機能強化・充実、利便性の高い商業空間の形成等により、中心市街地としてのにぎわい形成を図ります。

まなびあテラスでのイベント



#### 方針② 雇用・創業支援や情報発信によるにぎわい拠点づくり 将来像図【16】

さくらんぼ東根駅併設の「さくらんぼタント館」には、観光物産協会、コワーキングスペース、シルバー人材センター等があり、これらを活用して観光情報等の発信や雇用・創業支援による交流人口の増加を図り、さくらんぼ東根駅から市内全体への回遊を促すにぎわい拠点づくりを推進します。

#### 方針③ 地域資源や文化を大切にするまちづくり

開発に際しては、緑化などの自然環境に負荷をかけない工夫を行い、生き物や植物の生態系に配慮した整備を進めます。また、地域内にある「飛脚よじろう」を奉る与次郎稻荷神社や、県内最古の磨崖仏、大森山等の地域資源や文化財は、地域のシンボルとして大切に継承します。

与次郎稻荷神社



#### 方針④ 一人一人がまちづくりに参加する機会づくり

市民自らが郷土愛を持って地域を大事に育てるまちづくりを進めます。また、新しく移り住んできた若い人や次世代を担う子ども達が進めるまちづくりに参加する機会や仕組みづくりを検討し、自らまちを創っていく活動を促進します。



## 第2節 北部地域

### (1) 地域の現況

#### 1) 地域の概要

本地域は、白水川より北側に位置する地域です。地域の南には、歴史的に本市の中心的役割を担ってきた、東根小学校（東根城址）や商店街のある東根本町地区があり、大ケヤキをはじめとする歴史的・文化的遺産が多く、城下町らしいまち並みが残っています。地域の北には、豊富な湯量を誇るさくらんぼ東根温泉があり、土地区画整理事業が行われた全国でもめずらしい温泉地です。

#### 2) 土地利用

本地域の都市計画区域面積は836haであり、そのうち約24%にあたる200haを用途地域に指定しています。地目別の土地利用をみると、田が36%と最も多く、次いで畑19%、住宅用地15%となっています。なお、本計画では都市計画区域外を含めたまち全体の方向性を検討するため、地域の東にある山林エリアについても考慮するものとします。

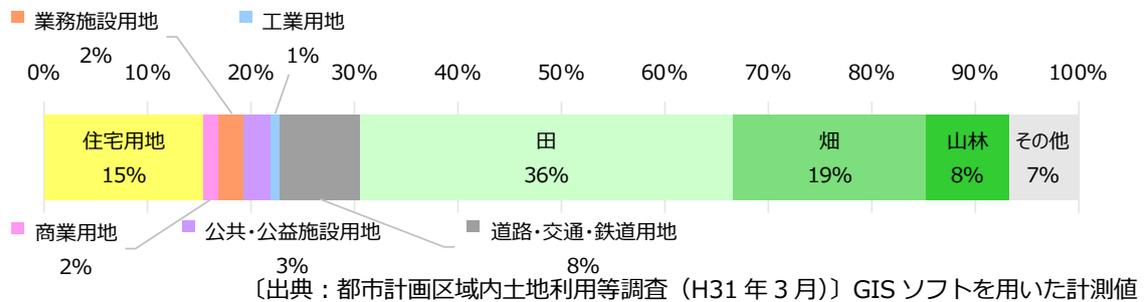


図. 地域内の土地利用の割合

#### 3) 人口・世帯数

人口は、平成12年から減少傾向にあったものの、平成27年に増加に転じ、令和2年4月1日時点で8,067人となっています。世帯数は、年々増加傾向にあり、令和2年4月1日時点で3,018世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は2.67人/世帯と、市全体の数値と等しくなっています。

年齢別人口割合をみると、減少傾向にあった年少人口割合が近年は横ばい、生産年齢人口割合は減少傾向にあり、老年人口割合が増加傾向となっています。

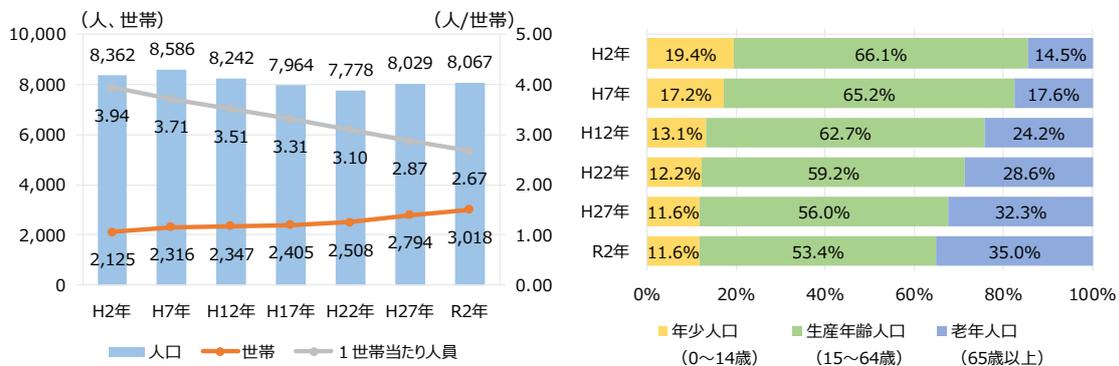


図. 人口・世帯数の推移

図. 年齢別人口割合の推移

〔出典：住民基本台帳各年4月1日時点〕

## (2) 地域づくりの目標

来てよし！住んでよし！  
大ケヤキが笑顔を見守り 進化・新化・深化し続けるまち

北部地域は、大ケヤキやさくらんぼ東根温泉をはじめとした歴史ある資源が存在し、地域外から訪れる人も多くなっています。それらの資源を地域の財産や誇りととらえ、歴史の深掘りやさらなる磨き上げを行うことで、子どもからお年寄りまで、みんなの笑顔があふれるまちづくりを推進します。また、既存の資源を磨いて輝かせるだけでなく、さらなる魅力づくりやイベントを通して人々の交流を深め、住む人・訪れる人のどちらも心地よく過ごせる地域を目指します。

## (3) 地域づくりの方針

### 1) 土地利用の方針

本地域は、豊かな田園や果樹園が広がり、豊富な湯量を誇るさくらんぼ東根温泉や、城下町として歴史深いまち並みを残した東根本町地区等、多くの観光資源を有した地域です。自然環境や優良農地を保全して美しい景観を維持し、観光に訪れた人を気持ちよく出迎える環境づくりを推進することで、大切な財産である地域の原風景や観光資源を次世代へ引き継いでいきます。また、住宅地においては、風情あるまち並みを大切にしつつ、防災や安全性に配慮したまちづくりを図ります。商業地は、地域内外の市民や観光客が楽しく過ごせるよう、親しみやすく身近な場づくりを推進します。

#### 方針① 親しみのある東根本町地区の商店街づくり 将来像図【1】

東根本町地区の商店街では、地域と協力して設置しているおもてなしパークングの周知を図り、車利用者でもゆっくりと買い物ができる環境づくりを引き続き行います。店主のみならず、地域の人々や行政が一体となって、大型店舗にはない地元産業の活用やサービス向上に努めることで、親しみのある商店街づくりを推進します。また、新たな交流の場として整備したけやき交流広場のさらなる利活用や、空き店舗の利活用を促進し、観光客にとっても魅力や楽しみのある商店街づくりを進めます。



### **方針② 巡りたくなる温泉街づくり 将来像図【2】**

さくらんぼ東根温泉街では、誰でも無料で利用できるポケットパーク足湯のさらなる活用やおもてなしパーキングの周知により、気軽に訪れられる空間の創出を図ります。また、空き地・空き店舗等を活用した憩いとにぎわいの空間の創出により、魅力ある温泉街づくりを促進します。



### **方針③ 災害に強い安全な住環境の整備 将来像図【3】**

古くからの住宅地における狭あい道路の改善や、木造住宅の耐震診断・改修補助、住まい応援事業によるリフォーム補助等により、災害に強い安全な住環境の整備を図ります。

### **方針④ 次世代へ継ぐ緑や自然の保全 将来像図【4】**

地域の東にある山林や里山、南を流れる白水川等の河川沿いの自然については、次世代へ継ぐべき緑として保全します。

また、さくらんぼ東根温泉街の東側や北側の里山に連なる農用地は、果樹や稲穂が実る原風景が残る場として保全します。

### **方針⑤ 第一中学校西側の住居系土地利用 将来像図【5】**

第一中学校西側のエリアは、住居系土地利用への転換を見据え、平成 18 年に農業振興地域の農用地区域から除外しています。現在も、民間事業者による宅地開発が進んでいるほか、(仮称) 東根こども園の開園を予定しており、住居系の用途地域として土地利用を図ります。

## **2) 都市施設の整備方針**

道路は、災害に強いインフラとして、安全な暮らしを支えるため、狭あい道路の解消等、適切な整備や維持管理を進めます。また、東根城址周辺やさくらんぼ東根温泉、東根公民館等の利用者の多い場所や公共施設については、交流や情報発信拠点としての利活用を進めます。地域に 11 箇所ある都市公園と白水川おらだの川河川公園は、地域のニーズに応じた整備や維持管理を通して、利用促進を図ります。また、公園や商店街、観光地等の地域の拠点を緑化することで、緑・花・水辺による一体感を醸し出し、地域全体の回遊性を高めます。

### **方針① 既存公共施設の長寿命化**

今後は本市でも人口減少が見込まれていることから、限られた財源のなかで公共施設を維持・管理していく必要があります。「東根市公共施設等総合管理計画」や個別施設計画に基づき、堂ノ前公園や龍興寺沼公園等の都市公園や河川公園、小中学校や東根公民館等の既存公共施設について、壊れてから修繕するという事後保全型の管理から、計画的に修繕する予防保全型の管理への移行を推進します。緊急性の高い修繕には迅速に対応したうえで、施設の優先順位を定めた修繕を行うことで、既存公共施設を長寿命化させ、ライフサイクルコストの低減や財政負担の平準化を図ります。

## 方針② 地域間を結ぶ主要幹線道路と災害に強い安全な生活道路づくり 将来像図【6】

(都)若木本郷線、(都)長瀬神町線、(都)宮崎西道線は、地域同士を結ぶ主要幹線路線です。特に、(都)宮崎西道線は、平成31年3月の東根北IC供用開始により、東根北ICと仙台方面を結ぶ道路としての重要性が高いことから、延伸整備を促進します。

既成市街地においては、地域防災や安全性に配慮し、生活に密着した道路の維持管理や狭あい道路の改善等により安全な道づくりを行います。

## 方針③ 趣ある道づくりと拠点同士をつなぐ安全な道づくり 将来像図【7】

東根小学校(東根城址)周辺では、「水と緑と歴史の広場整備事業」や「ウォーキングトレイル事業」等により、ゆっくり歩きながら歴史の趣を楽しめる道づくりを進めてきました。今後とも、城下町の雰囲気を感じられる趣ある道づくりを進めます。

北部地域と中心市街地を結ぶ主要・地域幹線道路や生活に密集した地域内の道路においても、利便性や安全性を高め、さくらんぼ東根温泉エリアや、東根本町地区の商店街との連携強化を図ります。一方、山沿いの道や川沿いの道は、豊かな自然を感じながら通行できる道として適切な維持管理を行います。

## 方針④ 誰もが利用しやすい公共交通機関の充実 将来像図【8】

観光地や商店街へのアクセス向上のため、市民バスの運行ルートや運行時間等を検討するとともに、利用者の多い場所や公共施設付近の停留所については快適な空間整備に努めます。東根駅では、市民の意見を取り入れながら、利用しやすい環境づくりや情報端末等を活用した情報提供等の機能強化を図ります。

## 方針⑤ 地域のシンボルとなる堂ノ前公園の保全 将来像図【9】

市内随一の桜の名所であり、秋には紅葉と芋煮会等で多くの市民が集う堂ノ前公園は、地域のシンボルとして親しまれるよう、保全に努めます。また、これまでスロープの設置や散策路の整備等、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を図ってきました。引き続き、自然豊かな市民の憩いの場として、適切な維持管理を行いながら、魅力を高める公園の再整備を検討し、利用促進を図ります。



## 方針⑥ 公園の適切な維持管理 将来像図【10】

歴史や自然とふれあう公園づくりを進めてきた龍興寺沼公園、中央公園等の東根小学校(東根城址)周辺の公園は、史跡、景観の保全・活用を図りながら、適切な維持管理に努めます。

また、「市公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営西楯住宅用地跡地活用を含め、大ケヤキや龍興寺沼公園来訪のための駐車場の充実も検討します。

## 方針⑦ 緑・花・水辺による楽しく歩けるまちづくり 将来像図【11】

白水川沿いでは、市民との協働による草刈りやごみ拾い等の手入れを行い、春の観光名所でもある桜並木を大切に守り育てていきます。また、東根本町地区の商店街、さくらんぼ東根温泉街、沼や河川・水路、東根小学校(東根城址)、東の杜、堂ノ前公園等の拠点を、「わが

まち街路樹里親制度」や「花ランドひがしね推進事業」を活用した街路樹、植栽、花植え等により緑化することで、緑・花・水辺による一体感を醸し出し、楽しく歩けるまちづくりを今後を進めます。

### 方針⑧ まちづくりと連動した公共施設の活用 将来像図【12】

地域交流センターとして整備した東根公民館は、気軽に利用できる活動の場として、さらなる利活用を図ります。

リノベーションした東の杜は、市内の歴史や文化に触れられる機会を創出する場として活用し、地域への愛着や誇りの醸成と交流人口の増加を図ります。

東根駅は、市民の意見を取り入れながら、利用しやすい環境づくりに努め、情報端末等を活用した情報提供等の機能強化を検討します。

その他、たくさんの人が集まる施設やその周辺では、バリアフリー化を進め、誰もが使いやすい施設づくりを推進します。

## 3) 地域資源の活用方針

古くから守り続けてきたさくらんぼ東根温泉や大ケヤキの地域資源、城下町としての歴史等を活かし、歩きたくなる環境づくりを通してさらなる魅力を生み出していきます。地域内外から多くの人が訪れる機会を創出し、イベント等により交流を深めることで、住む人も訪れる人も心地よく過ごせるまちづくりを推進します。

### 方針① 大ケヤキ周辺の環境整備と城下町の雰囲気醸し出す景観形成 将来像図【13】

東根小学校（東根城址）内の国指定特別天然記念物「東根の大ケヤキ」については、その文化的価値を高め、後世に守り引き継いでいきます。山形県のおすすめビューポイントに選定される等、景観的価値も評価されていることから、周辺の無電柱化や景観に配慮した環境整備を図ります。また、市民による建築協定や緑地協定の導入等により、城下町の趣が感じられる空間の創出を図ります。



### 方針② 水を感じるうるおいのあるまちづくり 将来像図【14】

本地域には、龍興寺沼公園、光専寺沼、中沼、堂ノ前公園、大木沢沼、白水川おらだの川河川公園等、数多くの水辺があり、うるおいを身近に感じることができます。特に龍興寺沼公園は、龍興寺沼を中心に、沼の周りを散策できるフットパスを整備しており、地域を代表する水辺スポットになっています。また、街なかを通る水路を活用した清流カラカラ公園では、ホタルが生育できる親水スペースを整備しました。引き続き、地域の大切な資源である清流や沼・水路の保全に努め、水を身近に感じるうるおいのあるまちづくりを進めます。



**方針③ さくらんぼ東根温泉を楽しむ雰囲気づくりと情緒あるおもてなし 将来像図【15】**

さくらんぼ東根温泉街は、散策路の整備やポケットパーク足湯、フットライトの適切な維持管理等により、誰でも気軽に訪れたいくなるような空間づくりを行います。また、温泉施設と協力したイベントの開催、周辺都市の観光地と連携した観光ツアーの作成等により、温泉街に行きたくなる仕掛けづくりを行い、地域内外からの利用客の増加を図ります。



情緒ある温泉街づくり

**方針④ 地域特性を活用した福祉・医療施策の推進 将来像図【16】**

北村山公立病院では温泉を活用した温水プールで入院・外来のリハビリを行っており、今後も立地を生かした連携を図っていきます。また、温泉を活用した交流など、「新しい生活様式」に対応した事業の方法を検討します。さくらんぼ東根温泉には、複数の介護福祉施設が運営しており、介護・福祉・医療の連携により、人にやさしいまちづくりに努めます。

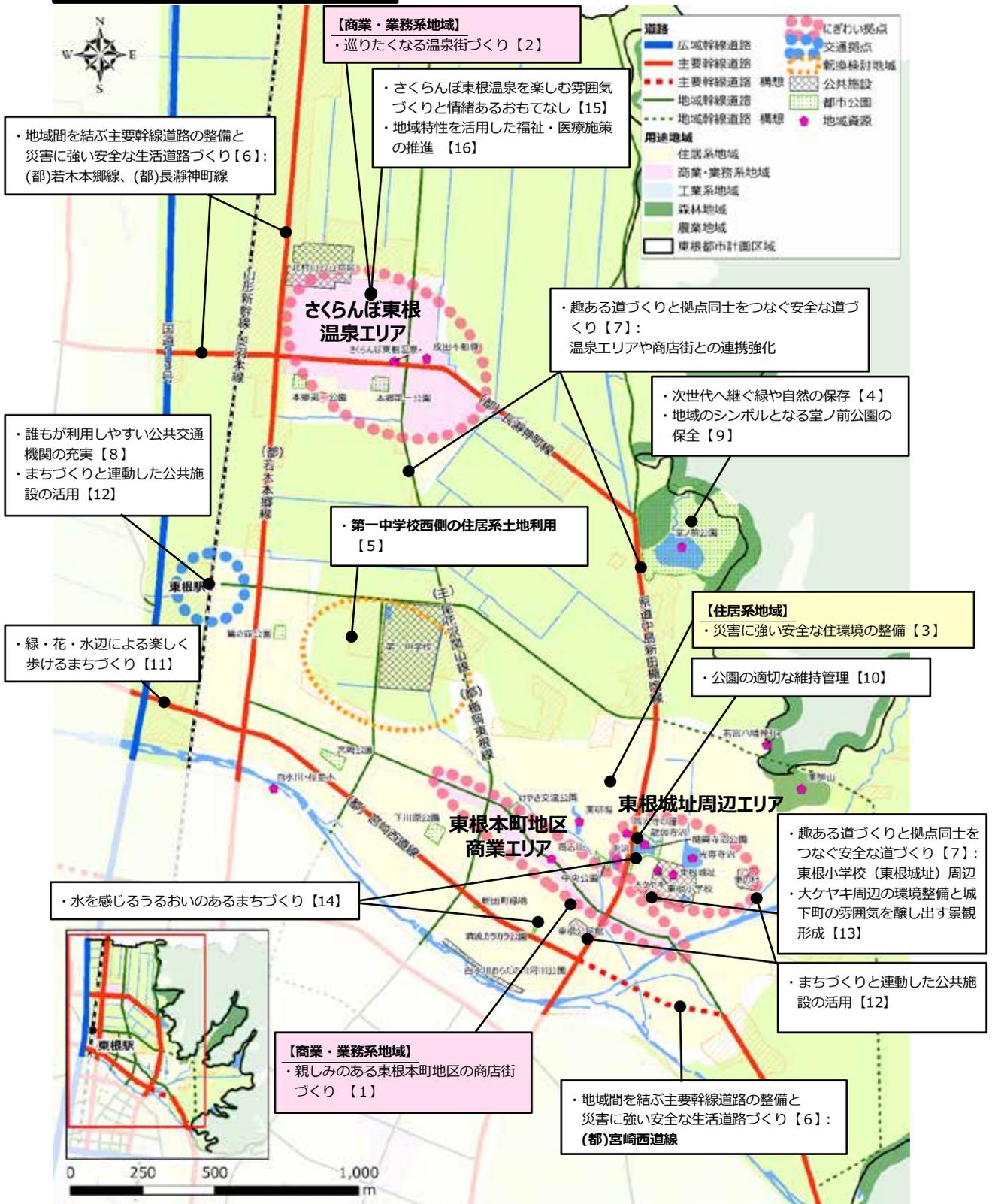
**方針⑤ 地域の交流促進とまちづくりへの当事者意識の醸成**

ひがしね雪まつりやひがしね城下町夏まつり等の地域の祭りや朝市、<sup>けやきびき</sup> 檜 等の行事を通して交流を深めることで、子どもから高齢者まで、様々な年代がまちづくりに参加し、地域の資源を大切にしながら、自分たちがまちを創っていく意識の醸成を図ります。



ひがしね城下町夏まつり

# 北部地域 将来像図



## 第3節 南部地域

### (1) 地域の現況

#### 1) 地域の概要

本地域は、山形空港の東側、村山野川の南側に広がる地域です。地域の東には県内随一の果物生産量を誇る良好な樹園地が広がっています。神町北部では土地区画整理事業や地区計画によって緑豊かな住宅地を形成しており、地域の西には南北に通る(都)若木本郷線を中心に住宅や商店が集積しています。地域の南には陸上自衛隊神町駐屯地、隣接して、地域のシンボルである若木山があります。豊かな自然と多様な人々に恵まれ、地域活動も活発な、本市で最も人口の増加率が高い地域です。

#### 2) 土地利用

本地域の都市計画区域面積は 897ha であり、そのうち約 28%にあたる 253ha を用途地域に指定しています。地目別の土地利用をみると、畑が 44%と最も多く、次いで住宅用地、防衛施設用地がともに 18%となっています。

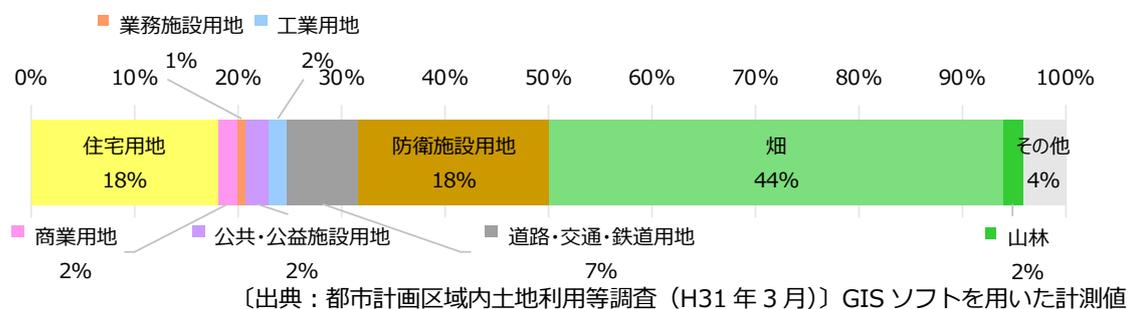


図. 地域内の土地利用の割合

#### 3) 人口・世帯数

人口は平成 22 年から令和 2 年にかけて約 2,000 人増加しており、令和 2 年 4 月 1 日時点で 13,044 人となっています。世帯数も同様の傾向となっており、4,765 世帯となっています。一方、1 世帯あたり人員は令和 2 年 4 月 1 日時点で 2.74 人/世帯と、市全体の 2.67 人/世帯より多いものの、年々減少しています。年齢別人口割合をみると、年少人口割合は微減、生産年齢人口割合は減少、老年人口割合は増加しています。

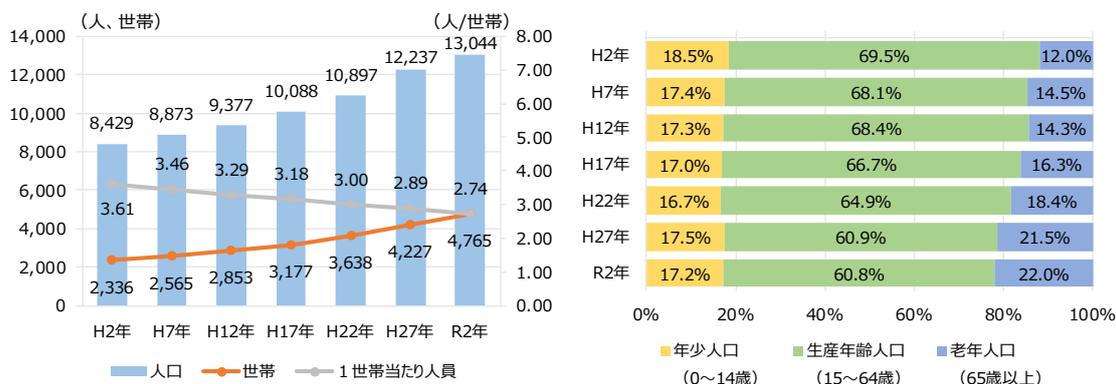


図. 人口・世帯数の推移 <sup>4 2</sup>

図. 年齢別人口割合の推移

4 2 神町駐屯地内及び官舎を除く。

## (2) 地域づくりの目標

一人一人が想う神町らしさが共存し  
多様でしなやかな「神町スタイル」を目指すまち

南部地域は、住みよい住宅地や古くからの商店街、農作物を育む豊かな農地等、様々な魅力にあふれた地域です。近年は、宅地開発による人口流入が活発で、新たな市民との交流も生まれていることから、様々な年代や価値観の人々が共存し、多様な目線をもってまちづくりに関わることで、社会情勢の変化等にしなやかに対応できる地域を目指します。あわせて、地域のイベントや商店街を活用した交流の機会を創出し、にぎわいや活力の向上を図ります。また、地域の財産である農地の保全を図りながら、計画的なまちづくりを進めます。

## (3) 地域づくりの方針

### 1) 土地利用の方針

地域に住み続けてきた人や新たに移り住んできた人等、だれもが快適に暮らせる緑あふれる住宅地づくりを推進します。住宅と既存の工場が混在化するエリアについては、双方の環境維持を図ります。神町駅から続く沿道は、人々が気軽に訪れることのできる商業地として、にぎわいと魅力の向上を図ります。計画的な土地利用を推進し、地域に受け継がれてきた豊かな農用地を守り育てます。また、神町小学校跡地について、地域活性化に資する土地利用を検討します。

#### **方針① 緑あふれる快適で安全な住宅地づくり** 将来像図【1】

既成市街地の住宅については、今後増加が見込まれる空き地や空き家を活用して、土地の有効活用を促進し、世代を超えて長く住み続けられ、新たに移り住む人も呼び込めるような快適で安全な居住環境の形成を進めます。地区計画の制定と土地区画整理事業を行った神町北部は、宅地化が進んでおり、緑あふれる良好な住宅地の形成を促進します。また、神町駅西地区は、近年宅地化が進み、人口が急激に増加していることから、国道13号へのアクセス道路や、雨水幹線の整備等を進め、交通利便性と住環境の向上を図ります。

#### **方針② 歩いて買い物ができる環境づくり** 将来像図【2】

神町商店街については、身近な交流の場として、歩いて買い物ができるよう、歩道整備等による環境づくりを目指します。また、にぎわいの拠点として位置づけ、地域住民と連携しながら、商店街の魅力向上を促進します。

#### **方針③ 住宅地に配慮した工業地や工業地周辺の環境整備** 将来像図【3】

住居系用途地域と近接した準工業地域では、周辺の住宅地に配慮した環境整備を推進します。また、神町地区の工場が既存する地区では、近年、住宅地が急激に増加し、住宅と工場の混在化が進んでいることから、工場の操業環境と住環境が調和し共生していくために、用途地域に応じた法規制により、住宅と工業の双方の環境維持に努めます。

#### 方針④ 農地の保全 将来像図【4】

生産量日本一のさくらんぼをはじめ、豊富な果物が育つ果樹園を引き続き守り続けるとともに、「人・農地プラン<sup>43</sup>」による地域の話し合いで担い手の確保や農地の集積を図り、農業をしやすい環境を守り育てます。また、用途地域周辺については、用途地域内の土地利用の状況や隣接する農地等に配慮し、優良農地の保全を図ります。

### 2) 都市施設の整備方針

道路や公共施設等の都市施設は、将来にわたって適切に活用できるよう計画的な整備や維持管理を進め、近年の人口増加にあたり必要とされる都市施設の充実を図ります。また、地域内外の人々がスムーズに移動できるよう、公共交通や拠点の利便性向上を図ります。地域との協働による公園の維持管理を通して利用促進を図りながら、うるおいのネットワーク化を推進します。

#### 方針① 既存公共施設の長寿命化

今後は本市でも人口減少が見込まれていることから、限られた財源のなかで公共施設を維持・管理していく必要があります。「東根市公共施設等総合管理計画」や個別施設計画に基づき、若木山公園等の都市公園や河川公園、小中学校や神町公民館等の既存施設について、壊れてから修繕するという事後保全型の管理から、計画的に修繕する予防保全型の管理への移行を推進します。緊急性の高い修繕には迅速に対応したうえで、施設の優先順位を定めた修繕を行うことで、既存公共施設を長寿命化させ、ライフサイクルコストの低減や財政負担の平準化を図ります。

#### 方針② 神町駅西地区の交通利便性向上のための都市施設整備 将来像図【5】

JR 奥羽本線と国道 13 号の間の神町駅西地区では、宅地開発が進み、地域の人口や交通量が増加していることから、住宅数に相応した道路整備や鉄道路線東西のアクセス性向上等の都市基盤の再整備が求められています。交通利便性の向上を図るため、下記の整備を検討します。

- ・ 神町駅の東西連絡自由通路の整備検討
- ・ 国道 13 号へのアクセス向上
- ・ 周辺道路の交通安全対策

43 人・農地プラン：人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」。農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」解決に向け、集落・地域の話し合いによって作成する地域農業マスタープランである。

### **方針③ 雨水排水対策による災害に強いまちづくり** 将来像図【6】

近年、記録的豪雨が頻繁に発生しており、神町地区においては、急激な宅地化により処理する雨水量も増加していることから、大雨時に道路が冠水する箇所が存在します。これを解消するため、公共下水道事業による雨水幹線の整備を推進し、災害に強いまちづくりを推進します。

- ・村山野川左岸第一幹線
- ・村山野川左岸第三幹線

### **方針④ 利便性・安全性の高い幹線道路の整備** 将来像図【7】

(都)若木本郷線、(都)神町若木線、(都)神町中通り線等は、地域間を結ぶ主要幹線道路として、適切な維持管理を図ります。(都)若木本郷線については、歩行空間を確保し、歩行者や自転車交通にも配慮した道路整備を促進します。

南北を結ぶ広域道路のうち、東回り広域道路について、(都)一本木神町線と新設した市道神町小学校西通り線を南進する路線を含め、法線の見直しを検討します。

地域幹線道路や公共施設周辺の道路は、狭あい道路や交通危険箇所を解消し、安全な道路空間を確保します。特に市道神町駅前線については、児童生徒の通学等における交通安全対策のため整備を推進し、安全な歩行空間を確保します。

### **方針⑤ 安全に配慮したやさしい道づくり** 将来像図【8】

生活に密着した道路のT字路やクランク等、見通しの悪い場所については、改善を図るとともに安全対策を講じます。電柱の移転等により歩行空間を確保し、ユニバーサルデザインを取り入れた、歩行者にやさしい道づくりを進めます。また、夜でも安心して歩けるように、街路灯整備を促進し、犯罪や事故の未然防止に努めます。

### **方針⑥ 公園の適切な維持管理** 将来像図【9】

南部地域のシンボルである若木山一帯の若木山公園は、園路や遊具、休憩施設等の整備を進めています。引き続き市民との協働により、使いやすく愛される市民の憩いの場となるよう維持管理に努めます。

村山野川沿いに整備した村山野川おらだの川河川公園や神町北部の街区公園などの公園・緑地については、地域に親しまれる身近な公園として、市民との協働による適切な維持管理を行いながら、利用促進を図ります。



### **方針⑦ 緑・花・水辺によるつながりづくり** 将来像図【10】

若木山公園、村山野川おらだの川河川公園、地域内の街区公園等の緑の拠点や、村山野川、フルーツライン等の緑の軸に加え、各公共施設や神町商店街等を緑や花で繋ぎ、美しいまちなみの形成を図ります。

### 3) 地域資源の活用方針

様々な特産品を生み出す農地を受け継ぎ、今後も活用していくため、催しや農業体験等による活性化を図り、観光等の他産業とも連携を進めます。また、地域のシンボルである若木山や豊かな果樹園、沿道の植栽等の緑が映える、美しい景観づくりを推進します。新たに移り住んできた人もまちづくりに参加しやすい雰囲気づくりを進め、交流やイベントの開催等、地域が一体となる機会の創出を図ります。

#### 方針① 地域の財産である農業の担い手の育成・支援 将来像図【11】

南部地域は本市の名産でもあるさくらんぼをはじめ、様々な果樹畑が広がる地域です。引き続き、国の「農業次世代人材投資資金」や、市の「認定新規就農者制度」等による支援を行い、就農にあたっての課題解決を図ることで、農業をはじめやすい環境づくりを行います。



#### 方針② 農業と他産業の連携によるにぎわいの創出 将来像図【12】

民間や各種団体が協力しながら、神町の特産品である果物を活かした様々なイベント等の開催を通じて、全国に果樹王国ひがしねの名を広めていきます。また、観光果樹園等との連携により、気軽に果物狩りが体験できる機会を創出します。加えて、農業だけではなく、他産業とも連携した観光モデルコースやパックツアーの設定、6次産業化の推進等により、地域資源を最大限に活用してにぎわいの創出を図ります。

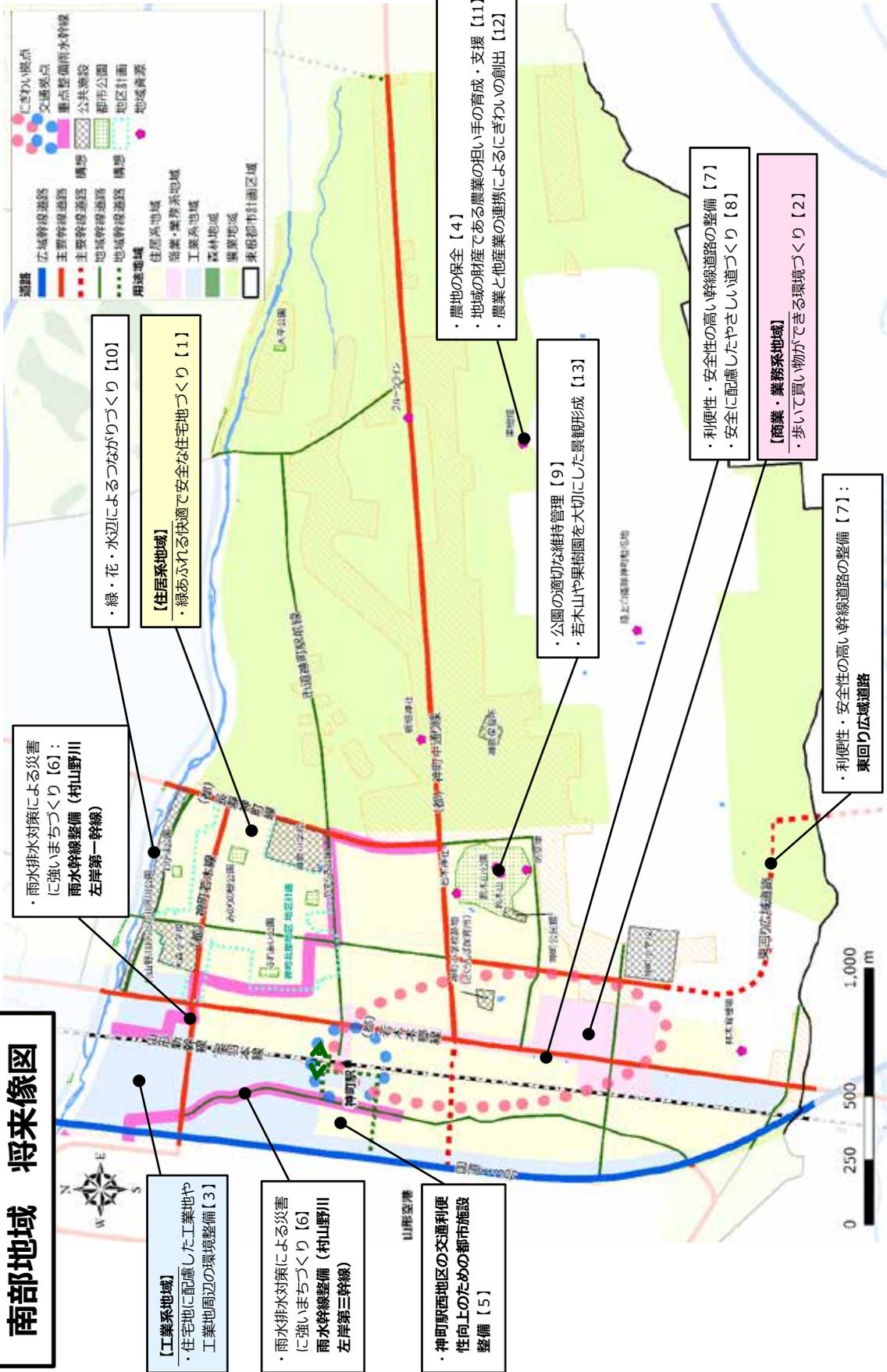
#### 方針③ 若木山や果樹園を大切にした景観形成 将来像図【13】

地域のシンボルである若木山がどこからでもきれいに見えるように、用途地域に応じた法規制や地区計画等により、若木山や周辺の果樹園が生きる景観形成を進めます。また、四季の移り変わりが体感できるような、花の咲く街路樹の植栽や花壇づくりを進めます。

#### 方針④ なじみやすい地域環境づくり

神町まつり、納涼祭、ヘルシーオリンピック等の地域一丸となったイベント等を通して、地域の人たちが顔を合わせながら活動する等、新たな文化づくりや地域のまとまりを強くする取り組みを進めます。





## 第4節 東部地域

### (1) 地域の現況

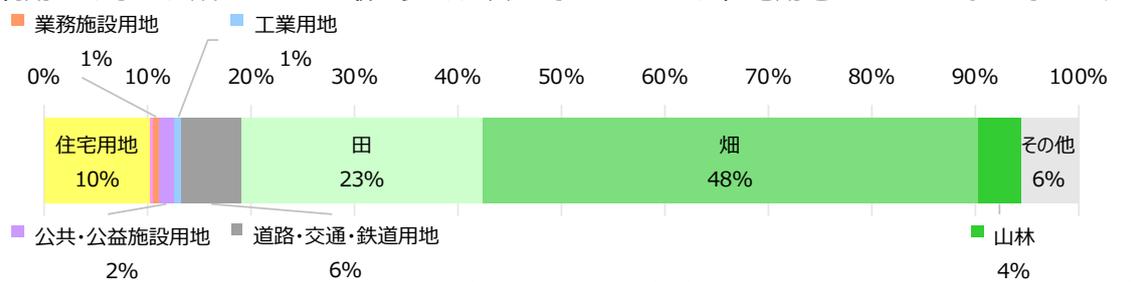
#### 1) 地域の概要

本地域は、東郷・高崎地区で構成されている中山間地域です。国道48号、(主)尾花沢関山線が東西に通っており、仙台方面からの玄関口となっています。仙台市と本県を結ぶ特急バス48ライナーの停留所を多く有するこの地域は、仙台圏との通勤通学のしやすい環境にあります。

地域周辺の山々は市土の保全や水源かん養等様々な機能を果たしており、重要な役割を担っています。美しい山々や清流等の地域資源は、市の観光資源にもなっています。

#### 2) 土地利用

本地域の都市計画区域面積は900haであり、用途地域の指定はありません。地目別の土地利用をみると、畑が48%と最も多く、次いで田が23%、住宅用地が10%となっています。



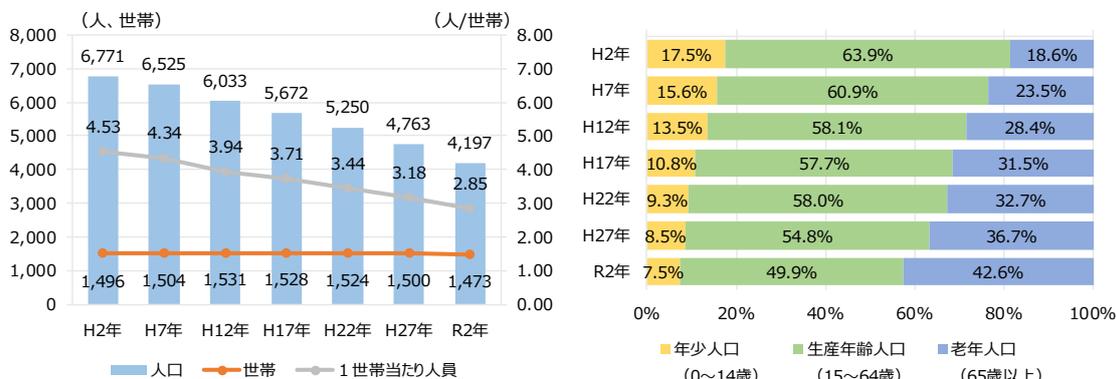
〔出典：都市計画区域内土地利用等調査（H31年3月）〕GISソフトを用いた計測値

図. 地域内の土地利用の割合

#### 3) 人口・世帯数

人口は年々減少しており、令和2年4月1日時点で4,197人となっています。世帯数は平成12年をピークにわずかに減少傾向にあり、1,473世帯となっています。1世帯当たり人員は、令和2年4月1日時点で2.85人/世帯と、年々減少傾向にあります。市全体の2.67人/世帯と比べると多くなっています。

年齢別人口割合をみると、東郷・高崎地区ともに年少人口割合、生産年齢人口割合は減少し、老年人口割合は増加しており、他の地域と比べると、少子高齢化が進行しています。



〔出典：住民基本台帳各年4月1日時点〕

図. 人口・世帯数の推移

図. 年齢別人口割合の推移

## (2) 地域づくりの目標

いつ訪れても人々を暖かく迎え、  
「やってみたい！」を応援できる住みよいまち

東部地域は本市における東の玄関口であり、豊かな農地と自然に生まれ、美しい景観が守られている地域です。訪れる人を変わらぬ風景が出迎えてくれる、ほっとする地域づくりを次世代とともに推進しながら、地域資源の魅力をPRしていきます。

「地域おこし協力隊制度」や「農業次世代人材投資資金」の活用等により、農業を始めたい人や体験したい人、空き家を利活用して新たなことを始めたい人等を支援し、新たなチャレンジを応援できる地域づくりを推進します。市民が愛着を持って地域に住み続けられるとともに、地域外からも行ってみたい・住んでみたいと感じられるまちを目指します。

## (3) 地域づくりの方針

### 1) 土地利用の方針

水源かん養等、重要な役割を担う豊かな自然と共生し、人々がいつまでも住み続けられる地域を目指して、空き家の利活用等による定住人口の維持・増加を推進します。農業の担い手を育成・確保し、農地の集約化等による生産性の向上を図り、地域に広がる農地のさらなる活用を推進します。

#### 方針① 自然と共生した集落環境の形成 将来像図【1】

周辺の山並みや地域を流れる川等、豊かな自然に包まれた山村集落として、自然と共生した良好な住宅地の形成を図ります。「定住促進事業助成金制度」の活用等により定住人口の維持を図るとともに、市内不動産業者との連携や「空き家バンク制度」、住宅のリフォーム支援等により、空き家の利活用を促進します。

#### 方針② 農地の保全 将来像図【2】

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化を促進し、生産性の向上を図るとともに、農道やかんがい施設等の維持や整備を支援し、農地の保全を図ります。また、次世代の農業の担い手となる人材を確保・育成するとともに、有害鳥獣からの被害防止や耕作放棄地の解消、農地の流動化の促進により優良農地を確保し、農地の集積を図ります。

#### 方針③ 山林の保存と活用 将来像図【3】

地域の周辺に広がる豊かな山林については、市土の保全や水源かん養等様々な機能を果たし、重要な役割を担っていることから、「森林経営管理制度（森林経営管理法）」や「東根市森林整備変更計画」に基づき、引き続き適切な維持・保全に努めます。

## 2) 都市施設の整備方針

道路や公共交通等の都市施設は、将来を見据えた計画的な整備や維持管理を推進し、東の玄関口として来訪者を出迎える空間づくり等による周辺都市との連携を高めます。また、生活の足となる市民バスの利便性向上やデマンド型乗合タクシーの運行等、市民のニーズに応える公共交通の確保を図ります。自然とふれあえる公園や観光資源等の維持管理を図り、地域内外の人々が過ごしやすい環境づくりを推進します。

### 方針① 既存公共施設の長寿命化 将来像図【4】

今後は本市でも人口減少が見込まれていることから、限られた財源のなかで公共施設を維持・管理していく必要があります。「東根市公共施設等総合管理計画」や個別施設計画に基づき、各地区の小中学校や地域公民館等の既存施設について、壊れてから修繕するという事後保全型の管理から、計画的に修繕する予防保全型の管理への移行を推進します。緊急性の高い修繕には迅速に対応したうえで、施設の優先順位を定めた修繕を行うことで、既存公共施設を長寿命化させ、ライフサイクルコストの低減や財政負担の平準化を図ります。

### 方針② 東の玄関口としての骨格道路の形成 将来像図【5】

国道48号と(主)尾花沢関山線は、都市の骨格となり広域交流の要となる広域幹線道路として位置づけます。国道48号は、県境部の脆弱区間における事前通行規制解消のためのバイパス化や、地域高規格道路の指定に向け、関係機関に継続した働きかけを行います。(主)尾花沢関山線は、地域が行う沿道への花植え活動を引き続き支援しながら、両側2.5kmにコスモスをはじめとした花が咲く月山眺望ライン(コスモスロード)として、市民や仙台方面からの来訪者を迎える空間づくりを進めます。



### 方針③ 安全で住みよい環境づくり 将来像図【6】

集落部においては、狭い道路の拡幅整備、急傾斜やクランクの解消等を図り、安全な道路空間を確保します。地域の大切な資源である清流と住みよい環境を守り続けるため、公共下水道や合併浄化槽の設置を推進するほか、下水道使用促進のための普及啓発を図ります。

### 方針④ 交通弱者をつくらない公共交通の整備 将来像図【7】

身近な生活の足となる市民バスについては、市民のニーズを踏まえつつ、必要に応じて運行本数や運行時間等の見直しを行うほか、柔軟に利用者需要に応じることのできるデマンド型乗合タクシーの運用等により、中心市街地や他地域へのアクセス向上を図ります。

### 方針⑤ 自然とのふれあいの場づくり 将来像図【8】

レークピア白水公園や黒伏高原については、自然観察会や星空観察、探検、キャンプ活動等、自然のなかで遊べる場として、適切な維持管理を進めます。また、石崎山農村公園は、石崎山と一体的な維持管理に努め、集落の身近な緑を保全します。

地域内を流れる乱川にある関山大滝や悪龍淵（あくりゅうぶち）は、観光や水遊びができる身近な水辺として今後も地域とともに保全に努めます。



### 3) 地域資源の活用方針

豊かな地域資源を有し、美しい自然に囲まれた山村集落として、市民との協働による清掃活動、観光資源の情報発信、農業と観光の組み合わせによる魅力づくり等を推進します。また、公民館や学校施設等を利活用し、市民が気軽に集まることができる場づくりを進め、祭りや催し等を通して地域内外の人々が交流する機会の創出を図ります。

#### 方針① 自然の美しさに配慮したきれいな田舎づくり 将来像図【9】

本地域は、山や水辺等の自然からなる地域資源が多くあります。これらの資源を大切に守り、美しい山村集落として次世代に引き継いでいくために、市民との協働による清掃活動の実施や、条例等によるごみの不法投棄等の迷惑行為の規制などを検討し、きれいな環境づくりを進めます。



#### 方針② 地域資源のPR・さらなる活用 将来像図【10】

観光資源である黒伏高原スキー場ジャングル・ジャングルや関山大滝をはじめ、悪龍淵（あくりゅうぶち）、沼沢沼、御所山、地域の特産物である啓翁桜等を広くPRし、地域の魅力発信を進めます。黒伏高原は、冬期以外の活用方法を検討し、より多くの利用促進を図ります。



#### 方針③ 既存公共施設の利活用促進 将来像図【11】

既存の地域公民館や学校施設等については、誰もが気軽に利用することのできる交流の場として、生涯学習や地域活動等での利活用を図ります。

#### 方針④ 農業と観光の組み合わせによる交流促進 将来像図【12】

農地の活用や、農家への民泊等、農業を体験する機会を創出し、農業と観光を組み合わせることで、地域ならではの交流を促進します。

### 方針⑤ 地域の活力向上と地域への関心や愛着を育む機会の創出

少子高齢化の進行による地域活動の低下や地域コミュニティの希薄化を防ぐため、地区の垣根を越え、地域外も含めて様々な人々が集うことができる環境の充実に努めます。地域活動においては、地域資源を活かした祭り等のイベントの推進や、新たなイベントの開催等を通して、地域活力の向上と関係人口の増加とともに、地域への関心や愛着を育む機会を創出します。



住民運動会（東郷地区）



地区民文化祭（高崎地区）



## 第5節 西部地域

### (1) 地域の現況

#### 1) 地域の概要

本地域は、最上川と国道13号の間にある大富地区、小田島地区、長瀬地区の3地区で構成され、地域内には、南北に走る東北中央自動車道や、空の玄関口である山形空港、山形臨空工業団地等があります。地域の約6～7割が田畑となっており、農業が中心の地域です。城跡の形状や水堀が現在も残っている長瀬城址をはじめ、各地区の伝統行事や伝統芸能等、地域内の各地区は、それぞれに歴史的、文化的な地域特性があります。また、東西に白水川や村山野川、地域の西側には南北に最上川が流れ、小見川や荷口川の源泉がある大富地区には、きれいな湧水が出る等、水資源が豊かな地域です。

#### 2) 土地利用

本地域の都市計画区域面積は2,846haであり、そのうち約4%にあたる121haを用途地域に指定しています。地目別の土地利用をみると、田が37%と最も多く、次いで畑が29%、道路・交通・鉄道用地が11%となっています。

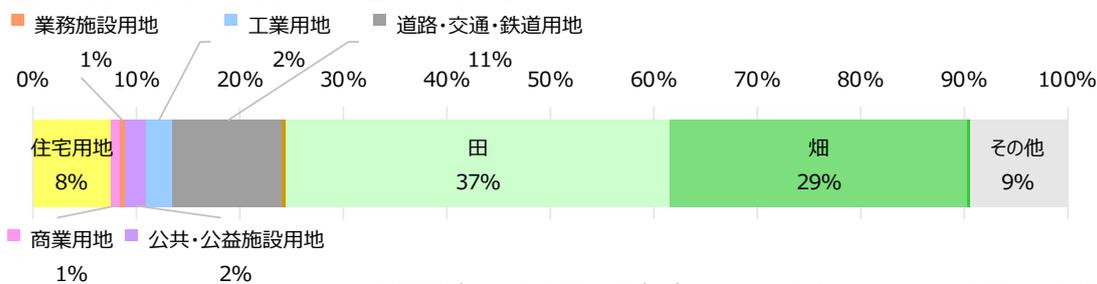


図. 地域内の土地利用の割合

#### 3) 人口・世帯数

人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、令和2年4月1日時点で人口が10,119人、世帯数が3,393世帯となっています。1世帯当たり人員は年々減少傾向にありますが、令和2年4月1日時点で2.98人/世帯と、市全体の2.67人/世帯よりも多くなっています。年齢別人口割合をみると、減少傾向にあった年少人口割合は近年横ばい、生産年齢人口割合は減少、老年人口割合は増加しています。

地区別にみると、大富地区は、人口が増加傾向にあり、少子高齢化が進みつつあるものの3地区のなかで最も年少人口割合が高くなっています。小田島・長瀬地区は、人口が減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

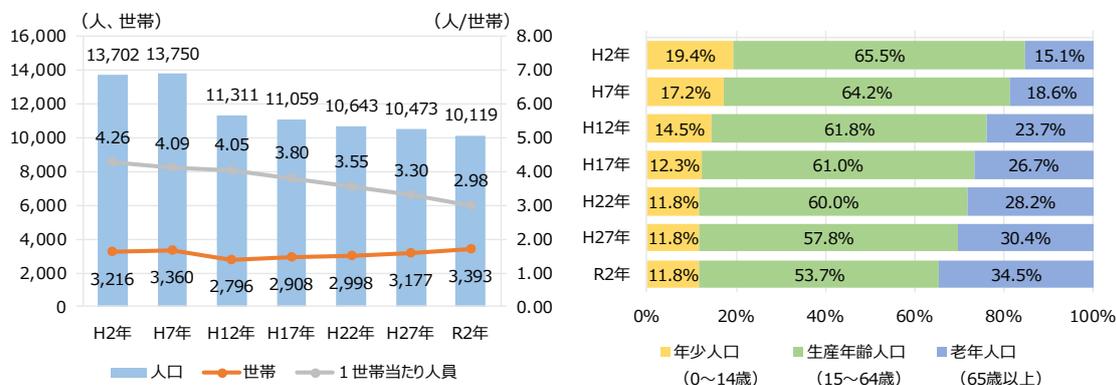


図. 人口・世帯数の推移

〔出典：住民基本台帳各年4月1日時点〕

図. 年齢別人口割合の推移

## (2) 地域づくりの目標

各地区の歴史と伝統の灯火を守りつつ  
新たな交流から地域をさらに育てるまち

西部地域は、白水川の桜やどんこ水等の豊かな自然に恵まれ、藤助新田菖蒲叩きや小田島田植え踊り、長瀬猪子踊り、長瀬七階節踊り、二の堀灯ろう祭等、各地区の歴史と伝統を受け継いできた地域です。大富地区、小田島地区、長瀬地区それぞれの歴史を次世代に守り伝えるとともに、魅力を広く発信します。あわせて、地域内外、世代間交流等、様々な人と人との関わり合いを通じて、新たなまちづくりのアイデアを生み育てます。人々が集い、つながる機会を創出し、新たな発想をまちづくりに取り入れていきながら、活気あるまちを目指します。

## (3) 地域づくりの方針

### 1) 土地利用の方針

ふるさとの美しい原風景である農地、豊かな自然に囲まれた地域として、周辺的环境と調和するまちづくりを推進します。工業用地についても、緑を確保しながら、企業等が操業しやすい環境づくりを図ります。地域に広がる農地は、さらなる生産性の向上を目指しながら、計画的な土地利用による優良農地の保全を図ります。

#### 方針① 低未利用地の利活用と自然と調和した居住空間の形成 将来像図【1】

自然豊かな田園集落として、空き地や空き家等の低未利用地の利活用を図るとともに、自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図ります。城下町らしい城跡の形状や水堀が残っている長瀬地区については、城址の面影を壊さないよう配慮しながら、安全な住環境づくりを進めます。用途地域外における宅地や商業施設等の民間開発にあたっては、用途地域内の土地利用の状況や周辺環境に配慮しながら、計画的な土地利用を図ります。

#### 方針② 周辺の住環境と調和とした工業地の形成 将来像図【2】

山形臨空工業団地については、中部地域の3つの工業団地と同様に、各企業で敷地面積の10%以上の緑を確保することで、周辺の住環境や自然と調和した環境の維持に努めます。用途地域に基づいた適切な土地利用により、企業等が操業を続けやすい環境の維持・向上に努めます。また、高速道路IC周辺で洪水ハザードマップの浸水想定区域外の地域や、既存の工業用地に隣接した土地の活用など、ICの存在価値を活かした土地利用を検討します。

#### 方針③ ふるさとの原風景と緑の保全 将来像図【3】

農地は、農産物を供給する機能や、美しい原風景をつくる修景機能、自然環境の保全機能等の様々な機能を有していることから、引き続き保全に努めます。用途地域外の開発にあたっては、周辺の農業環境への影響を十分配慮しながら、適切な土地利用を図ります。

#### 方針④ 山形臨空工業団地の南側エリアの土地利用拡大の検討 将来像図【4】

山形臨空工業団地の南側エリアは、既存の工場等に隣接しており、企業の進出が行われています。将来のさらなる企業の進出、工場や営業所等の土地需要拡大を見据え、今後の土地利用を検討します。

### 2) 都市施設の整備方針

道路や公共施設等の都市施設は、将来にわたり適切に活用できるよう計画的な維持管理を推進します。周辺都市や山形空港、東根 IC、東根北 IC 等へつながる各幹線道路は、適切な整備や維持管理によりアクセス機能の確保、向上を図ります。また、豊かな自然が映える美しい景観づくりを推進するとともに、集中豪雨等の自然災害に備え、地域における防災機能の確保や都市施設の整備を推進します。

#### 方針① (仮称) 西部防災センターの整備や雨水対策による防災力の強化 将来像図【5】

西部地域は、洪水ハザードマップにて浸水想定区域となっているエリアが多いことから、避難先や水防の体制などの充実を図る必要があります。緊急時に避難しやすく、かつ、地域の防災力を高める(仮称)西部防災センターを整備します。

集中豪雨等の災害に備えて、公共下水道事業による雨水幹線(白水川右岸第二幹線)や雨水排水側溝、長瀬調整池(二の堀)等の整備促進を図ります。

#### 方針② 既存公共施設の長寿命化

今後は本市でも人口減少が見込まれていることから、限られた財源のなかで公共施設を維持・管理していく必要があります。「東根市公共施設等総合管理計画」や個別施設計画に基づき、都市公園の野田公園や小中学校、各地区の地域公民館等の既存施設について、壊れてから修繕するという事後保全型の管理から、計画的に修繕する予防保全型の管理への移行を推進します。緊急性の高い修繕には迅速に対応したうえで、施設の優先順位を定めた修繕を行うことで、既存公共施設を長寿命化させ、ライフサイクルコストの低減や財政負担の平準化を図ります。

#### 方針③ 南北・東西の道路軸、IC・山形空港周辺アクセス道路の機能強化 将来像図【6】

東北中央自動車道、国道13号、国道287号、(都)羽入大森線、(都)山形空港前通り線は本市と周辺都市を結ぶ広域幹線道路として、(主)寒河江村山線、県道長瀬野田線、県道東根長島線等は本市を南北・東西に走る主要幹線道路として、機能強化を図ります。

東北中央自動車道は、令和4年までに東根北IC-大石田村山IC間が、令和7年度までに金山ICまでの全線がそれぞれ開通見通しとなっています。開通が進めば、東根IC・東根北ICに接続する道路の車両台数の増加が見込まれます。周辺道路における混雑解消や、山形空港へのアクセス性向上のため、国道287号の4車線化、県道長瀬野田線のバイパス整備、(主)山形天童線のバイパス延伸の整備促進に向けて、関係機関への働きかけを強化するとともに、市道藤助新田7号線の整備を推進します。

#### 方針④ 地域の憩いの場・緊急避難場所としての公園づくり 将来像図【7】

お堀の景観を活かした公園や、清流を活かした公園など、各地区の特性を活かした地域に身近な公園を整備します。また、公園は、災害時の緊急避難場所としての機能も有することから、災害時の活用も考慮し、地域の意見を反映しながら、ニーズに応じた検討を進めます。

#### 方針⑤ 緑・花・水辺の郷づくり 将来像図【8】

白水川の桜並木や水田、果樹園などの美しい水や緑は、地域ならではの風景として、引き続き守り育てていきます。また、住宅地や公共空間での花の植栽等、地域全体での美化活動により、水辺・緑・花に囲まれた郷づくりを進めます。

### 3) 地域資源の活用方針

お堀や清流等の豊かな水資源に代表される自然環境や、各地区の特色ある歴史や伝統文化等を守り、これらを活かしていくまちづくりを推進します。藤助新田菖蒲叩きや小田島田植踊り、長瀬猪子踊り等の伝統芸能の保存継承や、農業体験や自然を活かした遊び等、地域の魅力を伝えられる取り組みを進め、地域全体の活力向上を目指します。

#### 方針① 豊かな水資源をはじめとした地域資源の保全 将来像図【9】

水が豊かな西部地域では、公共下水道の整備や普及に努め、豊富な水資源と清流に生息する希少生物であるイバラトミヨを守り、美しい水辺環境を後世に伝えていきます。長瀬二の堀周辺では、景観に配慮した整備を進めており、引き続き、お堀をきれいにする取り組みを強化していきます。

また、各地区の歴史ある寺社等、貴重な地域資源の保全を図ります。



#### 方針② 地域資源を活かしたまちづくり

少子高齢化の進行による地域活動の低下や地域コミュニティの希薄化を防ぐため、地域外も含めて様々な世代や人々が集うことができる環境の充実に努めます。西部地域ならではの田畑が広がる風景のなかで、農業体験や自然を満喫できる遊び等のイベントを開催する等、地域のすばらしさを体感しながら、地域の活力の向上に向けた機会を創出します。



### 方針③ IC・山形空港の存在価値を活かしたまちづくり

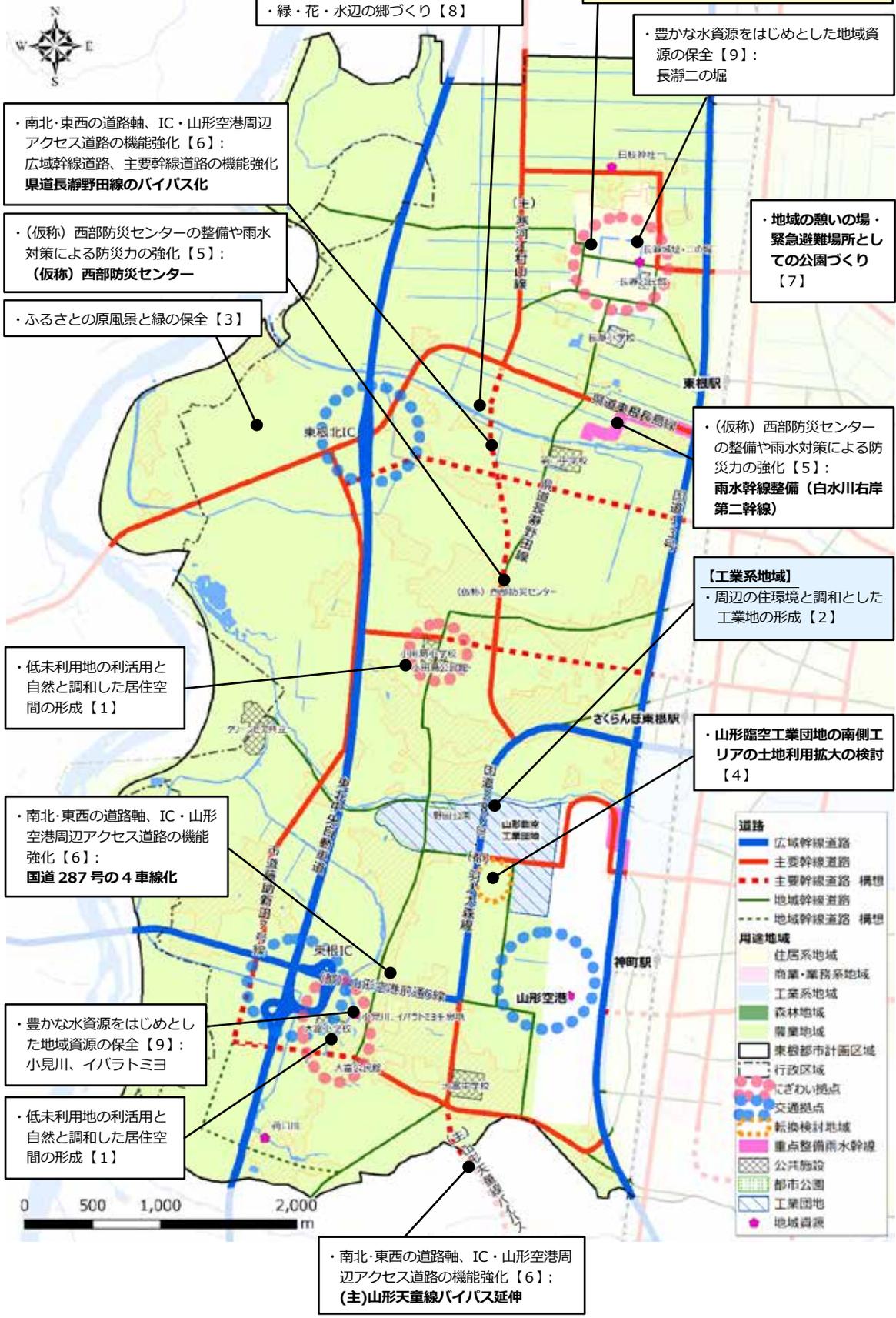
2つの高速道路 IC、山形空港は西部地域の大きな地域資源であり、東根 IC 周辺では、物流系企業の立地が進んでいます。国・県の定める浸水想定区域の拡大により、両 IC が浸水想定区域内となりました。しかし、IC や山形空港の存在は、市全体の産業振興や地域活性化に大きく寄与することから、浸水想定区域外の地域や既存の工業用地に隣接した土地の活用など、それらの存在価値を活かしたまちづくりを検討します。

### 方針④ つながりによるまちづくり

各地区の特色ある歴史や、伝統文化・伝承芸能等の知識や踊り等を伝承する機会の創出、地域づくり団体やボランティア組織等の支援・育成など、地域のつながりを大切に守り育てていきます。



# 西部地域 将来像図



## 第6章 まちづくりの実現化方策

### 第1節 実現化に向けた考え方

本計画に掲げる将来都市像やまちづくりの目標を実現するためには、行政の取り組みに対する市民の理解と協力が不可欠となりますが、そのためには、市民と行政が向き合いながら、お互いのできることを、できないことを確認して、それぞれができることを進めていくことが必要となります。さらに、市民の満足度の高い魅力あるまちづくりに向かって、市民も行政もそれぞれに肩を並べて歩んでいこうという考え方が重要となります。

また、市民だけでなく、まちで活動する民間企業や各種団体等の事業者とも連携し、効果的・効率的にまちづくりを進めていくことも重要となります。

そのため、本市では、市民・事業者・行政それぞれのまちづくりの行動計画を定め、本計画の実現化に向けて、具体的な取り組みを展開します。

### 第2節 まちづくりの行動計画

#### (1) 市民の行動計画

##### ① ふるさとを知る

まちづくりの出発点は、「ふるさとを知る」ことから始まります。普段車で通りすぎてしまう家の周りやまちなかなどを、注意深く見ながら歩いてみてください。見落としていた宝物や問題に気がつくかもしれません。気づいたことやわからないことを、家族や近所の人に聞いてみましょう。地域の歴史や文化に触れることができるかもしれません。

##### ② コミュニティを大切にする

市民の生活は、様々なコミュニティで成り立っています。

特に、近所づきあいや隣組、地区などの地域コミュニティをもとに、地域の宝物が保存、継承されてきました。

ふるさとを知り、ふるさとの大切なものに気がいたら、身近にあるコミュニティの必要性を見直して、地域のためにできることがないか考えてみましょう。

##### ③ 実際に行動する

ふるさとを知り、ふるさとの大切なものがわかったら、地域のためにできることから行動に移してみましょう。はじめは、道に落ちているゴミを拾うことでも、家の周りの花を増やすことなど、小さなことでもかまいませんから、実際に行動してみましょう。

(市民の具体的行動例)

- ・まちづくりに関する情報を読んでもみる。
- ・まちづくりに関連したシンポジウム、セミナー等があったら、積極的に参加して、他の参加者の方々とお話しをしてみる。
- ・自治会や地域の祭り等の地域活動に積極的に参加してみる。
- ・自分が住む地域だけでなく、他地域のお祭りや地域資源について知識を深めてみる。

- ・市の発信する情報や日々の生活等から、まちの課題やまちづくりの方向性に対する認識を高めてみる。
- ・SNS等の情報通信技術を活かして、市民目線による市の魅力やおすすめをPRしてみる。
- ・まちづくりで同じような考えを持つ人と実際に活動し、活動の輪を広げてみる。

## **(2) 事業者の行動計画**

今後、人口減少が見込まれる本市では、積極的に地域の民間企業や各種団体が持つ専門的なノウハウや資金を活用しながら、まちづくりを推進することが不可欠となります。そのため、まちづくりを担う地域社会の一員である事業者と連携し、日々の事業活動を通して、地域の利便性や魅力向上、活力創出等に向けたまちづくりを推進します。

(事業者の具体的行動例)

- ・行政の各種計画や制度を理解し、市民や行政のまちづくり活動に協力する。
- ・地元雇用の拡大・創出により、地域に働く場を提供する。
- ・周辺環境との調和に配慮した事業活動を行う。
- ・社会を支える立場であるとともに、地域の一員であることを意識した事業活動を行う。
- ・地域企業ならではの独自性・専門性を活かした取り組みを推進する。

## **(3) 行政の行動計画**

### **①まちづくりにおける人づくりとコミュニティの重視**

市民の満足度の高い魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域のリーダーとなって、まちづくりを推進する市民の存在が大きな力となります。行政の取り組みとしては、本市の将来を担う子ども達へまちづくりに親しんでもらう機会を積極的につくるとともに、まちづくりの勉強会やイベント等を通じた人材の発掘や育成に努めます。

また、本市を長い間支えてきたコミュニティの重要性を再認識し、コミュニティの維持に対して支援していきます。

### **②市民との情報共有と協働のまちづくりの推進**

市報やホームページ等を活用し、市が取り組んでいるまちづくりに関する施策や、事業等の進捗状況等の情報を分かりやすく発信することによって、市民等との情報共有を進めます。さらに、市政懇談会や市長のふれあい座談会、まちづくりワークショップの開催、パブリックコメント等を実施し、各主体が行政に対して意見を提案しやすい環境づくりに努めます。

また、各主体による地域交流や地域活動を積極的に支援し、協働によるまちづくりを推進します。

### **③民間活力の導入によるまちづくりの推進**

財政運営の効率化や多様な市民ニーズに対応するため、施設の整備や改修にあたっては、PFI手法の導入や指定管理者制度による管理運営など、事業者や市民等が行政と連携した公共サービスの提供等を行い、民間活力の導入によるまちづくりを推進します。

## 第3節 まちづくりの推進体制

### （1）市内体制の充実

都市計画マスタープランで示された内容は、都市計画分野だけにとどまらず、農業、住宅、福祉、防災、産業、観光振興、環境保全など広範な行政分野にわたります。社会資本整備を担う主に建設部門のみならず、関連するこれらの他部門と広く連携を図り、計画策定や事業実施に努めます。

### （2）隣接都市計画区域との整合

東根都市計画区域は、山形広域、河北及び村山の各都市計画区域と隣接していることから、これらの区域と整合を図りながら、土地利用や施設整備等を進めます。

### （3）国や県、関係機関との連携

国、県、関係機関との連携や協力体制の強化に努めます。

本市は、山形空港、山形新幹線、東北中央自動車道をはじめ、高速交通網の結節点にあり、仙台圏域とも隣接していることから、このような地理的条件を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。広域連携で実施することで、現実的・効果的・効率的な場合には、周辺市町と連携を強め、調整・補完しあいながらまちづくりを推進していきます。

# 巻末資料

## 1. 本計画策定のプロセス

開催日	会議等名称	主な検討内容
平成30年度		
平成30年11月14日	関係部課長会議	都市計画マスタープランの策定に係る基本方針（案）について
平成30年12月17日 ～平成31年3月25日	都市計画区域内土地利用等調査検討業務委託	土地利用見直し検討地域の各種基礎調査の実施
令和元年度		
令和元年7月18日	第1回 検討委員会	検証作業のスケジュール、市民アンケートについて
令和元年8月1日	第1回 策定委員会	検証作業のスケジュール、市民アンケートについて
令和元年8月5日 ～令和元年8月9日	関係各課ヒアリング	各種施策の現状、課題、基本的な考え等のヒアリング
令和元年8月21日 ～令和元年9月4日	市民アンケート	第5次総合計画市民アンケートと兼ねて実施
令和元年9月11日	第1回 市民懇話会・地域別懇談会合同会議	都市計画マスタープランの説明、東根市の宝石・原石探しについて
令和元年10月23日	第2回 地域別懇談会【中部地域】	中部地域の20年後の将来像について
令和元年10月28日	第2回 地域別懇談会【北部地域】	北部地域の20年後の将来像について
令和元年10月28日	第2回 地域別懇談会【西部地域】	西部地域の20年後の将来像について
令和元年10月29日	第2回 地域別懇談会【南部地域】	南部地域の20年後の将来像について
令和元年10月30日	第2回 地域別懇談会【東部地域】	東部地域の20年後の将来像について
令和元年10月31日	第2回 検討委員会	第1次計画の検証
令和元年12月12日	第3回 検討委員会	第1次計画の検証、市民アンケート結果について
令和元年12月24日	第2回 策定委員会	第1次計画の検証、市民アンケート結果について
令和2年1月15日	第2回 市民懇話会	地域別懇談会の報告、第1次計画検証報告について
令和2年1月23日	第3回 地域別懇談会【南部地域】	南部地域のキャッチフレーズについて
令和2年1月28日	第3回 地域別懇談会【北部地域】	北部地域のキャッチフレーズについて
令和2年1月29日	第3回 地域別懇談会【東部地域】	東部地域のキャッチフレーズについて
令和2年1月29日	第3回 地域別懇談会【西部地域】	西部地域のキャッチフレーズについて
令和2年1月30日	第3回 地域別懇談会【中部地域】	中部地域のキャッチフレーズについて
令和2年2月10日	第4回 検討委員会（書面開催）	基本構想骨子における基本理念について
令和2年2月18日	第3回 策定委員会	第1次計画検証報告書の内容確認
令和2年度		
令和2年6月17日	第5回 検討委員会	土地利用転換検討地域について
令和2年7月8日	第6回 検討委員会	都市構造の明確化、都市環境の形成について
令和2年7月21日	第7回 検討委員会	地域資源・自然が生きる環境形成、活力と交流の産業形成について
令和2年7月28日	第8回 検討委員会（書面開催）	土地利用の明確化について
令和2年9月9日	第9回 検討委員会	土地利用の明確化について
令和2年9月11日	第10回 検討委員会（書面開催）	地域別構想（中部地域、北部地域）の内容検討
令和2年9月18日	第11回 検討委員会（書面開催）	地域別構想（南部地域）の内容検討
令和2年9月29日	第12回 検討委員会（書面開催）	地域別構想（西部地域）の内容検討
令和2年10月5日	第13回 検討委員会（書面開催）	地域別構想（東部地域）の内容検討
令和2年11月18日	第14回 検討委員会（書面開催）	全体構想の内容確認
令和2年12月22日	第4回 策定委員会	第2次都市計画マスタープラン（案）の基本骨子と重点方針について
令和3年1月26日	第15回 検討委員会（書面開催）	第2次都市計画マスタープラン（案）の内容確認
令和3年1月27日	第5回 策定委員会	第2次都市計画マスタープラン（案）の内容確認
令和3年2月3日	第3回 市民懇話会（兼第4回地域別懇談会）	第2次都市計画マスタープラン（案）の内容確認
令和3年2月5日	政策調整会議	パブリックコメントについて
令和3年2月8日	都市計画審議会	第2次都市計画マスタープラン（案）の諮問について（原案どおり答申）
令和3年2月19日	市議会正副議長説明、市議会送付	パブリックコメントについて
令和3年2月19日 ～令和3年3月5日	パブリックコメント	
令和3年3月12日	政策調整会議	第2次都市計画マスタープランについて
令和3年3月17日	庁議	第2次都市計画マスタープランについて
令和3年3月25日	市議会全員協議会	第2次都市計画マスタープランについて

## 2. 本計画策定にかかる各種委員名簿

市民懇話会委員（15名） ◎委員長 ○副委員長 【敬称略】

氏名	性別	地区	備考
◎浦瀧 昇一	男	神町	自治・防災（区長会連合会）
榎 良和	男	東根	行政機関（県職員）
片桐 周三代	女	東根	子育て（子育てサークル代表）
大滝 志織	女	東根	福祉（社会福祉協議会生活支援コーディネーター）
山口 広平	男	神町	農業（果樹研究連合会会長）
斉藤 伸幸	男	神町	商工業（商工会青年部長）
本田 剛 (R1)	男	東根	観光（観光物産協会事務局長）
石垣 裕之 (R2)	男	東根	
石垣 隆弘	男	東根	前市民懇話会委員
○名和 真理子	女	東郷	前地域別懇談会委員
長瀬 敏男	男	大富	地域別懇談会西部地域委員長
渡辺 貴志	男	東根	地域別懇談会北部地域委員長
松浦 義浩	男	東根	地域別懇談会中部地域委員長
秋保 竜彦	男	神町	地域別懇談会南部地域委員長
滝口 武	男	東郷	地域別懇談会東部地域委員長

地域別懇談会委員（63名） ◎委員長 ○副委員長 【敬称略、地区・五十音順】

中部地域（11名）

氏名	性別	地区	備考
秋場 貴幸	男	東根	市職員
阿部 美季	女	東根	
石川 雄大	男	東根	
齋藤 恵美	女	東根	
高岡 早百合	女	東根	
高橋 英司	男	東根	
○日野 雅喜	男	東根	
深瀬 豊春	男	東根	前委員
細谷 由紀	女	東根	
◎松浦 義浩	男	東根	
松山 朋美	女	東根	市職員

北部地域（11名）

氏名	性別	地区	備考
石井 郁子	女	東根	
梅津 茜	女	東根	市職員
梶沼 久美子	女	東根	
菊池 幸子	女	東根	前委員
田中 研一	男	東根	
東海林 るみ	女	東根	
富樫 正義	男	東根	
早坂 理香	女	東根	
榎 悟志	男	東根	市職員
○松浦 亨	男	東根	
◎渡辺 貴志	男	東根	

南部地域（11名）

氏名	性別	地区	備考
◎秋保 竜彦	男	神町	
阿部 千佳	女	神町	
有路 裕子	女	神町	
大山 康徳	男	神町	
○粥川 稔美	女	神町	
斎藤 昭博	男	神町	前委員
坂本 香織	女	神町	
佐々木 渉	男	神町	市職員
清野 利行	男	神町	
武田 栄美	女	神町	市職員
芳賀 徹	男	神町	

東部地域（12名）

氏名	性別	地区	備考
奥山 麻衣	女	東郷	
小松 智美	女	東郷	市職員
◎滝口 武	男	東郷	
東海林 真紀	女	東郷	
村岡 秋義	男	東郷	前委員
村岡 剛裕	男	東郷	
大泉 計人	男	高崎	
大江 駿斗	男	高崎	
東海林 与志	男	高崎	市職員
東海林 ひさ子	女	高崎	前委員
松浦 洋二	男	高崎	前委員
○吉野 恭子	女	高崎	

西部地域（18名）

氏名	性別	地区	備考
植松 竜彦	男	大富	市職員
大山 美智子	女	大富	
鈴木 勇真	男	大富	
◎長瀬 敏男	男	大富	
星川 美保子	女	大富	
本田 勝彦	男	大富	前委員
石山 一穂	男	小田島	
石山 沙織	女	小田島	
大江 弘哉	男	小田島	前委員
太田 康博	男	小田島	市職員
○奥山 彰太	男	小田島	
門脇 京子	女	小田島	
奥山 浩哉	男	長瀬	
小松 文子	女	長瀬	
郷野 誠	男	長瀬	前委員
塩野 愛希	女	長瀬	
布施 麻美	女	長瀬	市職員
○保科 謙	男	長瀬	

## 3. 市民アンケート調査の概要

---

### (1) 調査の概要

#### ①目的、主旨

本計画の策定にあたり、まちづくりに対する市民のみなさんの意向、動向を把握するために実施しました。なお、本調査は、同年度に策定する「第5次東根市総合計画」の市民アンケートに本計画に関する調査内容を包括しています。

#### ②調査対象・調査時期・回収状況

令和元年8月1日現在の住民基本台帳に登録されている16歳以上の男女40,723人のうち、3,000人を無作為に抽出し、郵送調査法に基づき実施しました。調査対象件数3,000件中、回収数1,132件で回収率は37.7%でした。

調査時期：約2週間（令和元年8月21日～9月4日）

最終回収：令和元年10月28日

回収部数・回収率：1,132件（37.7%）

#### ③調査項目

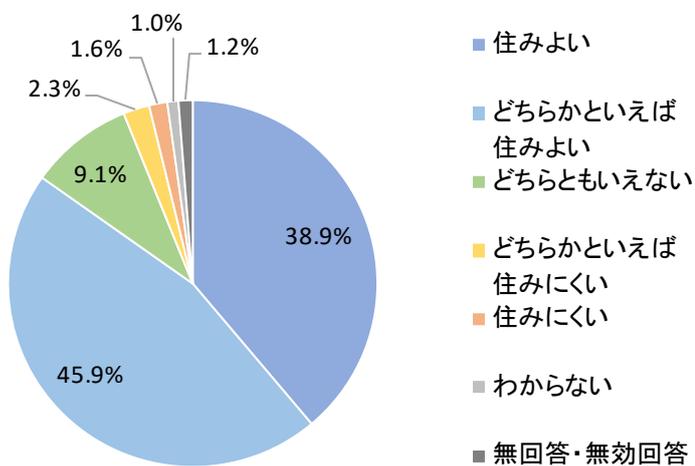
本計画に関する調査項目は次のとおりです。

- ★ 生活環境について
  - 市全体の住みよさについて
  - 生活環境の満足度
- ★ 今後のまちづくりについて
  - 市全体の将来像について
  - 今後の土地利用の進め方について
- ★ 社会的施設の整備について
  - 必要と思う施設について
  - 施設の配置について
  - 必要と思う道路・交通機関について
- ★ 少子高齢化への対応、福祉などについて
  - 防災の充実について
- ★ 産業の振興について
  - 農業の振興について
  - 工業の振興について
  - 商業の振興について
  - 観光の振興について
- ★ まちづくり活動への参画について
  - まちづくりに参加するために必要なことについて

## (2) 調査結果

### 生活環境について

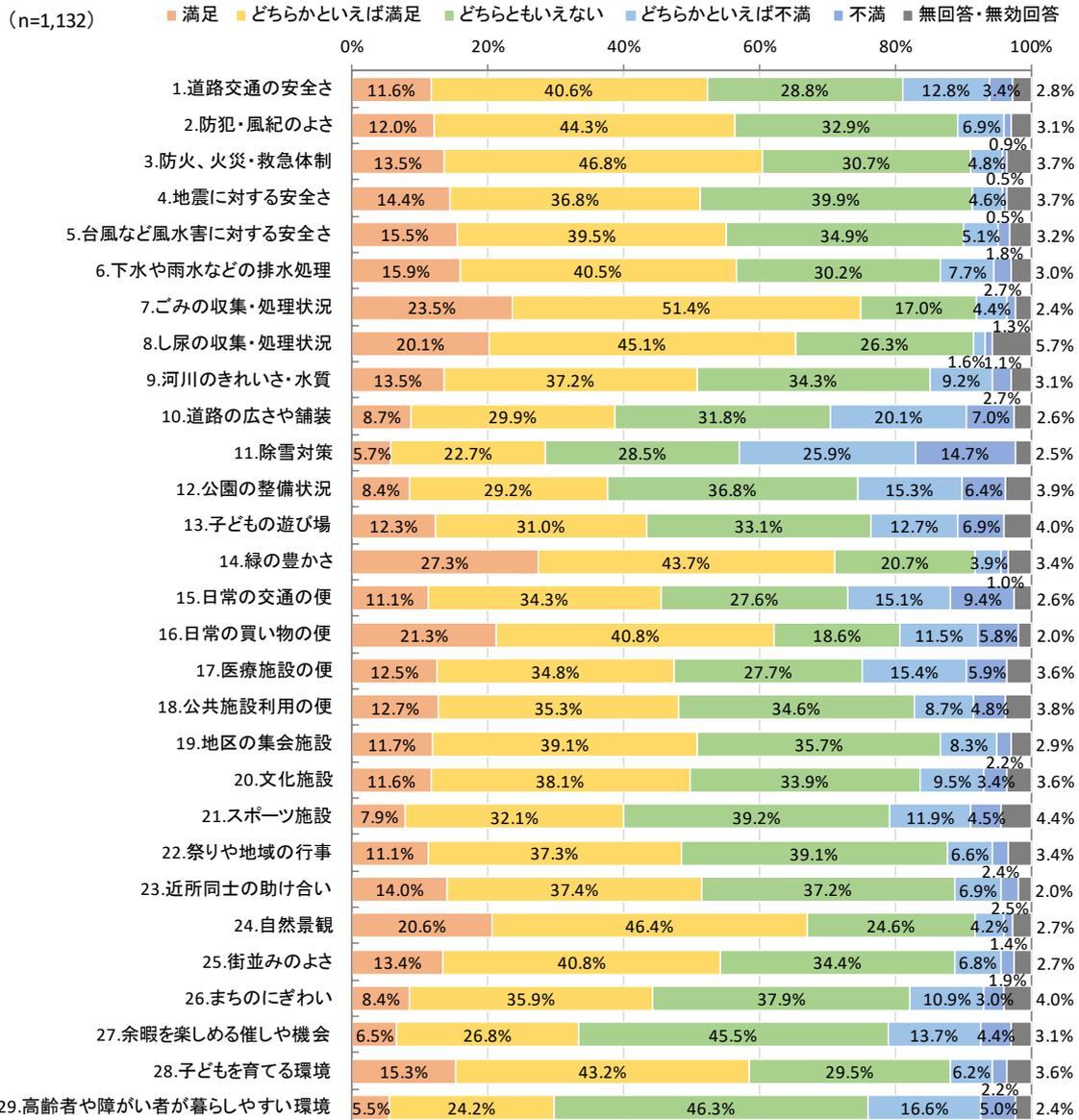
#### 市全体の住みよさについて



(n=1,132)

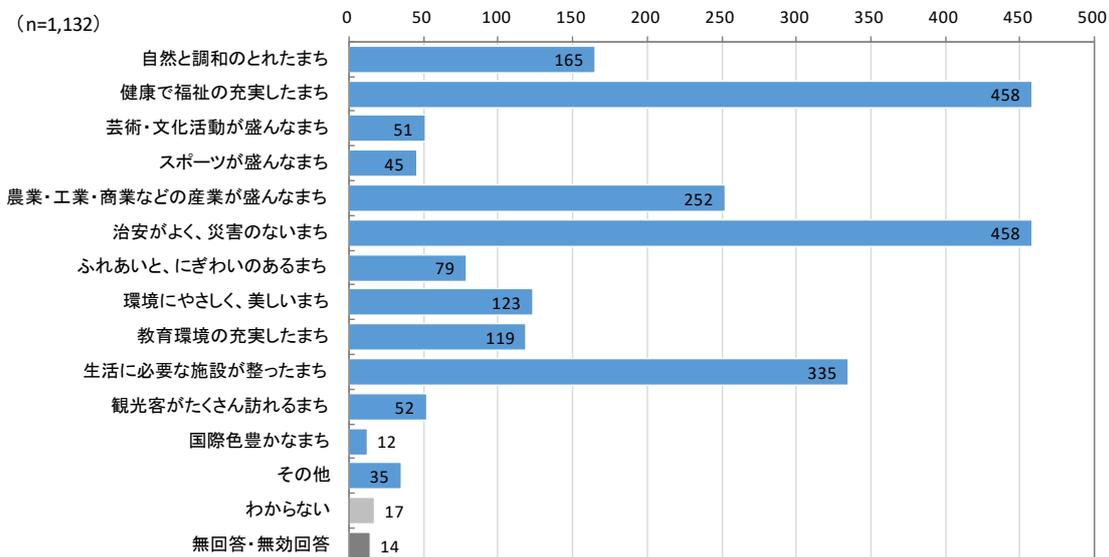
## 生活環境の満足度

- ◆ 満足度が高い項目は、「14.緑の豊かさ」、「7.ごみの収集・処理状況」、「24.自然景観」、「8.し尿の収集・処理状況」となっており、豊かな自然環境や生活に身近な廃棄物処理について評価を得ています。
- ◆ 一方、満足度が低い項目は、「11.除雪対策」、「10.道路の広さや舗装」、「15.日常の交通の便」、「12.公園の整備状況」となっており、生活の質や快適性等について比較的评价を得られてません。

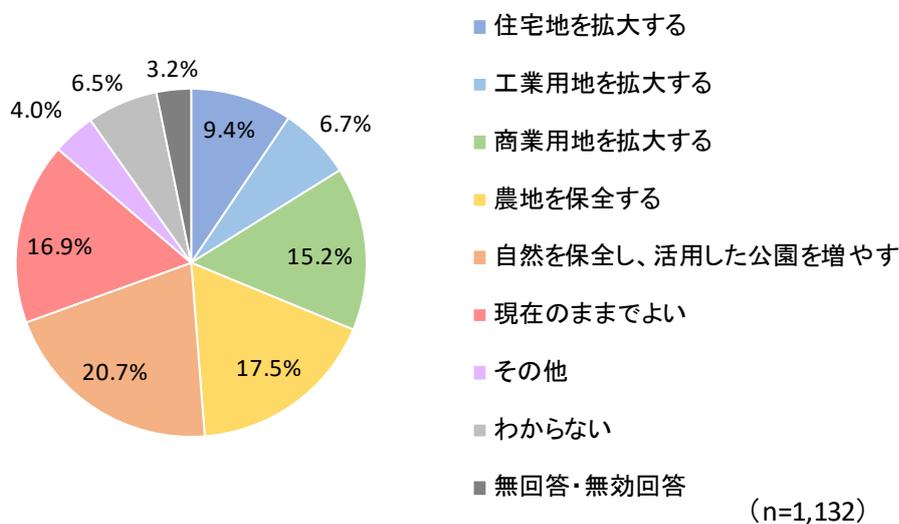


# 今後のまちづくりについて

## 市全体の将来像について



## 今後の土地利用の進め方について



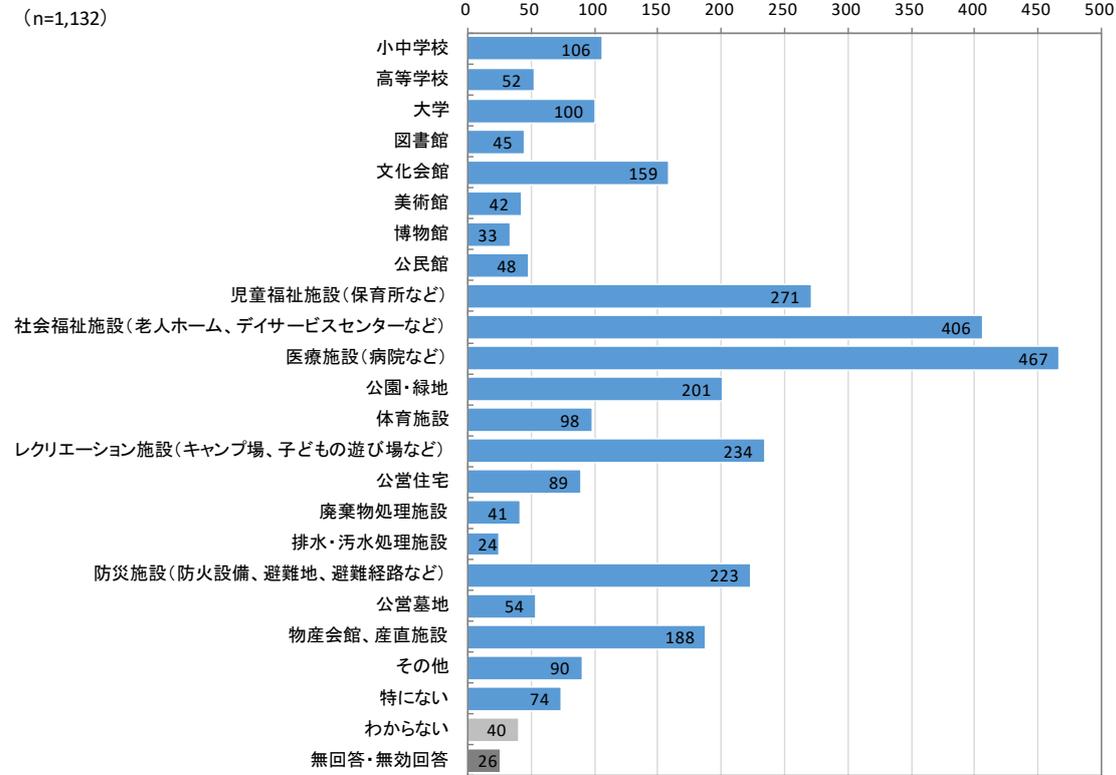
(参考) 地区ごとの状況

地区	最も割合の高い回答
東根	商業用地を拡大する/自然を保全し、活用した公園を増やす/現在のままでよい (3件とも18.7%)
神町	自然を保全し、活用した公園を増やす (26.5%)
東郷	農地を保全する (20.7%)
高崎	農地を保全する (20.5%)
大富	自然を保全し、活用した公園を増やす (21.7%)
小田島	自然を保全し、活用した公園を増やす (26.1%)
長瀬	農地を保全する (17.4%)

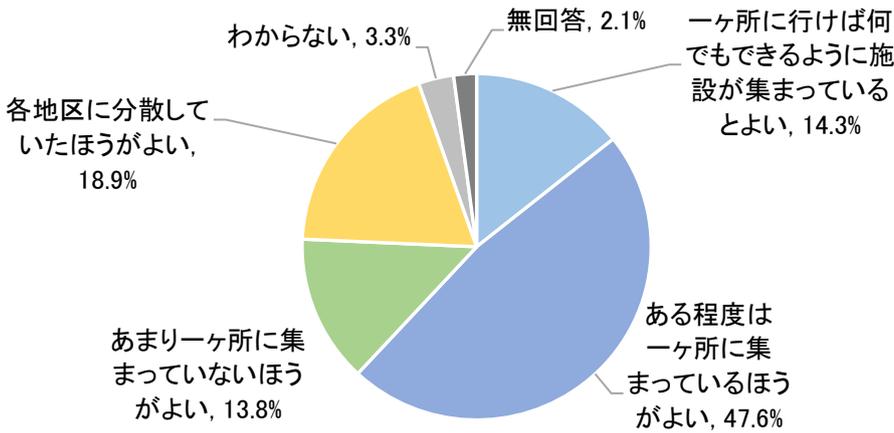
# 社会的施設の整備について

## 必要と思う施設について

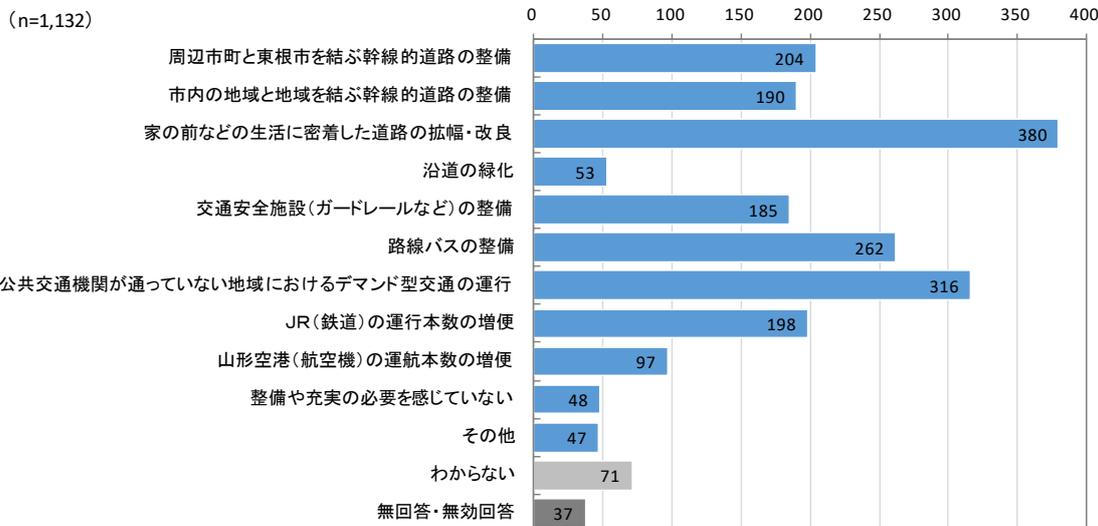
(n=1,132)



## 施設の配置について

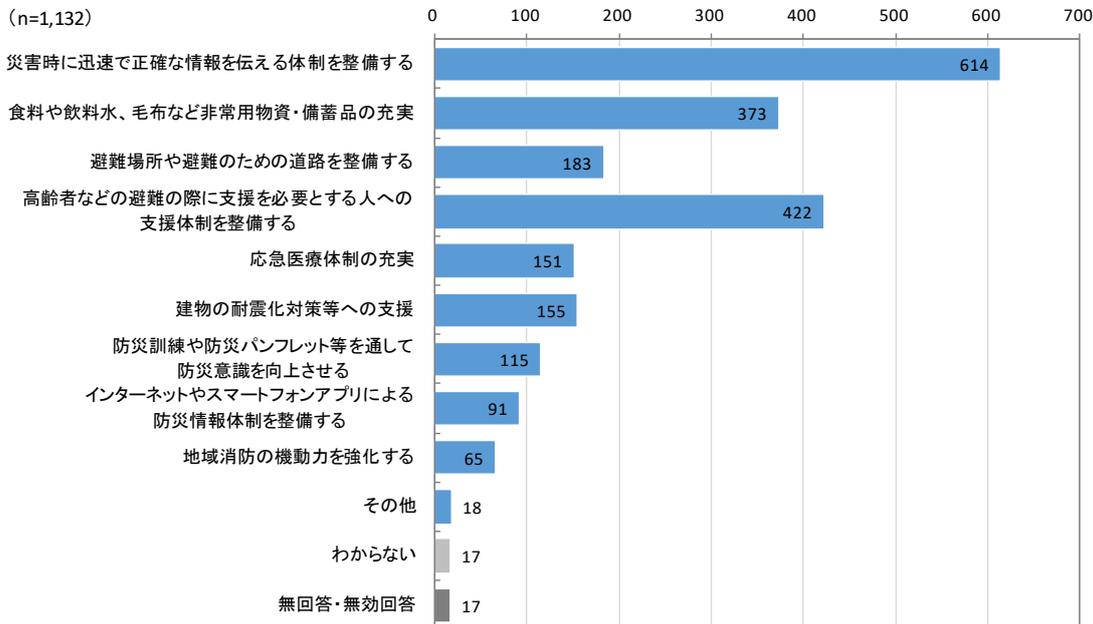


## 必要と思う道路・交通機関について



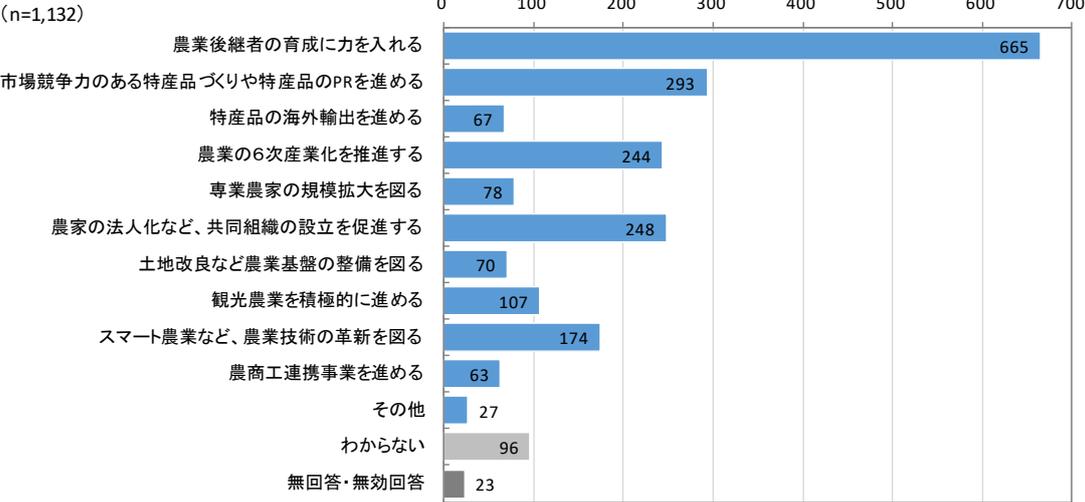
## 少子高齢化への対応、福祉などについて

### 防災の充実について

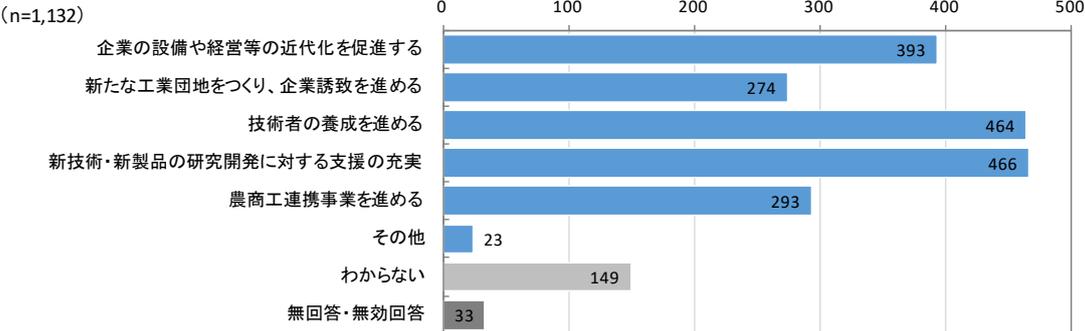


# 産業の振興について

## 農業の振興について

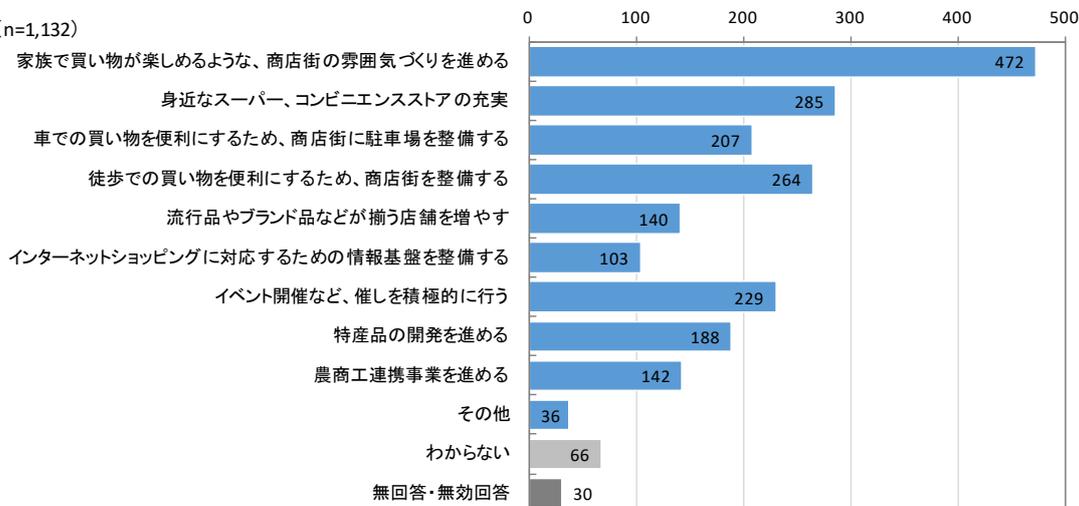


## 工業の振興について



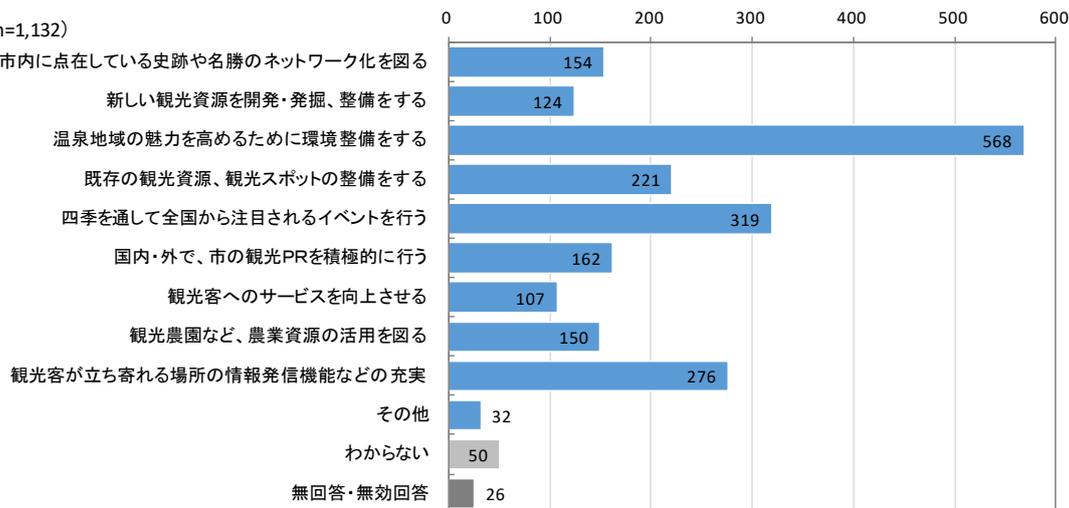
## 商業の振興について

(n=1,132)



## 観光の振興について

(n=1,132)



## まちづくり活動への参画について

### まちづくりに参加するために必要なことについて

